

東京大学(駒場Ⅰ)駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業

入札説明書等に関する質問回答(第1回目)

- 本質問回答は、平成16年9月15日(水)～9月16日(木)に受け付けた東京大学(駒場Ⅰ)駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業の入札説明書等に関する質問を入札説明書等の項目順に整理し、その回答を記載したものです。
- 質問の内容は、質問者の記載どおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、大学で整理していますので注意してください。
- 記載凡例／「番号」は通し番号です。「書類No」は下記の＜総括＞を参照してください。原則として、記載位置を示す「一般書類→」は書類No①②④⑥に、「様表資閲→」は書類No③⑤⑨に、「契約書類→」は書類No⑦⑧に対応しています。

＜ 総 括 ＞

書類No	入札説明書等	質問件数
①	入 札 説 明 書	57
②	入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等	14
③	様 式 集	25
④	要 求 水 準 書	306
⑤	要 求 水 準 書 別 表 ・ 資 料	44
⑥	落 札 者 決 定 基 準	3
⑦	基 本 協 定 書 (案)	4
⑧	事 業 契 約 書 (案)	151
⑨	そ の 他 (閲 覧 資 料 を 含 む)	15
—	合 計	619

平成16年10月 7日

国立大学法人東京大学

東京大学(駒場Ⅰ)駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業
入札説明書等に関する質問回答(第1回目)

番号	書類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
001	①	事業概要等	2	I	6	(4)				BOT部分の北館は事業終了まで民間事業者が所有するスキームですが、所有期間の建物全体の光熱水費(独立採算部分を除く)は貴大学の負担と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。BOT部分の北館の光熱水費も、本事業とは別途に大学が負担します。ただし、選定事業者が購買、書籍、食堂運営の各業務を実施するために必要とする、それぞれの関係諸室に関する光熱水費については、大学が支払うサービスの対価に含めず選定事業者の負担とします。
002	①	日影規制	4	I	6	(4)	1)			駒場Ⅰキャンパス内では、日影において既存不適格の建物は無いものとして考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
003	①	事業概要等	4	I	6	(4)	2)	ア		必要に応じて近隣補償費(日影、工事迷惑料等)を見込んでよろしいでしょうか。	入札参加者の提案に委ねます。
004	①	埋蔵文化財調査	4	I	6	(4)	2)	ア	①	事前調査業務について、埋蔵文化財発掘調査が表記されています。一方では、閲覧資料(4)埋蔵文化財発掘調査関連資料においては、本敷地当該建物部分に縄文紀の遺跡の存在が記載されております。そこで質問ですが、業務範囲として考えられている埋蔵文化財発掘調査の範囲・内容を御示し下さい。	「埋蔵文化財発掘調査の考え方」を新たに閲覧資料として追加提示します。詳細については別紙を参照してください。
005	①	事業概要等	4	I	6	(4)	2)	ア	③	施設整備に係る敷地造成等(一部撤去工事を含む)とありますが、参考プランにあります「生協教科書販売プレハブ(工事終了後撤去予定)」は本事業に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。「生協教科書販売プレハブ」の撤去工事は、本事業の業務の範囲に含まれません。
006	①	施設整備業務	4	I	6	(4)	2)	ア	③	施設整備に係る敷地造成等(一部撤去工事を含む)における撤去工事の内容を具体的に明示お願いします。	入札参加者の提案に基づく施設整備業務を実施するにあたって必要となる事業計画地内の撤去工事はすべて含まれます。その主なものとして、旧駒場寮エントランスゲート、旧駒場寮の基礎及び割栗石・碎石以外の地下工作物(コンクリート杭等)、駒場図書館西側のスロープ、各種配管・配線(切り回しを含む)、樹木(移植を含む)などがあげられます。詳細は、要求水準書等(要求水準書 別表・資料及び閲覧資料を含む)に基づ

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番 号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											いてください。ただし、これら大学が提供した資料等から確認されないもので通常予期し得ない地中障害物または文化財等が出土した場合は、大学と事業者の協議によるものとします。なお「旧駒場寮の残存する地下工作物（コンクリート杭等）関係資料」を新たに閲覧資料として追加提示します。詳細については別紙を参照してください。
007	①	施設整備業務	4	I	6	(4)	2)	ア	⑤	周辺家屋影響調査・対策とは構内近接建物及び大学敷地外の近隣住民も含まれますか。また以前の施工実績を踏まえ、範囲等に目安はありますか。	入札参加者の提案に基づく施設整備業務を実施するにあたって必要となる範囲とし、具体的な範囲については入札参加者の提案に委ねます。なお、当該範囲は、大学の構内および構外の双方を対象とします。要求水準書Ⅱ 8 (2) の「施工に対する要求事項」や事業契約書（案）第 23 条の「本件施設の建設に伴う近隣対策等」などに基づいてください。
008	①	維持管理業務	4	I	6	(4)	2)	イ	⑥	既存樹木の状況（害虫による腐蝕等）について、資料の提示はあるのでしょうか。資料が無い場合には、事業者側にて提案書提出までに事前調査を行いその結果を踏まえ事業計画を行うものと考えてよろしいでしょうか。又、建設期間中の植栽の維持管理は事業者の業務範囲と考えるのでしょうか。	既存樹木の状況について、現在以上の資料を提示する予定はありません。入札参加者による事前の調査は、東京大学教養学部等事務部経理課施設係の許可を得てから実施してください。なお、大がかりな調査については許可しない場合もあります。また、建設期間中の植栽の維持管理は、本事業における施設整備業務の範囲内として対応してください。
009	①	維持管理業務	5	I	6	(4)	2)	イ	※	本項にいう大規模修繕は、北館の大規模修繕も含むのでしょうか。	お考えのとおりです。本項でいう大規模修繕は、北館にも準用します。
010	①	対象事業の概要	5	I	6	(4)	2)	ウ		入札説明書より、和館の運営業務は本事業にふくまれていないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示のほどよろしくお願いします。	要求水準書Ⅳ 3 (1) の「業務内容」に記載されている「和館の予約管理業務」および「和館の使用許可及び管理業務」を本事業の範囲としています。詳細は、要求水準書の当該部分に基づいてください。
011	①	スケジュール	6	I	7					北館の供用開始は平成 18 年 4 月 1 日を予定されていますが、入学手続き時期と重なります。新入生の利便性を考え運営業務を円滑に実施するため、事業契約書（案）第 28 条に定める設備、備品等の	可能ですが、事業契約書（案）第 28 条の「大学による本件施設の完成確認」に支障がないよう、事前に大学との十分な協議を行ってください。また、要求水準書のⅡ 8 (2) 5) 「施工管理」のオを準用し

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										試運転等の時期までに、同29条の訓練・研修等のためにも、当該施設に商品等を搬入することは可能でしょうか。	てください。
012	①	スケジュール	6	I	7					エントランスゲート(庇)が2期工事となった場合、平成18年4月の北館供用開始から平成18年10月の南館供用開始迄北館西側のエントランスゲート部分が使用できない可能性があります、庇の建設時期、エントランスゲートの利用時期について、条件がございましたらご教示ください。	エントランスゲート(庇)の使用開始時期(I期工事(平成18年4月1日)かII期工事(平成18年10月1日)か)については入札参加者の提案に委ねます。ただし、エントランスゲート(庇)の使用開始時期をII期工事とした場合であっても、I期工事部分の供用開始に支障がないよう十分に配慮してください。
013	①	スケジュール	6	I	7	(15)				基本協定書を締結するのは「選定事業者」ではなく、「落札者」であると考えますので修正をお願いします。	「選定事業者」を「落札者」に訂正します。
014	①	スケジュール	6	I	7	(16)				本項のスケジュールよれば事業契約の締結は落札者決定から1か月後程度の予定となっていますが、一方19ページでは「落札者決定後2か月以内」となっています。通常SPCを設立するのに最低1か月程度はかかりますので、本件の事業契約の締結は「落札者決定後2か月以内」が正であると理解してよろしいでしょうか。	「(16) 選定事業者との事業契約書の締結」のスケジュールの「平成17年03月上旬」を「平成17年04月上旬」に、「(17) I期工事・設計及び建設期間」のスケジュールの「平成17年03月」を「平成17年04月」に、「(20) II期工事・設計及び建設期間」のスケジュールの「平成17年03月」を「平成17年04月」に、それぞれ訂正します。なお、入札説明書等における他の同様箇所も併せて訂正します。
015	①	スケジュール	6	I	7					平成17年03月上旬の選定事業者との事業契約書の締結から、約1年間での設計及び建設期間の設定が非常に厳しいと考えます。設計及び建設期間のスケジュールを延長していただくわけにはまいりませんかでしょうか。	I期工事部分の「設計及び建設期間」のスケジュールを延長することはできません。ご協力をお願いします。
016	①	競争参加資格	7	I	8	(1)	1)	エ		購買業務に当たる者、書籍業務に当たる者、食堂運営に当たる者については、協力会社に限らず、入札参加グループの構成員となることも許されると理解してよろしいでしょうか。	協力会社には、購買業務に当たる者、書籍業務に当たる者、食堂運営業務に当たる者が必ず含まれている必要があります。したがって、購買業務に当たる者、書籍業務に当たる者、食堂運営業務に当たる者は、入札参加グループの構成員となることはできません。
017	①	競争参加資格	7	I	8	(1)	1)	エ		「協力会社には、購買業務に当た	ご質問のような運営会社の選択方

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		等								る者、書籍業務に当たる者、食堂運営業務に当たる者が必ず含まれていること」とありますが、同じ業務に複数の運営会社(協力会社)を連ねて競争参加資格を申請し、事業決定した後に経済条件等により運営会社を取捨選択する(結果的に選定事業者と直接契約を締結しなくなる運営会社が発生する)、といった運営会社の選択方法は可能でしょうか。	法は、大学としては想定しておりません。ご質問の「事業決定した後に」の意図が分かりかねますが、競争参加資格確認申請後から入札提案書類の提出期限までの間にやむを得ない事情が生じた場合は、入札説明書 I 8 (2)「入札参加者の構成員の変更等」を適用します。ただし、ご質問のような運営会社の選択方法は、このやむを得ない事情にも該当しないと考えます。
018	①	競争参加資格等	7	I	8	(1)	2)	ウ		入札参加グループの構成員または協力会社が、競争参加資格確認申請等の提出期限から、落札者の選定が終了する期間に、建設会社が国土交通省等からの営業停止処分または食堂運営会社等が各行政より営業停止処分を受けた場合、その入札参加グループは競争参加資格を失うこととなるのでしょうか。	入札説明書 I 8 (1) 2) ウの規定のとおり、文部科学省又は東京大学から指名停止措置又は取引停止措置を受けていること以外の同種の事由(建設に当たる者が国土交通省等からの営業停止処分を受けている、食堂運営に当たる者が各行政より営業停止処分を受けているなど)で、当該入札参加グループが競争参加資格を失うことはありません。
019	①	競争参加資格	7	I	8	(1)	2)	エ		「三井安田法律事務所」は年末をもって解散する予定であると報道されましたが、その場合は同事務所に係る業務はどの法律事務所が引き継ぐこととなりますでしょうか。	平成 16 年 10 月 1 日より「三井安田法律事務所」を「西村ときわ法律事務所」に変更します。
020	①	競争参加資格等	8	I	8	(1)	2)	オ		「東京大学(駒場 I) 駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業に係る審査会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関係があるものでないこと」とありますが、東京大学生協様は本条項に抵触にすることにはならないのでしょうか。ご指示下さい。	東京大学消費生活協同組合は、審査会の委員が属する企業またはその企業と資本面若しくは人事面において関係があるものではなく、入札説明書 I 8 (1) 2) オに抵触しません。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいいます。
021	①	参加要件	8	I	8	(1)	2)	キ		購買業務、書籍業務、食堂運営業務に限り、他の入札参加者の当該業務に重複して参加できるとされていますが、要求水準書 P49 においてこれら業務の従事者については他の維持管理業務及び運営業務	購買業務、書籍業務、食堂運営業務に限り、他の入札参加者の当該業務に重複して参加できるとしていますが、これらの業務に当たる者が購買業務、書籍業務、食堂運営業務以外の業務(設計、建設、

番号	書類No	項目	一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 別頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											との兼務を可能とするとの表現もあります。このことから購買業務、書籍業務、食堂運営業務の従事者が学校事務業務及び教育研究の補助業務を兼務する場合については重複して参加することは可能なのでしょうか。	工事監理、維持管理業務、学校事務業務、教育研究の補助業務)にも当たる場合は、他の入札参加者の購買業務、書籍業務、食堂運営業務に重複して参加することはできません。要求水準書IV 3 (1) 及び (2) における「兼務」とは、「業務に当たる者」にではなく「業務の従事者」に適用されます。具体的には、「学校事務業務に当たる者」が「購買業務に当たる者」に委託して、学校事務業務の一部を購買業務に当たる者の従事者に依頼する場合などがあげられます。
022	①	競争参加資格等		8	I	8	(1)	3)	ア	⑤	「1,000 m ² 以上の食堂(厨房・客席等の合計)を含む5,000 m ² 以上の複合施設の設計業務」について/弊社では某共済組合宿泊所の実績がございます。この施設は、ホテル、結婚式場、レストラン、大洋会議室、中和会議室、会議室などの複合施設です。この中で、大洋会議室は結婚披露宴会場の用途を想定し、厨房からの料理搬入動線やパントリーも備えています。図面上の室名は大洋会議室・パントリーとなっておりますが、上記の食堂に該当すると考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。ご質問の大洋会議室・パントリーは、入札説明書で規定するところの食堂に該当します。
023	①	競争参加資格等		8	I	8	(1)	3)	ア	⑤	「1,000 m ² 以上の食堂(厨房・客席等の合計)を含む5,000 m ² 以上の複合施設の設計業務」について/弊社では某複合商業施設の実績がございます。この施設は、映画館、飲食店、物販店、遊技場などの複合施設です。この中で、飲食店のインテリアを除く設計監理業務と、飲食店の用途を前提とした防災評価、確認申請業務を行っています。この施設の飲食店部分は1,000 m ² 以上有り、延べ面積は 5,000 m ² 以上ありますが、上記の設計業務に該当すると考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。ご質問の設計業務は、入札説明書で規定するところの「1,000 m ² 以上の食堂(厨房・客席等の合計)を含む5,000 m ² 以上の複合施設の設計業務」に該当します。
024	①	競争参加資格等		8	I	8	(1)	3)	ア	⑤	設計にあたる者の要件で「総括責任者及び主任技術者（建築工事・電気工事・機械設備工事）を専任で配置できること」、とありますが、建築工事・電気工事・機械設	総括責任者と主任技術者（建築工事・電気設備工事・機械設備工事のいずれか）の双方（複数）の役割を担当することを妨げるものではありません。また、一人の担当

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										備工事それぞれの担当者を届け出る必要があるのでしょうか。「同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない」との表記は、同じ一人の技術者が、示された業務実績を複数の役割及び分野で担当した場合にのみ兼務が可能、との意味なのでしょうか。	者が、建築工事主任技術者、電気設備工事主任技術者、機械設備工事主任技術者のうち、複数の分野を担当することを妨げるものではありません。ただし複数の分野を担当する場合、当該分野の担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、入札説明書に示す業務に従事し、完了した経験を有する必要があります。
025	①	競争参加資格等	8	I	8	(1)	3)	ア	⑤	「1000㎡以上の食堂（厨房・客席等の合計）を含む5000㎡以上の複合施設的设计業務」とありますが、複合施設の定義をお示しいただけないでしょうか。1000㎡以上の食堂を含む以下の施設（事務所ビル・商業施設・ホテル・アミューズメント施設等）を複合施設ととらえてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。1000㎡以上の食堂を含む事務所ビル、商業施設、ホテル、アミューズメント施設は、入札説明書で規定するところの「複合施設」に該当します。
026	①	入札参加者及び協力会社の資格等要件	8	I	8	(1)	3)	ア	⑤	「…統括技術者及び主任技術者（建築工事・電気工事・機械設備工事）を専任で配置できること」とありますが、「専任で配置」の解釈についてご教示下さい。（建設工事期間中、当該事業を専属で担当し、他の工事案件等について兼務してはならないという意味でしょうか。）	ここ（設計に当たる者）での専任とは、他の事業の業務を一切排除するものではなく、主として本事業の業務に従事する（同時期に他の事業の業務を専任していない）ことと解釈してください。また、建設（工事）期間中までを制約するものではありません。
027	①	競争参加資格等	10	I	8	(1)	3)	エ	②	『請負を実施するに必要とする資格』とは具体的に何を指すか、ご教示ください。	入札参加者の提案によるサービス内容において、特別に必要となる資格などがある場合、その資格を有していることを証明できるものを、入札参加者の判断で提出してください。
028	①	入札参加者の構成員の変更等	11	I	8	(2)				競争参加資格確認申請書等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更及び追加について、やむを得ない事情が発生した場合は貴大学と協議の上・・・とありますが、やむを得ぬ場合とはどのような場合を想定されていますか。	やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合を除く）とは、個々のケースによって異なることであり具体的な事実でしか判断できませんが、入札参加グループの構成員（代表企業を除く）及び協力会社の倒産などが想定されます。いずれにしても、やむを得ないと思われる事情が生じて入札参加者が必要と考える場合は、速やかに大学に協議を申し入れてください。
029	①	契約保証金	16	I	14	(2)				実施方針（P14）においては、1)	現金・有価証券を扱うリスクの低

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										契約保証金の納付、2) 国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置、3) 履行保証保険のいずれかの方法による保証を行うことを想定されておりましたが、1)、2) の選択肢が無くなった理由をご教示ください。	減および事務の簡素化を図るためです。ご協力をお願いします。
030	①	契約保証金	16	I	14	(2)				履行保証保険の期間が「事業契約締結の日から」となっておりますが、履行保証保険は対象契約が必要であり、一般的にSPCでは調達が困難なことから工事請負契約において建設企業等により付保されている現状からも、「本件施設の建設請負契約の締結の日から」が妥当と考えますが、いかがでしょうか。	原案どおり「事業契約締結の日から」とします。
031	①	契約保証金	16	I	14	(2)				履行保証保険に関して、北館の引渡予定日以降の期間については、北館の建設工事の履行が完了していることから、南館及び和館の建設工事に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む。）の100分の10以上で良いのでしょうか。	お考えのとおりです。事業契約書（案）第9条第2項の「ただし書き」に基づいてください。
032	①	入札保証金	16	I	14	(2)				履行保証保険金額の建設工事費に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む）とは、事業契約書案84条の違約金の当該施設施設費相当及びこれにかかる消費税の総額の100分の10に相当する額と違い、事業契約書別紙10の施設費相当から事業者の資金調達に要する費用とその他施設整備業務に関して初期投資として必要となる費用を差し引いたものと考えてよろしいでしょうか。	履行保証保険契約の建設工事費に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む）とは、事前調査費、設計費、敷地造成等費、建設工事費、工事監理費、周辺家屋影響調査・対策費、電波障害調査・対策費、各種申請に要する費用の合計とします。
033	①	入札保証金及び契約保証金	16	I	14	(2)				建設工事に相当する金額とは事業契約にいう施設費相当と考えてよろしいでしょうか。また、選定事業者を被保険者とする履行保証保険を付保する場合、保険契約者が建設企業で、保証金額が施設費相当額の100分の10以上であれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	履行保証保険契約の建設工事費に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む）とは、事前調査費、設計費、敷地造成等費、建設工事費、工事監理費、周辺家屋影響調査・対策費、電波障害調査・対策費、各種申請に要する費用の合計とします。
034	①	契約保証金	16	I	14	(2)				設計、工事監理、建設業務がそれぞれ選定事業者（SPC）から分	お考えのとおりで問題ありません。

番号	書類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										離発注される場合はこれらの代表者として建設業者が“建設工事に相当する金額（設計費および工事監理費を含む）の100分の10以上の保証金額”による「履行保証保険」を付保することでかまいませんか。	
035	①	契約保証金	16	I	14	(2)				建設業者が選定事業者（SPC）を被保険者とする「履行保証保険」を付保する場合、BOT方式による施設（北館）の場合はSPCの中核事業者がSPCに対する保証を行うこととなるため、保険実務的には不自然（モラルリスク排除のため保険会社が引き受けない場合もある）であり、BOT方式による施設整備事業部分に関しては「履行保証保険」付保は不要ではありませんか。	原案どおり「履行保証保険契約」は必要とします。
036	①	契約保証金	16	I	14					契約保証金の代替として「履行保証保険」のみが求められておりますが、通常の公共工事同様「保証事業会社による履行保証」、「銀行による契約保証」等により代替することは可能ですか。	原案どおり「履行保証保険契約」は必要とします。なお、個々の具体的な事象については、大学と落札者が協議できることとします。
037	①	特別目的会社の設立	19	I	20					本事業に必要な資金の調達に際して、金融機関から特別目的会社の株式に対して担保権等の設定を求められる場合には大学の承諾はいただけると理解してよろしいでしょうか。	担保設定を求める金融機関等と、担保の実行等について大学との協議が調った場合には承諾します。
038	①	事業契約の締結	19	I	21	(4)				当該違約金について、基本協定書（案）第8条の内容と異なりますが、どのようにお考えでしょうか。また選定事業者に明らかな帰責事由がない場合は、違約金は請求されないものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書I21は「事業契約書の締結（違約金）」に関する事項であり、基本協定書（案）第8条は「事業契約不調の場合の処理（準備に関して既に支出した費用）」に関する事項です。
039	①	事業契約書の締結	19	I	21	(4)				貴学が違約金を請求することがあるのは、選定事業者が正当な理由なくして事業契約の締結を拒んだ場合に限られるとの認識でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
040	①	事業契約書締結	19	I	21	(4)				「選定事業者が事業契約を締結しない場合」とありますが、大学側の帰責事由により事業契約が締結に至らない状況が仮に生じた場合	合理的な事由以外によって大学が事業契約を締結しないことはありません。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										の違約金規定は特に用意されていないのでしょうか？	
041	①	事業契約の締結	19	I	21	(4)				違約金支払対象となるのは、選定事業者の責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合に限られると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
042	①	支払条件等	20	I	22					ここでいう「施設整備費相当」には、事業者の開業に要する費用、事業者の資金調達に要する費用、その他初期投資及び支払金利等は当然含まれると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。詳細については、入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等2(1)の「サービス購入費の構成」を参照してください。
043	①	保険	20	I	23	(1)	2)	ウ		予定日とは、工事完成の予定日という理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
044	①	保険	21	I	23	(2)				本件施設の維持管理・運営期間中に有効な貴大学の付保されている保険の種類、条件につきご開示願います（BTO方式による南館、和館に有効な保険およびBOT方式による北館に有効な保険のそれぞれについて）。	建物の完成後すぐに所有権が大学に移転する方式（BTO）の場合、所有権が移転した段階で「国立大学法人総合損害保険」の対象とする予定です。なお、建物の完成後も所有権が選定事業者に残る方式（BOT）の場合、選定事業者が建物を所有する間は、大学として保険の対象とはしません。
045	①	保険	21	I	23	(1)	4)	ア		保険証券ではなく、保険証券の写し又は付保証明書の提示でもよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
046	①	随意契約の予定の有無	21	I	24					「本件事業に直接関連する業務」とありますが、具体的にどのような業務を想定されているのでしょうか？	大学が本事業とは別途に用意する機器・備品等の設置を想定しています。
047	①	選定事業者の権利義務等に関する制限	23	II	1					本事業に必要なとなる資金の調達に際し、金融機関から本項各号に定める担保提供等を求められた場合には、大学の承諾はいただけると理解してよろしいでしょうか。	担保を求める金融機関等と、担保の実行等について協議が調った場合は承諾します。
048	①	本学と選定事業者の責任分担	23	II	2	(1)				「本学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本学が責任を負うこととする。」とありますが、合理的な理由とは具体的にどのような理由かお示し下さい。	本項は、大学と選定事業者の責任分担に関する基本的な考え方を示したものであり、具体的には入札説明書等（特に事業契約書（案））に基づいてください。
049	①	法令上及び税制上の措置～に関する事項	23	II	3	(1)				「BOT部分の北館の教育研究施設（校舎）部分については、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置を受けられることを予定している。」とあります。	お考えのとおりです。なお、福利厚生施設部分は、対象外ですので注意してください。また、教育研究施設部分と福利厚生施設部分の共用部分は、それぞれの面積で按

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										特例措置が受けられるものと想定して提案すればよろしいでしょうか。	分してください。
050	①	法制上税制上措置	23	Ⅱ	3	(1)				「本事業におけるBOT部分の北館の教育研究施設（校舎）部分については、不動産取得税、固定資産税、都市計画税の特例措置を受けられる予定」とありますが、北館の他の福利厚生施設部分については、上記特例措置は受けられないものと考えてよろしいですか？	お考えのとおりです。福利厚生施設部分は、対象外ですので注意してください。また、教育研究施設部分と福利厚生施設部分の共用部分は、それぞれの面積で按分してください。
051	①	法制上及び税制上の措置に関する事項	23	Ⅱ	3	(1)				「BOT部分の北館の教育研究施設（校舎）部分については、不動産取得税・・・の特例措置を受けられることを予定している。」とありますが、同じ北館の福利厚生施設部分については特例措置の対象とはなり得ないのでしょうか。	福利厚生施設部分は対象外です。また、教育研究施設部分と福利厚生施設部分の共用部分は、それぞれの面積で按分してください。
052	①	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23	Ⅱ	3	(1)				万が一、事業者の責めに帰すことのできない事由により本項に定める特例措置を受けることができなかった場合には、大学にて当該費用を負担していただくと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
053	①	土地の使用等	25	Ⅱ	4	(5)	2)			「BOT部分の建築物（北館）の所有に必要な範囲を選定事業者が無償で貸与する。」とありますが、当該範囲とBTO部分の区分けについては、具体的には提案によると考えてよろしいですか。	入札参加者の提案に委ねますが、BOT部分の建築物（北館）の所有に必要な範囲に限定してください。また、北館、南館、和館は、それぞれ別の建物として登記できるようにしてください。
054	①	支払いの減額等	25	Ⅱ	4	(4)	2)			モニタリングの結果、運営業務に関して要求水準が満たされていないことが判明した場合の、支払いの減額はどのような基準により算定されるのか、ご指示ください。	事業契約書（案）別紙12の「サービス購入費の減額の基準と方法」を参照してください。
055	①	財政・金融上の支援	26	Ⅱ	5					1)に記載の「施設整備等にかかる費用の全額」とはP20の「施設整備費相当」と同義でしょうか？また、「維持管理、学校事務業務及び教育研究の補助業務等にかかる費用」とはP20の「維持管理運営費相当」と同義でしょうか？	入札説明書Ⅰ22に関する定義については、入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等2(1)の「サービス購入費の構成」を参照してください。 また、入札説明書Ⅱ5に関する定義については、上記の定義から「登録免許税、不動産取得税、金利支払額」が「施設整備等にかかる費用の全額＝施設整備費補助金（≒施設整備費相当）」から「維持管理、学校事務業務及び教育研究の

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											補助業務等にかかる費用＝運営費 交付金（≒維持管理運営費相当）」 に移行する予定です。
056	①	財政上及び金 融上の支援に 関する事項	26	Ⅱ	5		1)			選定事業者の責めに帰すことので きない事由により、国からの補助 又は運営費交付金の支給が実行さ れない場合においても、サービス 購入費は大学の責任において選定 事業者を支払われるものと理解し てよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
057	①	財政上の支援	26	Ⅱ	5		1)			国からの補助金及び運営費交付金 の支給を受けることを予定されて おりますが、それに伴い事業上何 かしらの制約を受けることがある でしょうか。また、事業者として 行うべきことがあるでしょうか。	制約を受けることはありません。 また、選定事業者として行ってい ただくことはありません。
058	②	入札金額等の 算出方法	1		1					【参考】に記載のある算式につい て、上式の「契約希望金額」と下 式の「落札金額」は同一金額とい う理解でよろしいでしょうか？	お考えのとおりです。
059	②	サービス購入 費の支払方法 等	2		2	(1)				施設費相当の内訳に関して、「そ の他施設整備業務」のうちの「初 期投資として必要となる費用」の 中には登録免許税、不動産取得税 を含むものとされていますが、北 館について特例措置を適用した金 額を見込めばよく、和館及び南館 については当該費用を見込む必要 はないものと理解してよろしいで しょうか。	お考えのとおりです。
060	②	費用項目	3		2	(1)				「維持管理運営費相当」に含まれ る「その他の費用」のうち、「購 買、書籍及び食堂運営の各業務に 対する総合管理」とありますが、 ここでいう「総合管理」とは具体 的にどのような業務内容を示して いるのでしょうか？	要求水準書Ⅳ2 (1)の「運営業務の 総合管理」を参照してください。
061	②	費用項目	3		2	(1)				S P C運営費や火災保険等の保険 料負担は、「維持管理運営費相当」 の「その他の費用」のうち「その 他維持管理運営業務に関して必要 となる費用」に含めるという理解 でよろしいでしょうか？	入札金額等の算出方法及びサービ ス購入費の支払方法等2 (1)の「サ ービス購入費の構成」の「維持管 理運営費相当・その他の費用」を 参照してください。
062	②	施設整備費相 当	3		2	(1)	1)			「施設費相当に係る消費税等」は、 施設費相当の100分の5に相当 する金額と考えてよろしいでしょ うか。	お考えのとおりです。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
063	②	サービス購入 費の支払方法 等	3		2	(1)	1)			LIBORベース10年もののご指定 ですが、金利変動リスクに備える スワップコストの変動をベース金 利の中でおさえることができるよ うに、実際の期間に近い12年もの とすることはできないでしょう か。事業者はスプレッドの中のス ワップコスト相当を抑制すること ができるため、貴大学のコストア ップへの影響は大きくないと思わ れます。	原案どおり「LIBORベース10 年もの」とします。
064	②	サービス購入 費の支払方法 等	3		2	(1)	1)			基準金利決定日を「平成17年7 月1日」とした理由につき、ご教 示いただけますでしょうか。	大学における次年度概算要求の時 期等を考慮しました。
065	②	サービス購入 費の支払方法	3		2	(1)	1)			BOTの部分については、割賦代 金を事業期間にわたって受領し、 その間民間事業者が所有権を持つ と理解しておりますが、民間事業 者が、割賦代金を受領し税法に則 った減価償却を行いつつ、事業期 間終了時に貴大学に無償で譲渡し た場合、会計上の費用対収益の考 え方に齟齬が生じる可能性は無い のでしょうか。もし、対応策がご ざいましたらご教授いただければ 幸いです。	選定事業者の判断に委ねます。た だし、事業契約書(案)第37条第 2項の「なお、大学は、北館の所 有権留保特約付売買の購入対価と して…北館にかかる施設整備費相 当を支払うものとする。」ことに 留意してください。
066	②	支払手続	5		2	(2)	2)			「施設整備費相当の支払手続」と して、請求を受けた日の翌月25 日にサービス購入日を支払うとあ りますが、仮に請求書送付日が5 月1日となった場合には、5/25で はなく6/25になるとのことです でしょうか？	お考えのとおりです。
067	②	支払手続	6		2	(2)	2)			BOT部分、BTO部分を問わず、 施設整備費相当に係る請求書は維 持管理運営費相当の請求書とは 別々の処理であるとの理解でよろ しいでしょうか？	具体的な請求の区分については、 大学と選定事業者の協議によるも のとしします。
068	②	サービス購入 費の支払方法 等	6		2	(2)	2)	ウ		維持管理運営費相当の支払は請求 書を受けた翌月25日となります ので、支払時期は「11月」及び 「翌5月」の各25日ではないで しょうか。	お考えのとおりです。ここでの「支 払時期」は、「10月(請求の) 支払い分」「4月(請求の)支払 い分」としてお考えください。
069	②	サービス購入 費の支払方法 等	7		2	図				サービス購入費の構成イメージ図 における第01(00)回のサー ビス購入費には③の北館に係る 「維持管理運営費相当+消費税」	ご指摘のとおりです。第01(0 0)回のサービス購入費には③の 北館に係る「維持管理運営費相当 +消費税」も含まれます。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										も含まれるのではないでしょう か。	
070	②	改定方法	8		2	(3)	1)			「提案書類の提出時に使用する基 準金利」と「実際の支払に使用す る基準金利」に差が生じた場合、 この差に応じて施設整備費相当を 改定するとありますが、具体的に どのように改定するのかお示しく ださい（旧基準金利を新基準に置 換して新たな施設整備費相当を算 定するという理解でよろしいでし ょうか?）。	お考えのとおりです。「提案書類 の提出時に使用する基準金利」を 「実際の支払に使用する基準金 利」に置き換えて施設整備費相当 を算定します。
071	②	改定方法	8		2	(3)	2)			「消費税等の変更は下記の指数に 反映されている」とありますが、 どの指数につきどのように反映さ れているのかご説明ください。	指数は「企業向けサービス価格指 数・建物サービス（確報）」（日本 銀行調査統計局）です。なお、本指 数は、消費税等を含んだ価格を調査 対象としています。
072	③	提出書類の作 成要領								(6)から (11) に記載の提案書は一 体とはせず、別々に製本綴じする との理解でよろしいでしょうか?	お考えのとおりです。なお、バイ ンダー綴じは、できるだけ簡易な ものを使用してください。
073	③	「資金調達計 画等に係る提 案書」の作成に あたっての注 意事項								「予算ベースや対象年度ではな く、支払実施年度月次での記入」 とはどういう意味でしょうか? 補 足説明をお願いします。	例えば、10月から翌年3月末ま での維持管理運営費相当の支払 は、翌年4月に請求して5月の支 払となります。この場合、翌年5 月が支払実施年度月次になります。
074	③	各提案書の上 限枚数								各提案書に設定されている上限枚 数において、+α枚とは具体的に 何枚まで可能なのでしょうか。	総合計を8枚以内とします。詳細 については、＜様式14＞の注意書 きを参照してください。
075	③	提出書類の作 成要領								PDF形式データ容量が大きく、 提出CD-Rが2枚以上になるこ とは問題ないと考えてよろしいで しょうか。	お考えのとおりです。
076	③	提出書類の作 成要領								提出書類の体裁で、下記の点につ いてご教示ください。1. 例えば、 様式22で、「・建築計画の概要 と特徴等・・・」と本文記載部分 に記載されています注意書きは、 提出提案書では記載しなくて良い と考えてよろしいでしょうか。2. 様式に記載する頁番号は、6～1 1までの各正本もしくは、副本の 表紙を除く頁番号を記載すると考 えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。単なる注意 書きは記載しなくても構いません。 ただし、入札参加者の提案内 容が分かりやすくなるよう、（例 えば落札者決定基準の評価基準に 沿った）適切なタイトル等につい ては記載してください。また、6 ～11までの各正本もしくは副本 の表紙を除く頁番号を記載してく ださい。
077	③	「資金調達計 画等に係る提 案書」の作成に								BTO部分に関し、不動産取得税、 登録免許税が課税された場合は大 学にて負担していただけると理解	お考えのとおりです。

番号	書類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		あたっの注 意事項								してよろしいでしょうか。	
078	③	「資金調達計 画等に係る提 案書」の作成に あたっの注 意事項								提案書内容を補足する資料としての添付資料について、何か制限はありますでしょうか。	添付が可能かどうかは、各様式の注意書き等を参照してください。なお、A4版とし必要最小限の枚数で簡潔にまとめてください。
079	③	提出書類の作 成要領								「事業計画等に関する提案書(資金調達計画等)」はA3横使いの様式はA4折り込みとして、製本はA4製本、副本はA4バインダーに綴じることによろしいでしょうか。	お考えのとおりです。各様式の注意書き等を参照してください。
080	③	作成にあたっ ての注意事項								「予算ベースや対象年度ではなく、支払い実施年度月次で記入」とありますが、たとえば、H16年度分のものを、大学がH17年4月に支払う場合は、H17年度分に入れるとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。例えば、10月から翌年3月末までの維持管理運営費相当の支払は、翌年4月に請求して5月の支払となります。この場合、翌年5月が支払実施年度月次になります。
081	③	入札説明書等 に関する質問 書	様	03						公表したくない質問については、回答を行わないとの記載がございますが、意見として取り扱うとの理解で宜しいでしょうか？	お考えのとおりです。
082	③	グループ構成 員及び協力会 社一覧表	様	06						本事業における役割として、「設計・建設・工事監理・学校事務・教育研究の補助」と具体記述がなされていますが、これらに該当しない業務を担う構成員または協力会社がいる場合はどのような表記とすればよいでしょうか？あるいは当該役割に該当しない会社は構成員又は協力会社とは認められないということでしょうか？	「設計・建設・工事監理・学校事務・教育研究の補助」または「購買・書籍・食堂運営」の各業務に当たらない者を入札参加グループの構成員または協力会社とする場合は、当該欄に、その者が本事業において果たす(担当する)役割を記載してください。
083	③	設計に当たる 者の資格等要 件に関する書 類	様	08						様式8の◆5において、3.を証する書類として、契約書及び仕様書または図面の写しを添付してください。とありますが、図面の写しによる場合は、任意による図面1枚でよろしいでしょうか。ご教示ください。	当該仕様書または図面の写しを添付していただく趣旨は、平成6年度以降に担当者として「1000㎡以上の食堂(厨房・客席等の合計)を含む5000㎡以上の複合施設の設計業務」に従事し完了した経験を有することを確認するためであり、可能な限りこの目的に合致したもの(配置図、平面図、立面図、断面図、パンフレットなど)を添付してください。
084	③	維持管理に当 たる者の資格	様	11						維持管理に当たる者の資格等要件に関する書類の「2. 請負を実施	入札参加者の提案によるサービス内容において、特別に必要とな

番号	書類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		等要件に関する書類								するに必要とする資格を有する者であることを証明する書類」とは、具体的にどのような書類を添付する必要がありますか？	る資格などがある場合、その資格を有していることを証明できるものを、入札参加者の判断で提出してください。
085	③	周辺景観への配慮	様	26						様式集 1 頁の I. 提出書類の一覧にある<様式 26>のタイトルは「①周辺環境への配慮」となっていますが、同 40 ページのタイトルは「①周辺 <u>景観</u> への配慮」となっています。どちらが正しいのでしょうか？	当該部分の「周辺環境」を「周辺景観」に訂正します。
086	③	資金調達計画等	様	50						「②外部借入等」の欄外に「劣後借入による場合も・・・」とありますが、ここで言う劣後借入には構成企業及び協力会社等が事業者に対して拠出する、株主劣後ローンも含まれるのでしょうか？	お考えのとおりです。構成員及び協力会社が選定事業者に対して拠出する（株主）劣後ローンも含めてください。
087	③	長期事業収支計画表	様	51						損益計算書上、費用の欄を適宜追加・加工して、「修繕費相当」を分離処理することは可能でしょうか？	必要な欄を適宜追加することは可能ですが、既定の欄のは削除しないで（既定の欄の内数として）ください。また、<様式 52>から<様式 55>との整合性に注意してください。
088	③	長期事業収支計画表	様	51						消費税等の処理の欄にはどのような内容を記載するのでしょうか。	選定事業者が、消費税等の還付を受ける場合など、選定事業者の消費税等の取扱いについて、年度次形式で記入してください。
089	③	長期事業収支計画表	様	51						減価償却方法について詳細をご教示ください。	選定事業者の判断に委ねます。ただし、事業契約書（案）第 37 条第 2 項の「なお、大学は、北館の所有権留保特約付売買の購入対価として…北館にかかる施設整備費相当を支払うものとする。」ことに留意してください。
090	③	入札金額内訳書	様	52						様式 52 において事前調査業務費の欄がございますが、要求水準書によると（4）頁のⅡ施設の設計及び建設に関する要求水準 1. 一般事項（1）事前調査 3）埋蔵文化財発掘調査費が含まれていると見受けられます。埋蔵文化財発掘調査費については、各事業者により見積に差異が生じかねません。公平性を期すためにも埋蔵文化財発掘調査費を要求水準から除く等のご配慮をお願いします。	原案どおりとします。なお、「埋蔵文化財発掘調査の考え方」を新たに閲覧資料として追加提示します。詳細については別紙を参照してください。
091	③	入札金額内訳書	様	52						積算根拠の欄には、どの程度詳細	既定の枠内に収まる範囲とし、金

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		書								かつ具体的な積算根拠を提示しなければならぬのでしょうか？	額に含まれるもののうち特殊なものなど、入札参加者が必要と判断する事項を記入してください。
092	③	入札金額内訳書	様	53						入札金額内訳の「外構・その他」の項目の工事費記入において、南館、和館のエリア(敷地)区分は、提案者の設定によることでよろしいのでしょうか？	建築工事費（外構）および屋外設備工事費は、全て南館に含めてください。ただし、系統分けは、入札参加者の提案に委ねます。
093	③	入札金額内訳書	様	53						外構設備関係(散水栓、外構照明、雨水排水など)での南館、和館の建設工事費の区分はどのように考えればよろしいのでしょうか？南館、和館周辺外構として提案者の設定によるエリア(敷地)区分ごとに別々に系統分けして考えるのでしょうか？	建築工事費（外構）および屋外設備工事費は、全て南館に含めてください。ただし、系統分けは、入札参加者の提案に委ねます。
094	③	入札金額内訳書	様	53						インフラ設備関係(特に汚水・雨水排水)で、一期を成立させるために埋設設置した(二期容量を見込んだ)管・枀への二期の接続を想定した場合、建設費の区分はどのように考えればよろしいのでしょうか？	建物の外壁面以降の工事を建築工事費（外構）および屋外設備工事費と位置づけ、全て南館に含めてください。ただし、系統分けは、入札参加者の提案に委ねます。
095	③	入札金額内訳書	様	53						一期を成立させるために他へ樹木の移植を行ない、仮植、その後、二期のエリアへ移植する場合、建設工事費の区分はどのように考えればよろしいのでしょうか？例えば、仮植までは一期、これ以降は移植までの管理含め二期とする事でよろしいのでしょうか？	植栽に関する工事費用は、全て(新植、移植、撤去を含む)南館の建築工事費（外構）に含めてください。
096	③	入札金額内訳書	様	53						一期での敷地造成・土工で発生した余剰土の二期工事での処置を想定した場合、建設工事費の区分はどのように考えればよろしいのでしょうか？例えば、一期の余剰土を二期エリアに仮置まで一期の区分、その後は二期工事分と考えてよろしいのでしょうか？	入札参加者の判断に委ねます。
097	④	施設整備の基本理念	2	I	2					「東部ゾーンは、研究成果を地域と共有し、学外に発信する場」とありますが、本施設では、貴大学が研究成果を地域と共有し、学外に発信するプログラム等をお持ちの場合、具体的に内容、公表方法等についてご教示下さい。	現段階では、本施設における当該のプログラム等は未定です。
098	④	駒場 I キャンパスの構成と	2	I	3					学生、教職員、OB、地域住民の交流の場とありますが、貴大学が	現段階では、本事業計画地における当該の交流等は未定です。

番 号	書 類 No	一般書類→ 様表資問→ 契約書類→ 項目	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		本施設の位置 づけ								主催されている、地域住民との交 流を目的とした会合等がありまし たら、会の活動内容、会合期間等 についてご教示下さい。	
099	④	面積の割り振 りや位置等の 取り扱い	2	I	4	(1)				【資料5】の参考プランは、貴大 学が要求されるかなりの程度満足 するものであるとありますが、入 札公告で公表されました要求水準 書等に記載されている内容が、参 考プラン作成時に貴大学が要求さ れた全てと考えてよろしいでしょ うか。	参考プランは、入札説明書等（特 に要求水準書）を最終的に完成さ せる前に作成したものです。した がって4「参考プランを提示する 趣旨」をよく読んでいただくとと もに、参考プランと入札説明書等 （特に要求水準書）との内容に違 いがある場合は、入札説明書等（特 に要求水準書）の方を優先させて ください。
100	④	面積の割り振 りや位置等の 取り扱い	2	I	4	(1)				【資料5】の参考プラン作成に当 たり、貴大学が想定された各施設 の業務内容、業務規模等の資料を すべて公表頂くことは可能でしょ うか。例／各食堂の想定メニュー 数やサービスの仕方等	ご指摘の資料を公表する予定はあ りません。入札説明書等（特に要 求水準書）から判断して、入札参 加者の提供しようとするサービス 内容に基づいて提案してくださ い。
101	④	面積の割り振 りや位置等の 取り扱い	2	I	4					参考プランに関して、断面、構造 形式、各種仕様等の図面を公表頂 けるでしょうか。	入札参加者の提案に関する自由度 を阻害しないためにも、参考プラ ン以外の資料を公表する予定はあ りません。
102	④	参考プランの 位置等	2	I	4	(1)				食堂の厨房の位置、数についての 変更提案は可能でしょうか。また、 厨房の数を減らした場合の面積 は、例えば2つを1つにする場合、 効率的になるため2つの合計面積 よりも、機能上問題なければ、-5% を下回っても問題ないでしょう か。またこの場合、食堂面積が+5% を上回ってもよろしいでしょう か。	食堂の厨房の位置・数及び面積等 に関する事項は、要求水準書IV 6 (2)の「設置位置・規模等」、IV 7 (2)の「設置位置・規模等」に基づ いてください。ちなみに、数につ いては「食堂Aは必ず独立して設 置すること、食堂Dは必ず独立し て設置すること」、想定面積・想 定階の取り扱いについては「要求 水準書II 5 (3)の「主要諸室と想定 面積等」によること」としていま す。
103	④	施設の建設	4	II	1	(3)	1)			要求水準書の施設建設において、敷 地造成等（一部撤去工事を含む） とありますが、旧駒場寮の建物基 礎及び杭は撤去済みと考えてよろ しいでしょうか。ご教示ください。	旧駒場寮のとりこわし工事の工事 範囲（閲覧資料(7)の「旧駒場寮解 体関係図面」を参照）は、基礎及 び割栗石・碎石の撤去までであり、 これら以外の地下工作物（コンク リート杭等）が残存しています。 入札参加者の提案に基づく施設整 備業務を実施するにあたって必要 となる旧駒場寮の残存する地下工 作物（コンクリート杭等）の撤去 工事も、本事業の業務範囲としま す。なお「旧駒場寮の残存する地

番号	書類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											下工作物（コンクリート杭等）関係資料」を新たに閲覧資料として追加提示します。詳細については別紙を参照してください。
104	④	施設の建設	4	II	1	(3)	1)			敷地造成等（一部撤去工事を含む）が含まれていますが、設計・工事期間等を考慮し、都市計画法第29条に定められた「許可の必要な開発行為」に該当するような造成工事は想定していないと解釈してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
105	④	施設の設計	4	II	1	(2)	3)			工事開始までに必要な手続きについて、本物件の扱いは確認申請扱いと考えてよろしいでしょうか。	特定行政庁の判断に従ってください。大学としては、確認申請か、計画通知かを問いません。
106	④	周辺家屋影響調査・対策	4	II	1	(3)	4)			貴大学が既設建物建設に当たり、周辺住民との間で家屋調査・対策について協議された内容があれば、公表頂けますでしょうか。	過去の施設整備等において、当該協議の事例はありません。
107	④	適用基準等	6	II	3					適用基準の適用とは、基準類の最新版に準じた機能、性能を有することと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
108	④	適用基準等	6	II	3	(13)				「国立大学法人東京大学駒場地区自家用電気工作物保安規程」は、ホームページでの公表、もしくは、閲覧出来ると考えてよろしいでしょうか。	当該部分の「東京大学駒場地区自家用電気工作物保安規程」を「東京大学教養学部自家用電気工作物保安規程」に訂正します。なお、「東京大学教養学部自家用電気工作物保安規程」を新たに閲覧資料として追加提示します。詳細については別紙を参照してください。
109	④	敷地条件	7	II	4	(3)				既存の分線盤、通信ケーブルを「資料12」を参考に、別ルートに切り回すとありますが、放送設備の始点は何処にありますかお知らせ願います。又、通信ケーブルの切り回しを行うのに既存通信ケーブルは共同構内で接続しても宜しいですか。	放送設備の始点は門衛所とします。なお、通信ケーブルの接続位置については、入札参加者の提案に委ねます。
110	④	地盤状況	7	II	4	(4)				教養部図書館新営工事時のボーリング調査結果以外に、近隣の建物（キャンパスプラザ、多目的ホール、105号館等）建設時のボーリング調査結果がありましたらご提示いただきたくお願いいたします。	キャンパスプラザ、多目的ホール、105号館の調査は行っていません。閲覧資料(10)にて「教養学部図書館新営工事に伴うボーリング位置図、ボーリング柱状図、地層推定断面図」とともに「教養学部体育館新営に伴う地盤調査報告書」も閲覧していますので参考にしてください。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
111	④	インフラ整備 状況	7	Ⅱ	4	(2)	1)			対象敷地西側に埋設されている共同溝の埋設状況の判る資料(断面形状、埋設深さなど)をご教示下さい。	「共同溝関係資料」を新たに閲覧資料として追加提示します。詳細については別紙を参照してください。
112	④	インフラ整備 状況	7	Ⅱ	4	(2)	3)			“3)都市ガス：150φ土中埋設（【資料9】を参照）”とありますが、本入札提案においては、増強せず、本既設管150φで「本施設で必要とするガスを賄える」と考えて提案してよろしいでしょうか。	利用可能なガス量は、東京ガスと協議してください。
113	④	インフラ整備 状況	7	Ⅱ	4	(2)	4)			“4)上水：100φ共同溝内（【資料9】を参照）”とありますが、本入札提案においては、増強せず、本既設管100φで「本施設で必要とする上水を賄える」と考えて提案してよろしいでしょうか。	提示のインフラ条件で賄える提案内容としてください。
114	④	規模・構造等	7	Ⅱ	5	(1)	1)			規模・構造等とあり面積が提示されていますが、要求水準書でうたわれる面積はすべて、国有財産法にもとづいて算定される数値でしょうか。それとも建築基準法で定められる数値でしょうか。特にエントランスゲートの面積が含まれるかどうかについてご指示いただきたい。	建築基準法に基づく床面積とします。また、エントランスゲートの床面積の取り扱いについては、特定行政庁の判断に従ってください。なお、入札説明書等（特に要求水準書）においては、エントランスゲートを「屋内的用途に供さないポーチ」と規定し床面積には参入していません。
115	④	規模・構造等	7	Ⅱ	5	(1)	1)			延床面積の算出方法について規定がございましたら御教示ください。	建築基準法に基づく延べ面積とします。
116	④	規模・構造等	7	Ⅱ	5	(1)	1)			延べ面積増+2%、減-1%の範囲内とありますが、業務内容の提案（サービス水準を向上させるため）により増加した場合、その取り扱いをご教示ください。	「延べ面積増+2%、減-1%の範囲内」との条件は、どのような事情があろうとも厳守してください。
117	④	規模・構造	7	Ⅱ	5	(1)	1)			各施設の有効面積が全て要求水準を満たしていれば、通路・機械室等を工夫することで全体の面積を減じ、結果的に延べ面積 10,000㎡に対して-1%を下回ってもよろしいでしょうか。	「延べ面積増+2%、減-1%の範囲内」との条件は、どのような事情があろうと厳守してください。
118	④	施設概要	7	Ⅱ	5	(1)	1)			延べ面積の制限が記載されていますが、配置・導線計画で記載されている条件下であれば建築面積の制限はないと考えてよろしいでしょうか。	建築面積の制限は設けていませんが、建築基準法や入札説明書等（特に要求水準書）を満たす提案内容としてください。
119	④	階数	7	Ⅱ	5	(1)	2)			原則地上3階、地下1階とありますが、原則に抵触する基準をご教	建築基準法や入札説明書等（特に要求水準書）を満たす提案内容で

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										示ください。	あれば、階数については入札参加者の提案とします。
120	④	構造	7	Ⅱ	5	(1)	3)			構造形式は応募者の提案によるありますが、適用基準における「学校建築構造設計指針・同解説」の適用範囲についてご教示ください。	指針（ガイドライン）として位置付け、構造設計において有効に活用してください。なお、具体的な構造形式等は、入札参加者の提案に委ねます。
121	④	主要諸室と想定面積等	8	Ⅱ	5	(3)				主要諸室に清掃要員控室の記載がありませんが、大学側から無償貸与して頂けると考えて宜しいですか。	入札参加者の提案に基づく施設管理室（本件施設の共用部分に配置）を作業員詰所として、選定事業者は無償で提供します。また、北館の実習室受付または多目的教室受付（選定事業者が維持管理業務及び運営業務の事務室として使用する部分）についても、施設管理室に準じて取り扱い、選定事業者は無償で提供します。
122	④	主要諸室と想定面積等	8	Ⅱ	5	(3)				主要諸室について、北館または南館に集約することは可能でしょうか。また、どちらかの館に集約した場合も、各施設延べ床面積±5%は守る必要があるでしょうか。ご教示下さい。	要求水準書Ⅱ 5 (3) の「主要諸室」は、要求水準書に記載されているとおりの各施設（北館、南館、和館）に配置してください。また「各施設の延べ面積±5%の範囲内」との条件は、厳守してください。
123	④	主要諸室と想定面積等	8	Ⅱ	5	(3)				北館の表の備考欄に防音・防振対策の記述があり、【別表 1】に具体的な許容騒音値が記述されていますが、防振対策についても具体的な指標等があれば、ご教示ください。	床衝撃音遮音性能の遮音等級 L _L -45 以上とする。
124	④	主要諸室と想定面積	8	Ⅱ	5	(3)				身体運動実習室で行われる日本舞踊等は実習のみと考えてよろしいでしょうか。また、授業受講者数の直近の実績をご教示ください。	日本舞踊は、日本伝統文化の実習の一事例として提示したものであり、その内容は実習が中心となります。また、直近の実績はありません。
125	④	主要諸室と想定面積	8	Ⅱ	5	(3)				身体運動実習室附属倉庫内に貴大学が想定されている、保管機器類のリストをお教えください。	現段階では、保管する機器類は未定です。なお、要求水準書Ⅱ 5 (3) の「主要諸室と想定面積等」では想定面積が「適宜」となっていますが、大学としては 15 m ² 程度を想定しています。
126	④	主要諸室と想定面積	8	Ⅱ	5	(3)				身体運動実習室受付＋受付事務室での受付機能は他の受付と兼用も可能とありますが、他の受付業務とは舞台芸術実習、音楽実習を兼用とお考えでしょうか。	「身体運動実習室受付＋受付事務室」（3F）の受付機能は、「実習室受付」（2F）、「多目的教室受付」（1F）と兼用することも可能です。
127	④	主要諸室と想定面積	8	Ⅱ	5	(3)				舞台芸術実習室の使用にあたりバトン、特殊照明等の使用は想定さ	お考えのとおりです。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										れていないと考えてよろしいでしょうか。	
128	④	主要諸室と想定面積	8 9	II	5	(3)				本計画に隣接する多目的ホールと、音楽実習室、舞台芸術実習室との使用形態、連携等をご教示ください。	現段階では、両者の連携等は想定していません。
129	④	主要諸室と想定面積	8	II	5	(3)				舞台実習で火や水の使用等の想定がありましたら、具体的にご教示ください。	舞台芸術実習での火や水の使用等は想定しておりません。
130	④	主要諸室と想定面積	8	II	5	(3)				舞台芸術実習室では大道具や場面転換用等の使用はないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
131	④	主要諸室と想定面積	8	II	5	(3)				舞台芸術実習室倉庫に保管を想定されている備品類について、内容、個数等をご教示ください。	現段階では、保管する備品類は未定です。なお、要求水準書Ⅱ 5 (3) の「主要諸室と想定面積等」では想定面積が「適宜」となっていますが、大学としては15㎡程度を想定しています。
132	④	主要諸室と想定面積等	8	II	5	(3)				表中に示されている(提案による)という記載は、大学各関係者の要望であると判断して構わないでしょうか。例：舞台芸術実習室には音楽実習室との間にテラスを設置するという要望である。	表中の「○○…○○(提案による)」との記載は、当該の内容が「参考プラン」と連携していることを示しており、大学の要望の一部ですが、必須であるところの要求水準ではありません。つまり、入札参加者の提案に委ねるところです。
133	④	主要諸室の備考欄	8	II	5	(3)				主要諸室の一覧表の備考欄に○○室を含むという表現がある室については、平面図の中に具体的な間仕切りを描いて示す必要がありますでしょうか。または、スペース取りだけ行い、含む小部屋名を羅列すれば十分でしょうか。	主要諸室の一覧表の備考に「○○室を含む」と記載されている室についても、平面図の中に具体的な間仕切りを描いてください。
134	④	主要諸室と想定面積	9	II	5	(3)				音楽実習室の講義以外で用いる自主的実習とは、講義課題に取り組むものであり、サークルや同好会等が用いるものではないと考えてよろしいでしょうか。	サークルや同好会等が使用することも想定して提案してください。
135	④	主要諸室と想定面積	9	II	5	(3)				多目的教室ごとに計画されています倉庫は、教室内で物品の搬出入を行い、廊下側に搬出入用の開口を設ける必要はないと考えてよろしいでしょうか。	入札参加者の提案に委ねます。
136	④	主要諸室と想定面積	9	II	5	(3)				北館E Vが4基計画されていますが、荷捌きスペースに計画されているE Vは荷物用E Vと考えてよろしいでしょうか。また、機能を担保しつつ、コスト削減のため	荷捌き室に計画しているE Vは、荷物用E Vを想定しています。荷物用E Vと一般常用E Vを分けることは、大学の要望の一部ですが、必須であるところの要求水準では

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										各E Vを併用することは可能と考 えてよろしいでしょうか。	ありません。つまり、入札参加者 の提案に委ねるところです。
137	④	主要諸室と想 定面積	9	Ⅱ	5	(3)				資料5で、書籍部とイベントホ ールの間仕切壁が身体運動実習室 2・3間と同じ可動間仕切壁を表 現する波線となっておりますが、 要求水準書備考欄に記載がないた め追記と考えてよろしいでしょ うか。	当該の部分は、必ずしも（可動） 間仕切りを想定しているわけでは ありません。区分の方法について は、入札参加者の総合的（関係法 令、使い勝手、意匠、設備等）な判断 に委ねます。
138	④	主要諸室と想 定面積	9	Ⅱ	5	(3)				福利厚生施設における客用便所と は、他の便所と具体的に仕様を変 更する必要があるかご教示くださ い。【別表1】諸室の要求水準か らでは客用仕様の差異がないため です。	大学としては仕様を変更する必要 がないと考えていますが、具体的 には入札参加者の提案に委ねま す。
139	④	主要諸室と想 定面積等	9	Ⅱ	5	(3)				主要諸室と想定面積等の中で、北 館地下倉庫は購買・書籍運営者に 貸付とありますが、倉庫以外の機 能（会議室・休憩室等）として使 用することは可能でしょうか。	購買業務及び書籍業務の関係諸室 としてであれば、倉庫以外の用途 として使用することも可能です。 面積は、双方又はどちらかに参入し てください。
140	④	主要諸室と想 定面積等	9	Ⅱ	5	(3)				イベントホールは備考（概要及び 要求性能等）欄に書籍に含めるこ とも可能とありますが、購買部、 書籍いずれかに含めた場合、その 位置は1階、2階どちらでもよい と考えてよろしいでしょうか。	大学としては1階が望ましいと考 えていますが、具体的には入札参 加者の提案に委ねます。
141	④	イベントホー ル	9	Ⅱ	5	(3)				イベントホールは大学側から事業 者への貸付の部分であります。が、 当該部分を事業者以外が使用を希 望した場合、使用料を徴収するこ とは問題がないと考えて宜しいで しょうか。（事業者以外の具体例： 東大学生・東大教員等）	事業契約書（案）別紙14の「建 物賃貸借契約書」に基づいてくだ さい。ここでは、目的外の使用や 転貸等を禁止しておりますが、 個々の具体的なケースについて は、大学との協議によるものとし ます。
142	④	想定面積等	10	Ⅱ	5	(3)				P10の食堂関連施設（食堂A～食 堂D）のうち、食堂Cについて厨 房施設と併せた面積が985㎡（食 堂C：685㎡+厨房C：300㎡）と 記載されている一方で、要求水準 書P56の食堂Cの面積は730㎡と されています。いずれの数値を正 と考えればよいのでしょうか？ （食堂A：920㎡、食堂B：575 ㎡、食堂D：465㎡については、 双方一致しております。）	要求水準書IV6(2)の「施設位置・ 規模等 食堂C」の「730㎡+α」 を「985㎡+α」に訂正してくだ さい。なお、想定面積の取り扱い については、要求水準書Ⅱ5(3) の「主要諸室と想定面積等」に基 づいてください。
143	④	主要諸室と想 定面積	10	Ⅱ	5	(3)				表中「シャワー便所」とは、「シ ャワー及び便所」と考えてよろし いでしょうか。	お考えのとおりです。

番号	書類No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
144	④	主要諸室と想定面積	10	II	5	(3)				搬入用E Vの貴大学が想定されている積載荷重をご教示ください。	入札参加者の提案に委ねます。
145	④	主要諸室と想定面積	10	II	5	(3)				荷解き室への搬入車両は北側からとありますが、貴大学が想定されている搬入物用大型車両はないと考えてよろしいでしょうか。例：ウイング式大型トレーラー等／貴大学が想定されている、搬入用設備機器のサイズ、重量、搬入方法についてご教示ください。	大学としてはグランドピアノ程度の備品の搬入が可能であればよいと考えていますが、具体的には入札参加者の提案に委ねます。
146	④	主要諸室と想定面積	10	II	5	(3)				食堂Cと食堂Dとを連続させた階段を設置とありますが、資料5の貴大学の計画では、連続する階段が、E Vホールに隣接する階段室となっており、他室を挟む計画ですが、食堂Cと食堂Dとを連続させた階段とは他室を挟む形でよいと考えてよろしいでしょうか。	大学としては、食堂Cが混雑していた場合に利用者が容易に食堂Dへ移動できることに配慮しましたが、具体的には入札参加者の提案に委ねます。なお、表中の「○○…○○（提案による）」との記載は、当該の内容が「参考プラン」と連携していることを示しており、大学の要望の一部ですが、必須であるところの要求水準ではありません。つまり、入札参加者の提案に委ねるところです。
147	④	主要諸室と想定面積	10	II	5	(3)				各食堂の想定利用人員には、屋外テラスの利用人員は含まないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
148	④	主要諸室と想定面積等	10	II	5	(3)				主要諸室と想定面積等の中で、A・B・C・D各厨房に更衣室、休憩室、シャワー便所をそれぞれに設置するようになっていますが、ある階に集約してもよろしいでしょうか。	大学としては、事業期間終了後に食堂運営業務に当たる者が変わることも想定し、各厨房に隣接して当該の諸室を設置するのが望ましいと考えていますが、具体的には入札参加者の提案に委ねます。ただし、食堂Aを独立して設置すること、食堂Dを独立して設置することについて配慮してください。
149	④	主要諸室と想定面積	11	II	5	(3)				和室における、欄間、床の間等はないと考えてよろしいでしょうか。	入札参加者の提案に委ねます。
150	④	主要諸室と想定面積	11	II	5	(3)				和室1及び和室6のみが想定面積が40㎡となっていますが、和室2,3,4,5との使用目的や使用人数の違いをご教示ください。	特に違いを想定しておりません。なお、各和室を連続させて大部屋として使用することにも対応してください。
151	④	主要諸室と想定面積等	11	II	5	(3)				主要諸室と想定面積等の中で、更衣室・休憩室A、更衣室・休憩室Bは部屋として2ヶ所で計画されていますが、他の設備室等との調整がつけば1ヶ所にまとめることは運営業者との調整で変更可能です。	大学としては、事業期間終了後に食堂運営業務に当たる者が変わることも想定し、複数箇所に分けて設置するのが望ましいと考えていますが、具体的には入札参加者の提案に委ねます。ただし、食堂A

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										しょうか。	を独立して設置すること、食堂Dを独立して設置することについて配慮してください。
152	④	屋外作業スペース	11	II	5	(3)				屋外作業スペースにおいて、雨天時の駒場図書館の利用も検討と記載されていますが、駒場図書館での具体的利用内容についてお教え下さい。又、運營業務に支障をきたさず且つ図書館での利用頻度が高い場合の当該部分の光熱費及び建物使用料については、大学と事業者との利用時間按分により費用負担を行うものと考えて良いでしょうか。	雨天時などの一時的な荷解き程度で、利用頻度は少ないと考えてください。したがって、光熱水費及び建物使用料の按分は想定していません。
153	④	管理室	12	II	5	(3)				和館で管理室は設けるが常駐管理は行わないとありますが、管理方法は管理室の利用を含めて事業者の提案によるものでしょうか。	要求水準書IV 3 (1)の「業務内容」に記載されている「和館の予約管理業務」および「和館の使用許可及び管理業務」を本事業の範囲としています。なお、管理方法（管理室の利用を含む）は、入札参加者の提案に委ねます。
154	④	和館・管理室	12	II	5	(3)				和館の管理室は常駐管理は行わないとの記載がありますが、【別表2機器・備品表】では机・椅子・受付カウンターを設置することとなっております。管理室についてどのような運用を想定されているのでしょうか？	要求水準書IV 3 (1)の「業務内容」に記載されている「和館の予約管理業務」および「和館の使用許可及び管理業務」を本事業の範囲としています。なお、管理方法（管理室の運用を含む）は、入札参加者の提案に委ねます。
155	④	主要諸室と想定面積	12	II	5	(3)				管理室は、常駐管理は行わないとありますが、貴大学が想定されている運用方法をご教示ください。	要求水準書IV 3 (1)の「業務内容」に記載されている「和館の予約管理業務」および「和館の使用許可及び管理業務」を本事業の範囲としています。なお、管理方法（管理室の運用を含む）は、入札参加者の提案に委ねます。
156	④	駒場 I キャンパス全体とのつながり	13	II	6	(1)	1)			当該敷地が指定されています「緑道」にかんする、図面等の資料は早期に閲覧もしくは、ホームページ上で公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	閲覧資料(1)の「駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱等」に記載されています。
157	④	基本コンセプト	13	II	6	(1)	2)			基本コンセプトのデザインの方針や透過性に関する提案の評価は、落札者決定基準における加点項目審査のどの評価項目で評価されるのでしょうか。	主に、落札者決定基準 5 (3) 1)の「①周辺景観への配慮」「②機能性・室内環境」の評価項目が該当します。
158	④	デザインの方針	13	II	6	(1)	2)	ア		「簡素で上品な質の高いデザイン」の参考施設をご教示ください。	例示されている施設は該当しません。入札参加者の提案に関する自

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 別頁	I 番 号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										例：東大駒場Ⅰ情報教育南棟	由度を阻害しないためにも、個別の参考施設を提示する予定はありません。より優れた品質レベルの提案を期待しています。
159	④	デザインの方針	13	Ⅱ	6	(1)	2)	イ		色彩計画において、原色の使用は想定していないとありますが、空間認識のバリアフリー、さらには、色覚バリアフリーを目的としての原色の使用は出来ると考えてよろしいでしょうか。また、既設図書館雑誌閲覧コーナーとランドスケープとの一体化で、雑誌閲覧コーナーの原色が外部に延長されることは出来ると考えてよろしいでしょうか。	象徴的な意味での原色の使用は想定しておりません。また、具体的な計画に関する質問には回答できません。入札参加者の総合的な判断に委ねます。
160	④	施設の耐用期間	14	Ⅱ	6	(3)	1)			「長期間使用可能な施設」とありますが、「長期間」とは具体的に何年程度が想定されるのかご教示下さい。	一般的な建物の耐用年数（≒法定耐用年数等）以上を想定しています。
161	④	土地利用に関する基本的要件	14	Ⅱ	6	(4)	2)			南館へのサービス動線は、駒場図書館のサービスヤードとの共用スペースとありますが、実施方針に関する質問回答及び意見234で、図書館の身障者用出入口も兼ねるとされています。資料5地下1階平面図では身障者車両用駐車スペースが計画されておりませんが、図書館搬入車両、身障者用車両等については本事業とは別に、貴大学において設計、整備されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の内容については、要求水準書Ⅱ8(2)7)の「工事中の既存施設へのアクセス」を参照してください。
162	④	土地利用に関する基本的要件	14	Ⅱ	6	(4)	3)			「当該敷地東南側にある住宅地への雨水流出事故」について、当該事故の具体的な状況等を御教示ください。	構内の雨水排水グレーチングを落ち葉が塞ぎ、大量の雨水が敷地外に流出して発生しました。
163	④	施設の耐用期間	14	Ⅱ	6	(3)	3)			貴大学現時点で想定されています、用途変更等の計画がありましたらご教示ください。	現時点で、用途変更等の計画はありません。
164	④	設計要求水準	14	Ⅱ	6	(1)	4)	ウ		防火水槽等（既存を除く）を設置する必要が発生しますか。また、設置する必要がある場合、設置位置、容量等について御指示ください。	新たに防火水槽を設置する必要はありません。ただし、提案する施設については、消防法の規定を満足するものとしてください。
165	④	建築計画における基本的要件	15	Ⅱ	6	(5)				購買業務・書籍業務・食堂運営業務を行なうにあたって、開かれたキャンパスを外部の人達に理解し	出来るだけ協力しますが、具体的には大学等との協議によるものとします。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										てもらい、来ていただく為に学外、 学内に新店舗の案内看板やサイ ン工事を施す事は可能でしょう か。	
166	④	配置・動線計画	15	Ⅱ	6	(5)	1)	イ		「銀杏並木…延長部分には、原則 として、エントランスゲート(庇) 以外の建築物は計画しない」とす る理由についてご教示下さい。	「駒場地区キャンパス再開発・利 用計画要綱」の軸に該当するた めです。閲覧資料(1)の「駒場地区 キャンパス再開発・利用計画要綱 等」を参照してください。
167	④	配置・動線計画	15	Ⅱ	6	(5)	1)	ウ		キャンパスプラザや多目的ホール との離隔距離を1階部分で最低6 M以上を確保することとしていま すが、2階部分について離隔距離 の規程はないと解釈してよろしい でしょうか。	入札参加者の総合的な判断に委ね ます。
168	④	設計要求水準	15	Ⅱ	6	(5)	1)	カ		「駒場図書館の東側に増築予定の 駒場図書館Ⅱ期が予定されてい る」とのことですが現時点におい て想定されている工期をご教示願 います。	現段階では、駒場図書館の増築の 工期は未定です。
169	④	配置・動線計画	15	Ⅱ	6	(5)	1)	カ		急斜面エリアに設けた安全対策設 備における駒場図書館Ⅱ期工事時 に、撤去等は本事業期間中も貴大 学が行うものと考えてよろしいで しょうか。	お考えのとおりです。
170	④	配置・動線計画	15	Ⅱ	6	(5)	1)	ケ		中庭を横断するアプローチには、 雨天対策として屋根等をつけるこ とは不可でしょうか。	入札参加者の提案に委ねます。
171	④	配置・動線計画	15	Ⅱ	6	(5)	1)	ケ		北館南側バルコニー下部を吹き放 し廊下として整備とありますが、 南側バルコニーが多目的ホール入 り口まで雨よけ庇として延長され ると考えてよろしいでしょうか。 資料 5/2 階平面図では雨よけ庇 が多目的ホール入り口までは達し ていないと思われます。	入札参加者の提案に委ねます。
172	④	配置・動線計画	15	Ⅱ	6	(5)	1)	サ		和館西端を既存多目的ホール東端 に揃えるようにとのことですが、 和館の軸線を中庭を構成する他の 建物と違うような配置計画は不可 と解釈してよろしいでしょうか。	和館西端は、既存多目的ホール東 端に揃うよう計画してください。
173	④	断面計画	16	Ⅱ	6	(5)	3)	イ		北館はコミュニケーション・プラ ザの日照環境を考慮した建物高さ とするとのことですが、日照環境 上支障がなければ、北館の階数を 現在の3階から4階にすることは 可能でしょうか。	一般的(直接的)には、3階建て を4階建てにすることは日照環境 の低下と考えられますが、具体的 には入札参加者の総合的な判断に 委ねます。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
174	④	断面計画	16	II	6	(5)	3)	イ		日照環境を考慮した建物の高さの評価基準をご教示ください。	入札参加者の総合的な判断に委ねます。
175	④	内装計画	17	II	6	(5)	4)	カ		音楽実習室及び音楽実習準備室の音響設計について、特に残響時間等の仕様があれば、ご教示ください。又、音楽実習準備室は3室ありますが、3室共、音響設計をする必要があるのでしょうか。	大学の音楽関係室に必要な数値としてください。具体的には、下記の値を参考としてください。（人数は想定・数値は目安） ＜平均吸音率＞ 実習室 0.30～0.35 (100 人入室時) 準備室 0.30～0.40 (2～3 人入室時) ＜残響時間＞（オクターブバンド中心周波数 1000HZ） 実習室 0.7（空室） 0.4（100 人入室） 準備室 0.2（空室）
176	④	内装計画	17	II	6	(5)	4)	カ		音楽実習室及び音楽実習準備室は、専門家による音響設計を適切に行うとありますが、専門家の資格や条件等をご教示ください。	入札参加者の提案に委ねます。
177	④	内装計画	17	II	6	(5)	4)	カ		音楽実習室、音楽実習準備室に求められる、残響時間、干渉周波数帯域、RASTI 評価尺度等の音響性能について具体的数字でご教示ください。	大学の音楽関係室に必要な数値としてください。具体的には、下記の値を参考としてください。（人数は想定・数値は目安） ＜平均吸音率＞ 実習室 0.30～0.35 (100 人入室時) 準備室 0.30～0.40 (2～3 人入室時) ＜残響時間＞（オクターブバンド中心周波数 1000HZ） 実習室 0.7（空室） 0.4（100 人入室） 準備室 0.2（空室）
178	④	外装計画	17	II	6	(5)	5)	ウ		色調の選択に当たっては、共に中庭を構成する駒場新図書館との連続性に特別な配慮が求められるものとありますが、新図書館の外装計画は定まっているのでしょうか。それとも現駒場図書館と同じと考えてよろしいでしょうか。	既存の駒場図書館に倣うものとして考えください。
179	④	外装計画	17	II	6	(5)	5)	エ	②	外壁窓に原則としてペアガラスを使用するとありますが、技術的に可能な場所は全てということでしょうか。あるいは、大面積の窓を除く小窓はペアガラスということでしょうか。	原則としてペアガラスを使用してください。意匠的（技術的）な観点からペアガラスにできない場合には、それを補う断熱対策を提案してください。
180	④	外装計画	17	II	6	(5)	5)	エ	④	「北館の西側外壁は底に覆われるため」とありますが、エントラン	エントランスゲートの設置は大学の要望ですが、必須であるところ

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番 号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										スゲートとしての庇は、必須事項 でしょうか。ご指示ください。	の要求水準ではありません。つま り、入札参加者の提案に委ねると ころです。
181	④	外装計画	17	Ⅱ	6	(5)	5)	エ	④	「北館西側外壁は庇に覆われる 為」との表現がありますが、「エ ントランスゲート(庇)」の設置は 要求水準との理解で宜しいでしょ うか。	エントランスゲートの設置は大学 の要望ですが、必須であるところ の要求水準ではありません。つま り、入札参加者の提案に委ねると ころです。
182	④	外装計画	17	Ⅱ	6	(5)	5)	キ		南館西側ファサードには排気経路 等は設けないとありますが、中庭 側への排気についてのお考えをご 教示ください。	美観上と臭気対策に配慮したもの であり、中庭側も同様に設けない ものとし、排気は屋上に集約して ください。
183	④	外装計画	17	Ⅱ	6	(5)	5)	キ		歴史的建物は105号館ではなく、 101号館の誤りではないでしょ うか。	「105号館」を「101号館」 に訂正します。
184	④	外装計画	17	Ⅱ	6	(5)	5)	ク		南館の西側外壁面には開口部を極 力設けずとありますが、ガラリだ けでなく、窓も極力設けないとい うことでしょうか。その場合の意 図は何でしょうか。また、窓も極 力設けないとは、具体的にどれく らいの面積以下であれば良いでし ょうか。仮に防音対策であるとし たら、F I X窓であればよろしい でしょうか。	「参考プラン」に基づいた場合、 厨房の開口部が西側に面ことは、 美観上に好ましくないとの趣旨か らです。具体的には入札参加者の 提案に委ねます。
185	④	外装計画	17	Ⅱ	6	(5)	5)	ク		北館の北側外壁面には採光のため に最大限大きな開口部を設ける、 とありますが、南館北側外壁面の 誤りではないでしょうか。北側外 壁面が正しいとした場合、意図は 何でしょうか。	誤りではありません。北側に大き な開口部を設けることの意図（メ リット）については、入札参加者 の判断に委ねます。
186	④	外装計画	17	Ⅱ	6	(5)	5)	ク		「南館の西側外壁面には開口部を 極力設けず…」の理由をご教示く ださい。	「参考プラン」に基づいた場合、 厨房の開口部が西側に面ことは、 美観上に好ましくないとの趣旨か らです。具体的には入札参加者の 提案に委ねます。
187	④	福利厚生施設	18	Ⅱ	6	(5)	7)	エ		参考平面図には記載がありません が、ゴミ置き場についても平面図 に明示する必要がありますでしょ うか。	食堂運営に関しては、地下1階を 想定しています。なお、購買、書 籍、食堂運営の各業務に使用する ゴミ置場は、各業務の関係諸室と して設置してください。具体的 には入札参加者の提案に委ねます。 なお、このゴミ置場は、本事業の 業務の範囲である清掃業務で使 用するゴミ置場とは、別のものと ので注意してください。
188	④	福利厚生施設	18	Ⅱ	6	(5)	7)	オ		南側のサービスヤードには、6台	原則として6台以上としてくださ

番号	書類No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										分程度の業務用駐車場(屋根付)を設置するとありますが、実際に運営業務を実施する企業の要望で設置位置・台数を変更することは可能でしょうか。	い。また、設置位置は事業計画地内としてください。
189	④	福利厚生施設	18	Ⅱ	6	(5)	7)	オ		「6台分の業務用駐車場」は、搬出入等として運営事業者が利用するものと考えてよろしいでしょうか。	原則として、お考えのとおりです。
190	④	建築計画における基本的要件	18	Ⅱ	6	(5)	8)	エ		建物内は原則として全館禁煙とするが、一部喫煙室を設けるとの記述がありますが、【別表1】諸室の要求水準には喫煙室の記載はございません。一部とはどこを想定されているのかお示してください。	南館の共用部分に配置してください。具体的には入札参加者の提案に委ねます。
191	④	その他	18	Ⅱ	6	(5)	8)	エ		喫煙室となる部屋をご教示ください。また原則として建物内は全館禁煙とされていますが、屋外バルコニー等での喫煙は許可されるのでしょうか。	南館の共用部分に配置してください。具体的には入札参加者の提案に委ねます。
192	④	その他	18	Ⅱ	6	(5)	8)	ケ		夜間の和館利用の用途についてご教示ください。	主に学生の合宿用途を想定しています。
193	④	その他	18	Ⅱ	6	(5)	8)	エ		「一部喫煙室を設ける」とありますが、具体的な喫煙室等の想定がございましたら御教示ください。また、「全館禁煙」とありますが屋外テラスについても禁煙対象と考えるべきかご教示ください。	南館の共用部分に配置してください。具体的には入札参加者の提案に委ねます。
194	④	構造計画	19	Ⅱ	6	(6)	1)	エ		基礎構造（杭）の設計方針、工法選択については、特別な要求事項、制約条件等はないと考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。
195	④	構造計画	19	Ⅱ	6	(6)	1)	オ		コンクリートひび割れに関して、貴大学がお持ちの基準をご教示ください。	大学には、該当する基準はありません。入札参加者の提案に委ねます。
196	④	設計要求水準	20	Ⅱ	6	(7)	3)			BTO施設に設置する設備及び備品について、一部リース対応とすることは可能でしょうか？	購買、書籍、食堂運営の各業務を実施するために、大学が支払うサービスの対価に含めず選定事業者が費用を負担するところの特殊内装等、演出付加設備等、什器備品類等については、その調達方法を問いません。
197	④	建物管理方法	20	Ⅱ	6	(7)	3)	イ		設備監視機能で、ローカル監視システムとは、設備機器の警報等の信号を維持管理会社が持つ監視室に接続しないと考えてよろしいでしょうか。	ここでの「ローカル監視システム」とは必須事項を表しており、当然必要となる選定事業者（維持管理に当たる者）が本施設内に設置する監視盤等への接続も行ってくだ

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											さい。具体的には入札参加者の提案に委ねます。
198	④	ネットワーク	20	Ⅱ	6	(7)	3)	ウ		①ネットワーク管理者を定め、必要な場合には早急に対応するとの記載が有りますが、ネットワークの知識がある者を常駐させる必要はなく、電話等の受付で設備業者が駆けつけ対応するとの認識でよろしいでしょうか。／②ネットワーク上の問題が明らかに事業者の責任で無い場合は、通常の設備維持管理の業務範囲外との認識でよろしいでしょうか。（ウィルス等の除去は多大な費用がかかる場合があり、その都度別途相談に応じるのが通常と思います。）	ネットワーク管理者を常駐させる必要はありません。電話連絡等に速やかに対応できるようにしてください。また、ネットワーク上の問題が選定事業者の責任でないことが明らかな場合は、その対応について本事業の業務の範囲外とします。
199	④	建物管理方法	20	Ⅱ	6	(7)	3)	ウ		「ネットワーク管理者を定め、必要な場合には早急に対応すること」とは、ネットワーク管理者を常駐させるということですか。	ネットワーク管理者を常駐させる必要はありません。電話連絡等に速やかに対応できるようにしてください。
200	④	建物管理方法	20	Ⅱ	6	(7)	3)	ウ		「ネットワーク管理者」に関して、対象施設、業務範囲、費用負担、責任分担等についてご教示ください。	本事業において選定事業者が設置した設備ならびにこれらに直接的に関係する範囲を対象とします。また、これらの設備の管理を本事業の業務の範囲とし、大学が支払うサービスの対価に含むものとします。詳しくは、要求水準書Ⅱ 6 (7)4) キの「構内情報配管設備」を参照してください。
201	④	建物管理方法	20	Ⅱ	6	(7)	3)	ウ		ネットワーク上の問題対応としてネットワーク管理者の配置とありますが、貴大学のシステムトラブルとの調整等が必要な場合も予想されますが、その調整方法についてご教示ください。また、本事業が原因により貴大学システムトラブルを生じた場合の貴大学の規程等をあわせてご教示ください。	ネットワーク管理者は、障害等が発生した場合、大学のシステム管理者に連絡するとともに、必要に応じてその者の指示により、障害等の排除に協力するものとします。
202	④	ネットワーク 管理者	20	Ⅱ	6	(7)	3)	ウ		ネットワーク管理者は本事業施設内に常駐することを条件としますか。	ネットワーク管理者を常駐させる必要はありません。電話連絡等に速やかに対応できるようにしてください。
203	④	建物管理方法	22	Ⅱ	6	(7)	4)	ア	⑨	貴大学が別途調達する機器・備品の仕様（電気容量等）、数量に関するリストをご教示ください。	要求水準書とともに、要求水準書別表・資料の「別表1」「別表2」を参照してください。
204	④	受変電設備	23	Ⅱ	6	(7)	4)	ウ	①	資料1 1に記載の既存受変電設備図の今回用の接続VCBは、使用	使用可能な状態にあります。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										可能状態にあるという認識でよろしいでしょうか。	
205	④	受変電設備	23	II	6	(7)	4)	ウ	③	既存の電力監視設備のリモートステーション仕様を開示ください。	既存の「中央監視制御装置に関する資料」を新たに閲覧資料として追加提示します。詳細については別紙を参照してください。
206	④	受変電設備	23	II	6	(7)	4)	ウ	⑥	既存電力監視設備の改修において、要求水準書記載の改修以外に、例えばグラフィックパネルの改修などは発生しないのでしょうか。	既存監視装置の改修は、本事業の業務の範囲とします。なお、既存の「中央監視制御装置に関する資料」を新たに閲覧資料として追加提示します。詳細については別紙を参照してください。
207	④	構内電話交換設備	24	II	6	(7)	4)	カ	③ ⑥	③では、「内線電話機の設置場所は【別表 1】による」とあり、⑥では、「内線電話機の設置は、大学が本事業とは別途に用意する。」とあります。内線電話機の扱いについてご指示願います。	内線電話機の本事業（工事）の範囲は、特記がない限り端子（ジャック）の設置までとします。要求水準書 別表・資料の「別表 1」を参照してください。
208	④	構内情報配管設備	24	II	6	(7)	4)	キ		①及び②で記載されている基幹ネットワーク仕様や支線ネットワーク仕様のLAN機器は、事業者の業務範囲との認識でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
209	④	構内情報配管設備	24	II	6	(7)	4)	キ		コンピューターウィルスに感染した場合、その責めは事業者側が負わないという認識でよろしいでしょうか。（持込PC等で悪意を持ったユーザーが、ウィルスをばらまくのを防ぐのは難しいと思います。）	選定事業者の責任であることが明らかな場合以外は、その責めを選定事業者が負う必要はありません。
210	④	構内情報配管整備	24	II	6	(7)	4)	キ		情報用コンセントは、全居室に設置すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 別表・資料の「別表 1」の「LAN配線」を参照してください。
211	④	施設の設計及び建設	25	II	6	(7)	4)	ケ シ		警報表示装置及び火災報知設備について、門衛所に一括警報を表示する、と定められています。既存施設の管理業務受託者（門衛所の警備員）は、駒場コミュニケーション・プラザ施設の供用開始後、維持管理業務にどのように関わってくるのでしょうか？ご教示ください。	門衛所の従事者は、第一報に対する緊急の措置を行います。選定事業者の維持管理・運営業務の一部を代替するものではありません。具体的な役割、取るべき措置、その他の詳細事項については、大学と選定事業者とで協議して定めるものとします。
212	④	保安警備業務	26	II	6	(7)	4)	ス		本項では、「施設内の管理を目的とし監視カメラ及びモニター装置を設ける」とありますが、【別表 1】（3）ページ（i）監視設備には、本事業（工事）の範囲は、	要求水準書 II 6 (7) 4) スに記載されている「①カメラ設置箇所：【別表 1】に記載の箇所に設ける。」と「②モニター設備箇所：【別表 1】に記載の箇所に設ける。」を削除

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番 号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										配管及びボックスの設置までとするとの記載があります。監視カメラ及びモニター装置については、あくまで配管とボックスの設置のみで、カメラ・モニタ本体の設置は事業範囲外との解釈で宜しいでしょうか？	してください。 1. まず、選定事業者が本事業の保安警備業務を実施するために必要とする「施設内の管理を目的とし監視カメラ及びモニター装置を設ける」ことは本事業の業務の範囲とし、具体的な設置箇所等は入札参加者の提案に委ねます。（維持管理・運営業務） 2. つぎに、要求水準書 別表・資料の「別表1」の「監視カメラ」に記載している箇所は、購買、書籍関係諸室のみであり、当該部分については配管及びボックスの設置までを本事業（工事）の業務の範囲とし、大学が支払うサービスの対価に含めます。（施設整備業務） 3. 2の部分の配線、監視カメラ及びモニター装置の設置は、大学が支払うサービスの対価に含めず選定事業者の負担としてください。（購買、書籍業務）
213	④	監視カメラ設備	26	Ⅱ	6	(7)	4)	ス		監視カメラ及びモニター装置につきまして、工事範囲は配管及びボックスの設置までとあります。機器及び配線工事については別途工事と考えてよろしいでしょうか。ご指示下さい。	要求水準書Ⅱ 6 (7)4) スに記載されている「①カメラ設置箇所:【別表1】に記載の箇所に設ける。」と「②モニター設備箇所:【別表1】に記載の箇所に設ける。」を削除してください。 1. まず、選定事業者が本事業の保安警備業務を実施するために必要とする「施設内の管理を目的とし監視カメラ及びモニター装置を設ける」ことは本事業の業務の範囲とし、具体的な設置箇所等は入札参加者の提案に委ねます。（維持管理・運営業務） 2. つぎに、要求水準書 別表・資料の「別表1」の「監視カメラ」に記載している箇所は、購買、書籍関係諸室のみであり、当該部分については配管及びボックスの設置までを本事業（工事）の業務の範囲とし、大学が支払うサービスの対価に含めます。（施設整備業務） 3. 2の部分の配線、監視カメラ及びモニター装置の設置は、大学

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											が支払うサービスの対価に含めず 選定事業者の負担としてください。 (購買、書籍業務)
214	④	監視カメラ設備	26	Ⅱ	6	(7)	4)	ス		「施設内の管理を目的とし監視カメラ及びモニター装置を設ける。」とありますが、【別表 1】〈表記内容の説明〉(i) ①監視カメラの項目で、「本事業(工事)の範囲は、配管及びボックスの設置までとする。」とありますので、機器、配線工事については別途工事と解釈してもよろしいでしょうか。	要求水準書Ⅱ 6 (7) 4) スに記載されている「①カメラ設置箇所:【別表 1】に記載の箇所に設ける。」と「②モニター設備箇所:【別表 1】に記載の箇所に設ける。」を削除してください。 1. まず、選定事業者が本事業の保安警備業務を実施するために必要とする「施設内の管理を目的とし監視カメラ及びモニター装置を設ける」ことは本事業の業務の範囲とし、具体的な設置箇所等は入札参加者の提案に委ねます。(維持管理・運営業務) 2. つぎに、要求水準書 別表・資料の「別表 1」の「監視カメラ」に記載している箇所は、購買、書籍関係諸室のみであり、当該部分については配管及びボックスの設置までを本事業(工事)の業務の範囲とし、大学が支払うサービスの対価に含めます。(施設整備業務) 3. 2の部分の配線、監視カメラ及びモニター装置の設置は、大学が支払うサービスの対価に含めず選定事業者の負担としてください。(購買、書籍業務)
215	④	防犯設備	26	Ⅱ	6	(7)	4)	セ		「カード方式の出入退管理システムを、別表 1 に記載の各室出入口及び外部との出入口に設置する。」とありますが、別表 1 には K1 の記載室はありません。諸室の出入口には設置不要と考えてよろしいですか？また、外部との出入口における設置箇所は提案によると考えてよろしいですか？	現在、大学において最終調整を行っておりますので、入札説明書等に関する質問回答(第2回目)の回答と合わせて回答します。
216	④	施設の設計及び建設	26	Ⅱ	6	(7)	4)	セ	①	『既存の他施設導入のシステム』について、メーカー及びシステム概要等をご教示ください。	現在、大学において最終調整を行っておりますので、入札説明書等に関する質問回答(第2回目)の回答と合わせて回答します。
217	④	防犯設備	26	Ⅱ	6	(7)	4)	セ	①	防犯設備は既存の他施設導入のシステムとするとありますが、既存のシステムに関する具体的な情報を開示願います。	現在、大学において最終調整を行っておりますので、入札説明書等に関する質問回答(第2回目)の回答と合わせて回答します。

番号	書類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
218	④	防犯設備	26	II	6	(7)	4)	セ	②	設置場所は【別表1】に記載の・・・とありますが、【別表1】にはカード方式となるK1の対象箇所がありませんが、設置する必要がないという解釈でよろしいでしょうか。	現在、大学において最終調整を行っておりますので、入札説明書等に関する質問回答（第2回目）の回答と合わせて回答します。
219	④	構内配電線路設備	26	II	6	(7)	4)	ソ		施設の工事に当たり支障となる既存図書館への高圧ケーブルの切り回し工事も本事業にて行うとありますが、停電可能時間はどの位でしょうか。	具体的には大学との協議によることとしますが、必要と思われる相当程度の時間を休日等の昼間に確保することが可能です。
220	④	構内通信線路設備	26	II	6	(7)	4)	タ		施設の工事に当たり支障となる既存図書館への通信ケーブルの切り回し工事も本事業にて行うとありますが、通信の停止可能時間はどの位でしょうか。	具体的には大学との協議によることとしますが、必要と思われる相当程度の時間を休日等の昼間に確保することが可能です。
221	④	搬送設備	27	II	6	(7)	4)	ツ		必要に応じて、小荷物専用昇降機やエスカレータを設置するとの記載がありますが、これらは大学側の要望ではなく、事業者の提案上で必要であれば設置すると判断してよろしいでしょうか。	小荷物専用昇降機およびエスカレータを設置することは、大学の要望の一部ですが、必須であるところの要求水準ではありません。つまり、入札参加者の提案に委ねるところです。
222	④	熱源設備	27	II	6	(7)	5)	ア	①	主熱源は都市ガスとありますが、電気はないと考えてよろしいでしょうか。	空調設備を中央熱源方式とする場合のみ、主熱源を都市ガスとしてください。
223	④	機械設備における基本的要件	28	II	6	(7)	5)	イ	⑥	「空調方式は、天井隠蔽型とし・・・」とありますが、天井カセット型等の別方式に提案で変更することは可能でしょうか。	機器が室内側に露出する方式の採用は不可とします。なお、必要な天井点検口はふち無しのタイプとしてください。
224	④	衛生器具設備	29	II	6	(7)	5)	カ	①	「男子小便器には、尿石による排水管のつまりを予防するための薬剤供給装置を設ける。」とありますが、薬剤供給装置と同等の尿石予防効果があれば、薬剤供給装置に替わるものを採用することは可能でしょうか？	薬剤供給装置に替わるものの採用は可能です。
225	④	外構計画	30	II	6	(8)	1)			旧駒場寮の歴史性継承のための参考図面や資料は公表頂けるのでしょうか。例／旧駒場寮の紋章や記念品、銅像等	入札説明書等で公表している以外の資料の提示は予定していません。
226	④	外構計画	30	II	6	(8)	1)			ランドスケープの専門家の資格は不問としていますが、設計又は監修する専門家の名前を明示する必要はあるのでしょうか。	入札参加者の判断に委ねます。
227	④	排水設備	30	II	6	(7)	5)	ク	④	対象敷地内の排水接続先は、「資料10」による排水人孔のみに限定されるのでしょうか？当該ルート	入札参加者または選定事業者の調査等により、他の排水人孔への接続が可能であることが確認できれ

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										他の下水枡への接続は可能でしょうか？	は認めるものとします。
228	④	ガス設備	30	Ⅱ	6	(7)	5)	ケ	②	給湯設備の燃料は都市ガス 13Aとありますが、和館の管理室及び便所に関しても都市ガス 13Aを使った給湯方式を採用しなければならないのでしょうか？	給湯量が少ない場合（箇所）は、電気方式でもよいものとします
229	④	消火設備	30	Ⅱ	6	(7)	5)	コ	①	棟の扱いは所轄消防署との協議によると記載がありますが、各応募者ごとに提案書提出前に所轄消防署と協議すると判断してよろしいのでしょうか。	必要に応じて、入札参加者が所轄の消防署と協議してください。
230	④	外構計画	31	Ⅱ	6	(8)	3)			旧駒場寮エントランスゲートとは、敷地内西側にある既存休憩所（あずま屋）のことを示すのでしょうか。また、寸法のわかる図面はご開示頂けますでしょうか。	そのとおりです。閲覧資料(6)の「周辺建物図面」を参照してください。
231	④	外構計画	31	Ⅱ	6	(8)	7)			移植樹の仮置きなどの処置も含め、対象敷地内で完結と考えることでよろしいのでしょうか？或は対象敷地外の仮植用地が別途指示されるのでしょうか？	事業計画地内で完結させてください。ただし、移植樹の仮置きは、駒場Ⅰキャンパス外でもよいものとします。
232	④	外構計画	31	Ⅱ	6	(8)	7)			樹木移植は樹形が崩れ、コストにも影響しますので、主要なもののみを対象と考えてよろしいでしょうか。	入札参加者の提案に委ねます。
233	④	外構計画	31	Ⅱ	6	(8)	8)			既存防火水槽を利用するとありますが、水槽躯体及び取水口躯体の天端レベルは既存図書館 2F レベルからどれくらいかを提示して頂けますでしょうか。また広場とのレベル調整のため、取水口廻りのやり替え工事は可能でしょうか。	天端レベルは、「要求水準書 別表・資料」および「閲覧資料」などから想定してください。また、消防署および大学との協議が整えば、広場とのレベル調整のための取水口廻りの取り替え工事は可能です。
234	④	外構計画	31	Ⅱ	6	(8)	8)			防火水槽の利用と有りますが、準拠法令は消防法 21 条でしょうか。また東京消防庁が設置したとありますが、水槽そのものは現状のまま利用すると考えて宜しいでしょうか。	防火水槽の準拠法令は消防法第 21 条です。防火水槽の利用については、お考えのとおり、現状のまま利用してください。
235	④	外構計画	31	Ⅱ	6	(8)	9)			資料 2 の太枠ラインが整地境界と思われますが、境界線上には、フェンスや縁石等境界を示すものは必要でしょうか。また、境界線はあくまでも計画上の境界線であり、確認申請上の敷地境界線には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	大学としては、事業計画地の境界線上にフェンスや縁石等境界を示すものを必要としません。入札参加者の提案に委ねます。また、この境界線はあくまでも事業上の境界であり、建築基準法上の敷地境界ではありません。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 別頁	I 番 号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
236	④	施工に関する 要求事項	32	Ⅱ	8	(2)				工事中の作業時間についての規制 は予め想定されているのでしょうか。	月曜日から土曜日までの8：00 から18：00までを作業時間と して想定しています。また、原則 として日曜日・祝祭日・休日は全 休とし、平日での作業が困難な場 合は、大学と選定事業者とで協議 するものとします。
237	④	施工に関する 要求事項	32	Ⅱ	8	(2)				学内行事（入学試験、大学祭等） による、作業時間（騒音振動規制、 搬出入車輛、作業中止等）の制限 はあるのでしょうか。	学内行事（入試、大学祭、キャン パスの一般公開など）に伴って、 作業時間の規制、作業内容の規制 を行うことがあります。詳細につ いては、大学と選定事業者とで協 議するものとします。
238	④	住民対応	32	Ⅱ	8	(2)	1)			貴大学と周辺住民との間で、工事 期間中の協議会やその他協定がご ざいましたらご教示ください。	ご指摘のような、協議会やその他 協定はありません。要求水準書Ⅱ 8(2)の「施工に対する要求事項」 や事業契約書（案）第23条の「本 件施設の建設に伴う近隣対策等」 などに基ついてください。
239	④	安全対策	32	Ⅱ	8	(2)	2)	イ		駒場Ⅰ敷地内への工事車両出入り に関して、貴大学の開門時間等の 規程をお教えてください。また、構 内道路大型車両通行にあたり、道 路面養生等の規程も併せてお教え ください。	「工事門」は選定事業者（建設に 当たる者）が管理することになり、 大学の開門時間とは関係ありませ ん。関係法令等や大学が指定する 日時・時間に基ついて、選定事業 者（建設に当たる者）が管理して ください。また、工事車輛進入（退 出）路等の養生については、要求 水準書Ⅱ8(2)の「施工に対する要 求事項」や事業契約書（案）第23 条の「本件施設の建設に伴う近隣 対策等」などに基ついてください。
240	④	施工管理	33	Ⅱ	8	(2)	5)			仮設通路(学内)の制限（本工事区 域以外の一時使用・撤去等）はある のでしょうか。	要求水準書 別表・資料の「資料 16 工事車輛進入（退出）路位置図」 に示す通路を使用してください。 なお、新たに必要となる仮設（舗 装面の養生、フェンス等）の設置・ 撤去は、選定事業者（建設に当た る者）が行ってください。
241	④	廃棄物の処理	33	Ⅱ	8	(2)	6)	イ		既存の仮囲等は処分、再利用は自 由と考えてよろしいでしょうか。	事業計画地内にある既存の仮囲等 の撤去は、本事業の業務の範囲に 含まれます。再利用することは、 選定事業者の自由とします。
242	④	設計及び施工	33	Ⅱ	8	(2)	7)			工事期間中の駒場図書館、多目的 ホール、キャンパスプラザなどの アクセス確保のためほどこしたバ リアフリー対応設備などは工事期 間終了後撤去・現状復旧する必要	原則として、建設工事の完成時ま でに撤去のうえ現状復旧してくだ さい。また、これらの設備の所有・ 管理・費用負担の区分も、原則と して選定事業者としてください。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										がありますか。また、これらの設備で大学側の所有する施設内に設置され、その施設全体の維持管理に含まれる設備が発生した場合、所有・管理区分・費用負担についてはどのようにお考えでしょうか。	つまり、建設工事期間中の特種な仮設として考えてください。なお、詳細については、大学との協議によるものとします。
243	④	工事中の既存施設へのアクセス	33	II	8	(2)	7)			既存図書館西側1階のバリアフリー対策は通用口の両開き扉を自動扉に変更し、カメラ付インターホンを設置のみでよろしいのでしょうか。又、中庭からのアクセスルートが供用開始後は、すべて撤去し原状回復と考えてよろしいでしょうか。	バリアフリー対策の内容は、要求水準書II 8 (2)の「施工に対する要求事項」に基づいてください。原則として、建設工事の完成時までに撤去のうえ現状復旧してください。なお、詳細については、大学との協議によるものとします。
244	④	既存施設へのアクセス	33	II	8	(2)	7)			事業計画地の北側に保育所がありますが、工事中の保育所の想定アクセスをご教示ください。また、保育所の開園時間をご教示ください。	閲覧資料(11)の「男女共同参画支援施設に関する資料」を参照してください。また、保育所の開所時間は、平日は7:30～20:30、土曜は7:30～20:30、日祝は閉所です。(20:30はお迎え時間の締め切りですが、迎えにきた父兄が直ちに帰るとは限らず、21:00ごろまでいることがある。)なお、日祝は現在のところ開所していません、将来については未定です。
245	④	既存施設へのアクセス	33	II	8	(2)	7)			工事中の図書館への出入口通路は、西南側階段からと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
246	④	選定事業者の業務範囲	34	III	2	(2)	2)			建築設備保守管理業務において、照明の管球類を含むとありますが、平成16年6月30日公表の実施方針に関する質問回答の回答48番においては主たる施設利用者が大学側である範囲内の一般的な管球類は大学より無償にて支給する予定とあります。これは実施方針に対する回答を覆し、事業実施に必要な全ての管球類は事業者負担とするということでしょうか。	お考えのとおりです。照明の管球類費は、本事業の業務の範囲とし選定事業者が負担し、大学が支払うサービスの対価に含めてください。ただし、選定事業者が購買、書籍、食堂運営の各業務を実施するために使用する関係諸室(食堂(食事をする部分)を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は食堂(食事をする部分)を除く)に設置する照明の管球類費は、大学が支払うサービスの対価に含めず選定事業者の負担で実施してください。
247	④	選定事業者の業務範囲	34	III	2	(2)	※			「維持管理業務(＝供用開始後)にかかる光熱水費は、本事業とは別途に大学が実費を負担する。」についてですが、維持管理業務は	ここでの「維持管理業務(＝供用開始後)」とは、北館は平成18年4月1日から、南館・和館は平成18年10月1日からのことであ

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										供用開始前から開始されているものと思われませんが、その実費は事業者負担ですか。	り、これら以前に必要な費用は、施設整備業務の一環として考えてください。
248	④	維持管理業務 の費用の負担	36	Ⅲ	2	(10)				「消耗品」の定義をお示ください。	ここでの「消耗品」とは、本事業の維持管理業務を行うに当たって必要となる、全ての消耗品のことをいいます。
249	④	維持管理業務	39	Ⅲ	4	(2)	1)	エ		自家用電気工作物点検について、日時等の指定はありますか。（特定日を設け、平日の昼間等の実施）	具体的には大学との協議によることとしますが、必要と思われる相当程度の時間を休日等の昼間に確保することが可能です。
250	④	外構維持管理 業務	41	Ⅲ	5	(1)	4) 5)			北館北側道路下には、キャンパスプラザや多目的ホールなど既存施設のための引き込み設備等が設置されていますでしょうか。ある場合には、維持管理業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。当該の設備等は、本事業の維持管理業務の範囲外とします。ただし、地表面の清掃は、外構維持管理業務の一環としてください。
251	④	外構維持管理 業務	41	Ⅲ	5	(1)	4) 5)			資料2によると、事業計画地境界は、キャンパスプラザや多目的ホール、図書館に直に接していますが、これらの既存施設に付随する埋設管、暗渠、排水枟等の維持管理は、業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。当該の設備等は、本事業の維持管理業務の範囲外とします。ただし、地表面の清掃は、外構維持管理業務の一環としてください。
252	④	外構維持管理 業務の対象	42	Ⅲ	5	(1)				外構維持管理業務において、外構計画において設置される旧駒場エントランスゲートは本業務の対象となるのでしょうか。	お考えのとおりです。旧駒場エントランスゲートは、本事業の維持管理業務の範囲内とします。
253	④	維持管理業務	43	Ⅲ	6	(3)	1)			日常清掃については施設の稼働日数に合せて実施と考えられます。現状の施設の稼働日数を教えてください。	年末年始以外は、土・日・休日も含めて、全て稼働日と考えてください。ただし、土・日・休日、日常清掃を実施するかどうかは、選定事業者の提案に委ねます。
254	④	資機材等の保 管	44	Ⅲ	6	(5)				資機材の保管場所についてご指示願います。	入札参加者の提案に基づく施設管理室（本件施設の共用部分に配置）を作業員詰所として、選定事業者は無償で提供します。また、ご指摘の資機材の保管場所についても、施設管理室に準じて取り扱い、選定事業者は無償で提供します。
255	④	維持管理業務	44	Ⅲ	6	(3)	2)			定期清掃について、それぞれ(床、壁・天井、バルコニー、照明器具・時計・換気口、窓枠・窓ガラス、金属部分・手すり・扉・扉溝・スイッチ類、ネズミ・害虫駆除)の項目に実施頻度の指定があればご教示ください。	入札参加者の提案に委ねます。なお、文部科学省保全業務仕様書に準拠してください。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番 号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
256	④	廃棄物の収集・運搬・集積	45	Ⅲ	6	(6)				排出事業者は大学でしょうか。それとも選定事業者でしょうか。	選定事業者の維持管理業務等で排出される廃棄物(廃薬品等は除く)は、選定事業者が責任を持って収集し、<u>本件施設の所定指定場所</u>まで運搬し、集積してください。本件施設の所定指定場所まで運搬された以降の廃棄物の管理は大学が行います。また、要求水準書Ⅲ6(6)1)の「ただし、教育研究により排出される廃棄物類(一般・特別)については、指定場所まで排出者が責任を持って運搬する。」を「ただし、教育研究により排出される廃棄物類のうち、<u>（一般ごみ箱に入らない粗大ごみ・廃薬品や危険物等の特別ごみ）</u>については、<u>本件施設の所定指定場所</u>まで排出者(大学関係者)が責任を持って運搬する。」に訂正しますので注意してください。 なお、購買、書籍、食堂運営の各業務より発生する廃棄物(厨房廃棄物を含む)については、大学が支払うサービス対価に含めず、選定事業者の費用負担と責任において構外適法処分としてください。
257	④	廃棄物の運搬	45	Ⅲ	6	(6)	1)			選定事業者が収集・運搬及び集積する廃棄物の指定場所を開示願います。	「廃棄物の指定場所」を「本件施設の所定場所(ゴミ置場)」に訂正します。なお、本件施設の共用部分に「本件施設の所定場所(ゴミ置場)」を設置してください。位置等の具体的なことについては、入札参加者の提案に委ねます。
258	④	清掃業務	45	Ⅲ	6	(6)	1)			廃棄物の運搬先となる指定場所をご教示下さい。	「廃棄物の指定場所」を「本件施設の所定場所(ゴミ置場)」に訂正します。なお、本件施設の共用部分に「本件施設の所定場所(ゴミ置場)」を設置してください。位置等の具体的なことについては、入札参加者の提案に委ねます。
259	④	廃棄物の収集・運搬・集積	45	Ⅲ	6	(6)	1)			教育研究により排出される廃棄物類は排出者が責任を持って運搬するとありますが、保管場所、運搬全てにわたり事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。	選定事業者の維持管理業務等で排出される廃棄物(廃薬品等は除く)は、選定事業者が責任を持って収集し、<u>本件施設の所定指定場所</u>まで運搬し、集積してください。本件施設の所定指定場所まで運搬された以降の廃棄物の管理は大学が行います。また、要求水準書Ⅲ

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											6(6)1)の「ただし、教育研究により排出される廃棄物類（一般・特別）については、指定場所まで排出者が責任を持って運搬する。」を「ただし、教育研究により排出される廃棄物類のうち、<u>（一般ごみ箱に入らない粗大ごみ・廃薬品や危険物等の特別ごみ）</u>については、<u>本件施設の所定指定場所まで</u>排出者（大学関係者）が責任を持って運搬する。」に訂正しますので注意してください。 なお、購買、書籍、食堂運営の各業務より発生する廃棄物（厨房廃棄物を含む）については、大学が支払うサービス対価に含めず、選定事業者の費用負担と責任において構外適法処分としてください。
260	④	警備業務の対象	45	Ⅲ	7	(1)				全ての財産の保全とは外構工作物、植栽も含むのでしょうか。また出入者への対応等とは具体的にどのような事でしょうか。	全ての財産には、外構工作物や植栽も含みます。また、出入者への対応等とは、すべての出入者を対象とした管理的な業務は想定していません。定期的な見回りや不審者等への対応とともに、緊急事態の対応などを想定しています。
261	④	保安警備業務	46	Ⅲ	7	(3)				「24時間、365日機械警備を行う」とありますが、営業時間終了後の最終退出確認はどうしますか。	営業時間や業務時間終了後の最終退出確認も実施してください。ただし、その方法は、機械警備や定期巡回など、入札参加者の提案に委ねます。
262	④	保安警備業務の業務内容	46	Ⅲ	7	(4)				施設内からの、特定団体等の排除に当たっては、貴大学が行うものと考えてよろしいでしょうか。	予め定めた規定等に対応していただき、それでも排除が難しい場合は、大学の施設管理担当者に連絡してください。大学が、その後の必要な対応を行います。
263	④	保安警備業務	46	Ⅲ	7	(4)	1)			(1)の警備業務の対象としては、「～出入者への応対等」とありますが、(4)の業務内容には緊急事態への対応しか記載がありません。特に出入者に対する出入管理的な業務は想定していないと解釈して宜しいでしょうか？	お考えのとおりです。出入者への対応等とは、すべての出入者を対象とした管理的な業務は想定していません。定期巡回や不審者等への対応とともに、緊急事態の対応などを想定しています。
264	④	植栽維持管理業務	46	Ⅲ	8	(2)	4)			別途大学にて実施する植栽維持管理業務について、内容、時期等差し支えなければ開示願います。	原則として、文部科学省保全業務仕様書に準拠して実施しています。
265	④	植栽維持管理業務	47	Ⅲ	8	(3)	8)			「枯れ死した植物は、大学が合意したプランにしたがって取り換え	植栽維持管理業務においては、業務に関する要求水準を満たすと

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										る」とありますが、新たに外構整備として植栽された植物のみではなく、既存の樹木についても枯損保証を行うという解釈で宜しいでしょうか？	もに善良な管理者としての注意義務をもって実施していた場合には、枯れ死した樹木の取り換え費用は大学が負担します。ただし、施設整備業務で行った新植、移植、工事の影響などで枯れ死した樹木の取り換え費用は、選定事業者の責任が明らかな場合、選定事業者が負担してください。
266	④	植栽維持管理業務	47	III	8	(3)	8)			枯れ死した植物の取替え費用は、大学・事業者どちらの負担でしょうか？	植栽維持管理業務においては、業務に関する要求水準を満たすとともに善良な管理者としての注意義務をもって実施していた場合には、枯れ死した樹木の取り換え費用は大学が負担します。ただし、施設整備業務で行った新植、移植、工事影響などで枯れ死した樹木の取り換え費用は、選定事業者の責任が明らかな場合、選定事業者が負担してください。
267	④	植栽維持管理業務	47	III	8	(3)	8)			「枯れ死した植物は、大学が合意したプランにしたがって取り換える」とありますが、この費用は維持管理費用外として宜しいですか。	植栽維持管理業務においては、業務に関する要求水準を満たすとともに善良な管理者としての注意義務をもって実施していた場合には、枯れ死した樹木の取り換え費用は大学が負担します。ただし、施設整備業務で行った新植、移植、工事影響などで枯れ死した樹木の取り換え費用は、選定事業者の責任が明らかな場合、選定事業者が負担してください。
268	④	その他	47	III	9					LCC低減の提言により、設備等の改修が必要となった場合、貴大学と協議のうえ貴大学の負担でおこなうものと考えてよろしいでしょうか。	本件施設を自ら維持管理する者として、内容の濃い「調査・提言」を期待しています。 なお、「調査・提言」に基づいて施設・設備等の改善を行う場合、これらに係る費用は、大学の負担とします。ただし、「入札説明書等（特に要求水準書）の規定を満たすための範囲」および「第1項（本件施設の引渡しから2年間）において、事業者（入札参加時）のLCCの低減に関する提案を実現するための範囲」については、事業者の費用負担とします。
269	④	一般事項	48	IV	2	(3)				運営期間の設定において、（ただし事業期間終了後もサービス提供を継続させる可能性はある。）と	対象とする業務は、継続するしないも含めて、その時点での大学と選定事業者（運営業務に当たる者）

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										あります。サービス提供が継続される場合は、(2)選定事業者の業務範囲で示された、1)～4)の業務全てが継続されるのでしょうか。	との協議によるものとします。
270	④	運営期間の設定	48	IV	2	(3)				「運営期間の設定」の但書きとして、「事業期間終了後もサービス提供を継続させる可能性はある。」と記載されていますが、この場合業務継続主体はSPCでしょうか、それとも実際の福利厚生諸室の運営企業でしょうか？	継続主体を誰にするかは、継続するしないも含めて、その時点での大学と選定事業者（運営業務に当たる者）との協議によるものとします。
271	④	業務範囲	48	IV	2	(2)				和館については、特に選定事業者としてその運営に関与する事はないとの理解でよろしいでしょうか（大学による自主運営という理解でよろしいか？）？	要求水準書IV3(1)の「業務内容」に記載されている「和館の予約管理業務」および「和館の使用許可及び管理業務」を本事業の範囲としています。
272	④	運営期間の設定	48	IV	2	(3)				事業終了後に継続させる場合、継続するかどうかは大学、事業者の協議により決定するとの解釈で宜しいでしょうか？万一、大学側に継続の決定権があるとお考えでしたら、現時点で条件をご教授ください。	お考えのとおりです。継続するしないも含めて、その時点での大学と選定事業者（運営業務に当たる者）との協議によるものとします。大学に、一方的な継続の決定権はありません。
273	④	学校事務業務及び教育研究の補助業務の業務内容	49	IV	3					学校事務業務、教育研究の補助業務での、各居室の稼働率、機器類の使用頻度等の資料（講義カリキュラム等）を公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	現段階では未定ですので、選定事業者の業務量を把握するためには、番号274の質問に対する回答を参照してください。
274	④	運営業務	49	IV	3	(1)	1) 2)			1)学校事務業務及び2)教育研究の補助業務について、それぞれの業務ボリューム（具体的に何名で対応が必要な業務か）をご教示ください。	学校事務業務及び教育研究の補助業務の全業務について、要求水準書IV3(2)の「業務時間」に「常駐とする」と記載されている部分は、8：30から17：00までは3人以上、17：00から21：30（19：30）は2人以上で対応してください。なお、「当業務の従事者については、他の維持管理業務及び運営業務との兼務を可能とする」としていますが、「常駐する（当該の現場に着いている）」との条件には拘束されますので注意してください。
275	④	学校事務業務	49	IV	3	(1)	1)	ア		施設の予約・利用状況の情報提供を行うとの記載が有りますが、イントラネット等の東京大学のネットワークを無料で利用することは可能であるとの認識でよろしいで	具体的には大学との協議によることとしますが、東京大学のネットワークを無料で利用することを可能とする予定です。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										しょうか。	
276	④	和館の予約管理業務	49	IV	3	(1)	1)	ア		和館は福利厚生施設という位置付けかと思いますが、「誰が」「どういう目的で」「どのくらいの頻度で」使用することを想定されていますか？	要求水準書 別表・資料の「別表2」を参照してください。また、夜間は、主に学生の合宿用途を想定しています。
277	④	和館の予約管理業務	49	IV	3	(1)	1)	ア		和館に飲食物を持ち込むことや、そこで宴会を開くことは想定されていますか？	ご指摘のようなことも想定していますが、火気を持ち込むことは禁止する予定です。
278	④	予約管理業務	49	IV	3	(1)	1)	ア	①	予約管理を行う各諸室の利用時間の単位についてご教示願います。 (90分単位、1日単位等)	時間単位となるでしょうが現段階では未定ですので、選定事業者の業務量を把握するためには、番号274の質問に対する回答を参照してください。
279	④	教育研究施設(校舎)及び管理及び和館の予約管理業務	49	IV	3	(1)	1)	ア	③	管理システムの更新は選定事業者が行うとありますが、管理システムの構築、維持管理の費用は事業費に含むと考えて宜しいでしょうか。	選定事業者の業務の範囲に含みます。
280	④	学校事務業務	50	IV	3	(1)	1)	イ	③	「選定事業者の提案により提案内容が充実することを期待する。」とありますが、業務時間を拡大することも提案可能という理解でよろしいでしょうか？	業務時間の拡大は、夜間22:00を限度とする予定です。なお、朝については、常識的な範囲で入札参加者の提案に委ねます。
281	④	学校事務業務	50	IV	3	(1)	1)	イ	③	「選定事業者の提案により提案内容が充実することを期待する。」とありますが、大学関係者以外の利用者範囲の拡張も提案可能という理解でよろしいでしょうか？	原則として、大学関係者以外の利用を想定していません。
282	④	業務内容	50	IV	3	(1)	1)	イ	③	「施設の利用に関する研修等の準備(利用手引きの作成等)及び補助を行う。これには、施設の非常時の対応についても含むものとする」とありますが、この研修は運営期間中、どのような頻度で行わなければならないのでしょうか？ (例:1回/年、1回/半年)	前期・後期の年2回以上を想定しています。また、定期的な研修等以外に、日常の広報(掲示や配布)も予定しています。
283	④	学校事務業務	50	IV	3	(1)	1)	イ	③	「施設の利用に関する研修等の準備」とありますが、誰に対しての研修ですか。	施設利用者である学生および教職員を対象とします。
284	④	研究・実習器具等	50	IV	3	(1)	2)	ア		北館(教育研究施設)での使用が想定されている「研究・実習器具等」について、設置教室または倉庫ごとに、具体的な名称と数量をご教授ください。	要求水準書 別表・資料の「別表2」を参照してください。ただし、現段階では詳細は未定ですので、選定事業者の業務量を把握するためには、番号274の質問に対する回答を参照してください。
285	④	教育研究の補	50	IV	3	(1)	2)	ア		「研究・実習器具等」とは、具体	要求水準書 別表・資料の「別表2」

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 別頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		助業務								的にどのようなものかご教示ください。	を参照してください。ただし、現段階では詳細は未定ですので、選定事業者の業務量を把握するためには、番号 274 の質問に対する回答を参照してください。
286	④	教育研究補助業務	50	IV	3	(1)	2)	ア		研究・実習器具等の維持管理の補助業務の対象物品をご教示ください。なお、【別表 2】機器・備品表にも対象物品がございましたら、ご指示願います。	要求水準書 別表・資料の「別表 2」を参照してください。ただし、現段階では詳細は未定ですので、選定事業者の業務量を把握するためには、番号 274 の質問に対する回答を参照してください。
287	④	教育研究の補助業務	50	IV	3	(1)	2)	ア	①	維持管理の補助を行う「研究・実習器具等」とは、【別表 2 機器・備品表】に記載される大学が本事業とは別途に用意する機器・備品を指すものと理解して宜しいでしょうか？	お考えのとおりです。要求水準書 別表・資料の「別表 2」を参照してください。ただし、現段階では詳細は未定ですので、選定事業者の業務量を把握するためには、番号 274 の質問に対する回答を参照してください。
288	④	教育研究の補助業務	50	IV	3	(1)	2)	ア	①	「研究・実習器具等の維持管理の補助」とありますが、大学側が現時点で設置する予定の研究・実習器具は別表 2 機器・備品表記載の他にありますか。	要求水準書 別表・資料の「別表 2」を参照してください。ただし、現段階では詳細は未定ですので、選定事業者の業務量を把握するためには、番号 274 の質問に対する回答を参照してください。
289	④	教育研究の補助業務	50	IV	3	(1)	2)	ア	①	研究・実習器具等の維持管理の補助(点検、小規模修理、調整)を行うとありますが、具体的にはどのような補助を行うのでしょうか。	研究・実習器具等の維持管理の補助(点検、小規模修理、調整)を行うこと以上については、現段階では詳細は未定ですので、選定事業者の業務量を把握するためには、番号 274 の質問に対する回答を参照してください。
290	④	教育研究の補助業務	50	IV	3	(1)	2)	ア	①	教育研究の補助業務のうち研究・実習器具等の維持管理の補助として「小規模修理」が含まれておりますが、大学所有のこれら器具等の修理に要した費用は、大学負担と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。ただし、選定事業者（教育研究の補助業務に当たる者）の従事者の人件費等は、本事業の業務に含まれているものとします。
291	④	教育研究の補助業務	50	IV	3	(1)	2)	ア	③	研究・実験器具等の維持管理の補助(点検、小規模修理、調整)とありますが、小規模修理等で消耗品等の費用が発生した場合、大学側の負担と考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。ただし、選定事業者（教育研究の補助業務に当たる者）の従事者の人件費等は、本事業の業務に含まれているものとします。
292	④	教育研究の補助業務	50	IV	3	(1)	2)	ア	③	貴大学が想定されている、研究・実習器具のリストを公表して頂けると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 別表・資料の「別表 2」を参照してください。ただし、現段階では詳細は未定ですので、選定事業者の業務量を把握するため

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											には、番号 274 の質問に対する回答を参照してください。
293	④	教育研究の補助業務	50	IV	3	(1)	2)	イ		「研究・実習器具等」とは、具体的にどのようなものかご教示ください。	要求水準書 別表・資料の「別表 2」を参照してください。ただし、現段階では詳細は未定ですので、選定事業者の業務量を把握するためには、番号 274 の質問に対する回答を参照してください。
294	④	教育研究の補助業務	50	IV	3	(1)	2)	イ		指導自体と、補助の役割分担を、明示してください。また指導自体は外注ではなく、大学の職員が行うと理解して宜しいでしょうか？外注の場合には、外注先、未定であれば選定方法をご教授ください。	研究・実習器具等の利用に関する指導は、原則として外部への委託を想定していますが、その場合、大学の教職員が管理者となります。補助業務は、専門性を必要としない事務的なものを想定しています。
295	④	運営業務	50	IV	3	(1)	2)	イ	①	研究・実習器具等の利用に関する指導の補助について、研究・実習のスケジュールをお教えいただきたい。	現段階では詳細は未定ですので、選定事業者の業務量を把握するためには、番号 274 の質問に対する回答を参照してください。
296	④	教育研究の補助業務	50	IV	3	(1)	2)	イ	①	「研究・実習器具等の利用に関する指導の補助を行う」とありますが、北館窓口の常駐者が行うということでしょうか。	お考えのとおりです。現段階では詳細は未定ですので、選定事業者の業務量を把握するためには、番号 274 の質問に対する回答を参照してください。
297	④	教育研究の補助業務	50	IV	3	(1)	2)	イ	①	研究・実習器具等の利用に関する指導の補助とありますが、指導補助に当たっては、貴大学が主催される取り扱い及び、指導方法の講習があると考えてよろしいでしょうか。	研究・実習器具等の利用に関する指導は、原則として外部への委託を想定していますが、その場合、大学の教職員が管理者となります。補助業務は、専門性を必要としない事務的なものを想定しています。
298	④	業務時間	51	IV	3	(2)				北館部分は「常駐とするが兼務も可能」とあるのは、和館部分との兼務が可能ということでしょうか、それとも「学校事務業務及び教育研究の補助業務」以外の業務との兼務も可能ということでしょうか。	要求水準書 IV 3 (1) 及び(2)における「兼務」とは、「業務に当たる者」にではなく「業務の従事者」に適用されます。具体的には、「学校事務業務に当たる者」が「購買業務に当たる者」に委託して、学校事務業務の一部を購買業務に当たる者の従事者に依頼する場合などがあげられます。
299	④	業務時間	51	IV	3	(2)				勤務時間は示されていますが、ポスト数が不明です。学校事務業務と教育研究の補助業務の業務量が要求水準書からは明確に読み取れませんので、ポスト数を指定していただけないでしょうか。（提案に任せるという場合、最少ポスト	学校事務業務及び教育研究の補助業務の全業務について、要求水準書 IV 3 (2) の「業務時間」に「常駐とする」と記載されている部分は、8：30 から 17：00 までは 3 人以上、17：00 から 21：30（19：30）は 2 人以上で対

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										を提案した入札参加者が金額的に有利になりかねません。)	応してください。なお、「当業務の従事者については、他の維持管理業務及び運営業務との兼務を可能とする」としていますが、「常駐する（当該の現場に着いている）」との条件には拘束されますので注意してください。
300	④	運営業務	51	IV	3	(2)	1) 2)			授業期間、夏休み、秋休み、春休み、テスト期間、はそれぞれ具体的にいつなのかご教示願います。	平成 16 年度の授業期間等については下記のようになっています。 1) 授業期間 夏 (1・3) 学期 4月9日 (金)～7月20日 (火) 冬 (2・4) 学期 10月4日 (月)～12月24日 (金) 1月11日 (火)～1月31日 (月) 2) 学期末試験 夏 (1・3) 学期 7月21日 (水)～7月31日 (土) 9月1日 (水)～9月3日 (金) 冬 (2・4) 学期 2月1日 (火)～2月14日 (月) 専門科目試験 3月1日 (火)～3月8日 (火) 3) 休業 夏休業 8月1日 (日)～8月31日 (火) 秋休業 9月4日 (土)～10月3日 (日) 冬休業 12月25日 (土)～1月10日 (月) 春休業 2月15日 (火)～4月
301	④	教育研究の補助業務	51	IV	3	(1)	2)	ウ		「研究資料」とは、具体的にどのようなものかご教示ください。	原則として、当該の施設での教育研究活動の成果物を指します。現段階では詳細は未定ですので、選定事業者の業務量を把握するためには、番号 274 の質問に対する回答を参照してください。
302	④	運営業務	51	IV	3	(1)	2)	ウ	①	公開講座・特別講座の補助について、公開講座・特別講座スケジュールについては、現段階では詳細はお教えいただきたい。	公開講座・特別講座のスケジュールについては、現段階では未定ですので、選定事業者の業務量を把握するためには、番号 274 の質問に対する回答を参照してください。
303	④	教育研究の補助業務	51	IV	3	(1)	2)	ウ	③	研究資料の整理の補助及び公開講座・特別講座の補助の業務内容を具体的にご教示願います。	研究資料の整理の補助及び公開講座・特別講座の補助については、現段階では詳細は未定ですので、選定事業者の業務量を把握するためには、番号 274 の質問に対する回答を参照してください。
304	④	教育研究の補助業務	51	IV	3	(1)	2)	ウ	③	駒場 I キャンパスにおける公開講座・特別講座の内容及び実績（開催回数）についてご教示願います。	公開講座・特別講座の補助については、現段階では詳細は未定ですので、選定事業者の業務量を把握するためには、番号 274 の質問に対する回答を参照してください。
305	④	業務時間	52	IV	3	(2)	3)			和館部分は北館（教育研究施設部	お考えのとおりです。和館部分は、

番号	書類No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 別頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										分) 部分と兼務でよろしいのでしょうか、また、9:00~21:30 とあるのは勤務時間でしょうか開館時間でしょうか。	北館部分との兼務を想定していません。常駐する必要はありません。また、9:00から21:30は、業務時間です。
306	④	業務(サービス)内容	52	IV	4	(3)				今後、駒場 I キャンパス内において、(3) 業務(サービス)内容で示された同様のサービスを提供する店(コンビニ等)の出店は無いものと考えてよろしいでしょうか? 事業計画に影響するため、出店計画がある様でしたら出店時期、位置等をご教示願います。	現段階では、購買、書籍、食堂運営のサービスを提供する店舗等の出店計画はありません。ただし、これらのサービスの提供が不足した場合など、学生や教職員の需要を満たすために、今後、店舗を出店することもあります。その場合には、大学は事業者と誠意を持って協議することとします。
307	④	購買業務のイベントホール	52	IV	4	(2)				選定事業者がイベントホールで収益事業(講演会、演奏会、販売会その他)をすることは可能でしょうか?	事業契約書(案) 別紙14の「建物賃貸借契約書」に基づいてください。ここでは、目的外の使用や転貸等を禁止しておりますが、個々の具体的なケースについては、大学との協議によるものとします。
308	④	購買業務の施設規模	52	IV	4	(2)				購買関係諸室面積として約668㎡+αとあり、この+αについては購買の業務に直接必要となる諸室の按分面積とされていますが、この直接必要となる諸室とは具体的に何を指しているのでしょうか?(要求水準書P11の②設備室・その他の更衣室・休憩室A~屋外作業スペースの計385㎡のことでしょうか?)	購買、書籍の業務にあつては要求水準書のⅡ5(3)の「倉庫 140㎡(部屋名の網掛け部分)」、食堂運営の業務あつては要求水準書のⅡ5(3)の「更衣室・休憩室A、更衣室・休憩室B、ゴミ置場、荷解き、倉庫、屋外作業スペース 355㎡(部屋名の網掛け部分)」を指します。
309	④	購買業務の業務(サービス)内容	52	IV	4	(3)				建物使用料について「低廉な価格で貸し付ける」とされていますが、「既存施設が提供している現状のサービスの水準以上が確保される事が望ましい」との要求水準との関係で、現在実施している文具などの割引販売をやめることは、許容されるのでしょうか。	止むを得ないと考えますが、価格等については、選定事業者の創意・工夫をお願いします。
310	④	北館の購買業務	52	IV	4	(1)				「来校者」とは、具体的にどのような人々を指すかご教示ください。	学外者のことです。
311	④	業務内容	52	IV	4	(3)				【資料*】とは【資料18】をさすものと考えてよろしいでしょうか。	「【資料*】」を「【資料18】」に訂正します。
312	④	購買業務の営業時間	52	IV	4	(4)				深夜は22:00までが限度とのことですが、早朝に関するご指示はありますでしょうか。購買業	特にありません。常識的な範囲で入札参加者の提案に委ねます。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表貸問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番 号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										務・食堂運営業務についてそれぞれお聞かせ下さい。	
313	④	運営業務	53	IV	4	(7)				購買関係諸室について、選定事業者が大学に支払う建物使用料は『低廉な価格』と表記されていますが、具体的な金額をお示しください。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。
314	④	建物使用料	53	IV	4	(7)				（転貸）とありますが、特別な意味がありましたら、ご教示ください。	BOT部分（北館）は選定事業者が所有していますが、当該部分を大学が占有しており、この占有部分を大学が事業者に転貸（賃貸借）するというスキーム（枠組）のことです。
315	④	運営に関する要求水準	53	IV	4	(7)				BOT方式である北館において、要求水準書の建物使用料の項目では大学が選定事業者に低廉な価格で貸し付けるものとするがあります。事業期間中における建物の所有権はあくまでもSPC側にあるとの理解ですが、考え方をお示しください。	BOT部分（北館）は選定事業者が所有していますが、当該部分を大学が占有しており、この占有部分を大学が事業者に転貸（賃貸借）するというスキーム（枠組）のことです。
316	④	購買業務	53	IV	4	(8)				(8)として「事前に大学の許可を得て、その他の運営業務を行うことができる。」とありますが、予めどの程度の業務であれば大学に許可されるのか具体的な目安をお示しいただけないでしょうか？運営業務の長期事業計画を検討する上で確認させてください。	あくまでの、購買、書籍、食堂運営の各業務の目的を損なわず、入札説明書等の諸条件を満たす範囲内であることが大前提です。大学として具体的には想定はしていませんが、東京大学駒場Ⅰキャンパスにおいて、学生および教職員が主として利用するにふさわしく、近隣住民等に対して説明可能な業務と考えます。大学がふさわしくないと判断する場合は、許可しない場合もあり得ます。
317	④	購買業務の設備等	53	IV	4	(5)				購買業務実施に必要な設備の中で、監視カメラもサービス対価に含めないとありますが、総合的な防犯システムを考えると別途にしない方が良いのではないのでしょうか。	次のとおりとします。 要求水準書Ⅱ 6 (7) 4 スに記載されている「①カメラ設置箇所：【別表1】に記載の箇所に設ける。」と「②モニター設備箇所：【別表1】に記載の箇所に設ける。」を削除してください。 1. まず、選定事業者が本事業の保安警備業務を実施するために必要とする「施設内の管理を目的とし監視カメラ及びモニター装置を設ける」ことは本事業の業務の範囲とし、具体的な設置箇所等は入札参加者の提案に委ねます。（維

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											持管理・運営業務) 2. つぎに、要求水準書 別表・資料の「別表1」の「監視カメラ」に記載している箇所は、購買、書籍関係諸室のみであり、当該部分については配管及びボックスの設置までを本事業（工事）の業務の範囲とし、大学が支払うサービスの対価に含めます。（施設整備業務） 3. 2の部分の配線、監視カメラ及びモニター装置の設置は、大学が支払うサービスの対価に含めず選定事業者の負担としてください。（購買、書籍業務）
318	④	購買業務の建物使用料	53	IV	4	(7)				「低廉な価格」とありますが、具体的な価格はいつごろお示しいただけるのでしょうか。また（転貸）とありますが、どのような意味でしょうか。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。また後段のご質問については、BOT部分（北館）は選定事業者が所有していますが、当該部分を大学が占有しており、この占有部分を大学が事業者に転貸（賃貸借）するというスキーム（枠組）のことです。
319	④	建物使用料	53	IV	4	(7)				購買業務を実施するために必要とする関係諸室については大学が選定事業者に低廉な価格で貸し付ける（転貸）とありますが、BOT部分である北館の福利厚生部分において、大学に使用料を払うのはなぜでしょうか。	BOT部分（北館）は選定事業者が所有していますが、当該部分を大学が占有しており、この占有部分を大学が事業者に転貸（賃貸借）するというスキーム（枠組）のことです。
320	④	購買業務の建物使用料	53	IV	4	(7)				建物使用料について「低廉な価格で貸し付ける」とされていますが、「既存施設が提供している現状のサービスの水準以上が確保される事が望ましい」との要求水準との関係で、現在実施している文具などの割引販売をやめることは、許容されるのでしょうか。	止むを得ないと考えますが、価格等については、選定事業者の創意・工夫をお願いします。
321	④	購買業務の建物使用料	53	IV	4	(7)				建物使用料について、どの程度の月額使用料を想定しているのでしょうか。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 別頁	I 番 号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
322	④	購買業務の建物使用料	53	IV	4	(7)				建物使用料の月額は、いつ頃までに示されるのでしょうか。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。
323	④	北館の購買業務	53	IV	4	(7)				建物使用料について、「低廉な価格」とは具体的にどのような価格かご教示ください。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。
324	④	購買業務の設備等	53	IV	4	(5)				事業完了時、選定事業者が設置した内装、設備、什器備品等は撤去とありますが、内装等の撤去後、躯体のみでの引渡しと考えてよろしいでしょうか。	あくまでも、購買、書籍、食堂運営の各業務を実施するために、大学が支払うサービスの対価に含めず選定事業者が費用を負担するところの特殊内装等、演出付加設備等、什器備品類等についてのみ、選定事業者の費用で撤去してください。躯体のみでの引渡しのことではありません。
325	④	独立採算部分の設備等	53 54 57 59	IV	4 5 6 7	(5) (5) (5) (5)				選定事業者が設置した独立採算部分（購買、書籍、食堂）の内装・設備・什器備品類は、原則として事業完了時に選定事業者の費用で撤去するとあります。一方貴大学との協議によりそのまま残置が可能ともあります。仮に協議により残置となった場合、撤去費用については、選定事業者との事業契約金額から減額しなければならないのでしょうか。	当該の撤去費用は、大学が支払うサービスの対価には含まれていません。したがって、事業契約金額から減額することはありません。ただし、大学（または次に業務に当たる者）への無償による譲渡、大学（または次に業務に当たる者）の有償による買取、大学（または次に業務に当たる者）の撤去にともなう費用の負担などについては、大学（または次に業務に当たる者）と選定事業者の協議によるものとします。事業契約書（案）別紙13の「建物賃貸借契約書」を参照してください。
326	④	独立採算部分の設備等	53 54 57 59	IV	4 5 6 7	(5) (5) (5) (5)				独立採算部分（書籍・購買・食堂）の特殊内装等整備費、演出付加設備等整備費、什器備品類等整備費のインシヤルコスト、関係諸室の清掃業務及び光熱水費（ホール空調含む）、建物使用料等のランニングコストが事業者負担となっています。例えば食堂に関しまして、これらを販売価格に転嫁しますと現状価格の維持は不可能に近く、概算では50%以上の値上げは避けられないと推察されます。学生	食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「①光熱水費（空調および維持管理用も含む）は、本事業とは別途に大学が負担する。」「②照明の管球類費及び衛生消耗品費は、本事業の業務の範囲とし、大学が支払うサービスの対価に含める。」「③建物賃貸借契約の対象から外

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										に良質で安価な食事を提供するために、これらの条件を緩和していただく余地はありますでしょうか。	す（建物使用料を徴収しない）。」「④内線電話機の設置は、大学が本事業とは別途に用意する。」ことに変更します。 なお、食堂（食事をする部分）に関して、「⑤テーブル・椅子は、選定事業者の提案に基づき、大学が本事業とは別途別途に用意する。」「⑥清掃業務は、本事業の業務の範囲とし、大学が支払うサービスの対価に含める。」ことは従来どおりです。
327	④	独立採算部分 の建物使用料	53 55 57 59	IV	4 5 6 7	(7) (7) (7) (7)				大学が選定事業者に低廉な価格で貸し付けるものとなっていますが、賃料は入札説明書別紙14の建物賃貸借契約書の別表・賃料では内訳として固定資産税相当額、都市計画税相当額とあります。この2つの要素から賃料は構成されるの理解でよろしいでしょうか。また、想定されている賃料をご教示下さい。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」ことに変更します。
328	④	独立採算部分 の設備の残置	53 54 57 59	IV	4 5 6 7	(5) (5) (5) (5)				事業完了時に事業者が設置した内装、設備、什器備品等について、貴大学と選定事業者との間で協議が整えば、そのまま残置することも可能とされておりますが、これら什器等の残存簿価によっては、貴大学による買い取りもありうるの認識でよろしいでしょうか。	大学（または次に業務に当たる者）への無償による譲渡、大学（または次に業務に当たる者）の有償による買取、大学（または次に業務に当たる者）の撤去にともなう費用の負担などについては、大学（または次に業務に当たる者）と選定事業者の協議によるものとします。事業契約書（案）別紙13の「建物賃貸借契約書」を参照してください。
329	④	購買業務の建物 使用料	53	IV	4	(7)				購買関係諸室は貴大学が低廉な価格で貸し付けるとありますが、事業計画を検討するにあたり、賃料を具体的にご教授ください。またホールとは全て事業者提案により、事業者のみの目的で使用すると考えて宜しいでしょうか。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。イベントホールは、入札説明書等および入札参加者の提案に基づき、全てを選定事業者が使用するものです。
330	④	購買業務の建物 使用料	53	IV	4	(7)				建物使用料の発生する諸室以外の部屋に自動販売機を設置した場合	まず、大学の許可を必要とします。また、貸付等の条件は、事業契約

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										の光熱費・建物使用料の取り扱いについてご教授願います。	書(案)別紙13の「建物賃貸借契約書」に準拠するものとします。光熱水費は、大学が支払うサービスの対価に含めず選定事業者の負担とします。建物使用料は、建物賃貸借契約を締結する時点で決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度+建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。
331	④	書籍業務の施設規模	54	IV	5	(2)				書籍関係諸室面積として約565㎡+αとあり、この+αについては書籍の業務に直接必要となる諸室の按分面積とされていますが、この直接必要となる諸室とは具体的に何を指しているのでしょうか？(要求水準書P11の②設備室・その他の更衣室・休憩室A～屋外作業スペースの計385㎡のことでしょうか？)	購買、書籍の業務にあつては要求水準書のⅡ5(3)の「倉庫140㎡(部屋名の網掛け部分)」、食堂運営の業務あつては要求水準書のⅡ5(3)の「更衣室・休憩室A、更衣室・休憩室B、ゴミ置場、荷解き、倉庫、屋外作業スペース355㎡(部屋名の網掛け部分)」を指します。
332	④	書籍業務の業務(サービス)内容	54	IV	5	(3)				建物使用料について「低廉な価格で貸し付ける」とされていますが、「既存施設が提供している現状のサービスの水準以上が確保される事が望ましい」との要求水準との関係で、現在実施している書籍などの割引販売をやめることは、許容されるのでしょうか。	止むを得ないと考えますが、価格等については、選定事業者の創意・工夫をお願いします。
333	④	業務内容	54	IV	5	(3)				【資料*】とは【資料18】をさすものと考えてよろしいでしょうか。	「【資料*】」を「【資料18】」に訂正します。
334	④	書籍業務の業務内容	54	IV	5	(3)	1)			教科書販売において、書籍運営上必要とされている各科目受講者数等の基礎情報はご指示いただけるものとして考えて良いでしょうか。	現段階では、公表する予定はありません。
335	④	運営業務	55	IV	5	(7)				書籍関係諸室について、選定事業者が大学に支払う建物使用料は『低廉な価格』と表記されていますが、具体的な金額をお示ください。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度+建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。
336	④	書籍業務の建物使用料	55	IV	5	(7)				建物使用料について「低廉な価格で貸し付ける」とされていますが、「既存施設が提供している現状のサービスの水準以上が確保される事が望ましい」との要求水準との	止むを得ないと考えますが、価格等については、選定事業者の創意・工夫をお願いします。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										関係で、現在実施している書籍などの割引販売をやめることは、許容されるのでしょうか。	
337	④	書籍業務の建物使用料	55	IV	5	(7)				建物使用料について、どの程度の月額使用料を想定しているのでしょうか。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。
338	④	書籍業務の建物使用料	55	IV	5	(7)				建物使用料の月額は、いつ頃までに示されるのでしょうか。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。
339	④	北館の書籍業務	55	IV	5	(7)				建物使用料について、「低廉な価格」とは具体的にどのような価格かご教示ください。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。
340	④	書籍業務の建物使用料	55	IV	5	(7)				建物使用料の発生する諸室以外の部屋に自動販売機を設置した場合の光熱費・建物使用料の取り扱いについてご教授願います。	まず、大学の許可を必要とします。また、貸付等の条件は、事業契約書(案)別紙13の「建物賃貸借契約書」に準拠するものとします。光熱水費は、大学が支払うサービスの対価に含めず選定事業者の負担とします。建物使用料は、建物賃貸借契約を締結する時点で決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。
341	④	南館の食堂運営業務	55	IV	6	(2)				「食堂A・B・C」の席数に関しては、屋外テラスの席数を含めたものと考えてよろしいのでしょうか。	含めないものとしてください。
342	④	食堂運営業務	55	IV	6 7					あるグループで食堂運営については「甲」という会社が構成員または協力会社で入札参加し、選定業者選ばれたとした場合、「甲」から別の会社の一部または全部の食堂運営を再委託することは可能でしょうか。	本事業では、入札参加グループの構成員及び協力会社が、別の者(会社)に一部または全部の業務を再委託することを妨げてはおりません。ただし、本事業の総合評価方式による事業者選定の趣旨からして、入札参加グループの構成員及び協力会社が、業務の全部を再委託することについては、相当程度の合理的な理由がある場合に限ら

番号	書類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											れるのが好ましいと考えます。(なお、食堂運営業務に当たる者は、入札参加グループの構成員にはなれませんので注意してください。)
343	④	南館（食堂A・B・C）の食堂運営業務	55	IV	6	(1)				「来校者」とは、具体的にどのような人々を指すかご教示ください。	学外者のことです。
344	④	運営に関する要求水準	56	IV	6	(2)				要求水準書 10 ページ II 5. (3) 主要諸室と想定面積表の南館において、食堂Cは685 m ² 、厨房Cは300 m ² と記載されてありますが、要求水準書 56 ページにおいて、食堂C関係諸室の面積は、約730 m ² +αとあります。要求水準書 10 ページを正とし、要求水準書 56 ページは記載間違いであり、約985 m ² +αとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	要求水準書IV 6 (2)の「施設位置・規模等 食堂C」の「730 m ² +α」を「985 m ² +α」に訂正してください。なお、想定面積の取り扱いについては、要求水準書 II 5 (3)の「主要諸室と想定面積等」に基づいてください。
345	④	食堂（A・B・C）運営業務の施設位置・規模等	56	IV	6	(2)				食堂Aは「必ず独立して設置することとする」とありますが、「独立」とはどのような状態をさすのでしょうか。	ここでの「独立」とは、事業期間終了後に食堂運営業務に当たる者が変わることも想定し、他の食堂関係諸室（特に食堂、厨房等）を使用することなく、自らの食堂運営の業務が行える状態（条件）のこととします。
346	④	食堂（A・B・C）運営業務の業務（サービス）内容	56	IV	6	(3)				建物使用料について「低廉な価格で貸し付ける」とされていますが、「既存施設が提供している現状のサービスの水準以上が確保される事が望ましい」、「豊富なメニュー、低廉な価格により、利用者のニーズを満たすこと」などの要求水準との関係で、建物使用料を提供価格に転嫁することは許容されるのでしょうか。	止むを得ないと考えますが、価格等については、選定事業者の創意・工夫をお願いします。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」ことに変更します。ただし、食堂（食事をする部分）に選定事業者が設置するレジ、ショーケース等に関する建物使用料は、徴収します。
347	④	食堂（A・B・C）運営業務の業務（サービス）内容	56	IV	6	(3)				食堂関係諸室の「特殊内装等整備費」、「演出付加設備等整備費」、「什器備品類等整備費」について選定事業者の負担とするとありますが、「既存施設が提供している現状のサービスの水準以上が確保される事が望ましい」、「豊富な	止むを得ないと考えますが、価格等については、選定事業者の創意・工夫をお願いします。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										メニュー、低廉な価格により、利用者のニーズを満たすこと」などの要求水準との関係で、これらを提供価格に転嫁することは許容されるのでしょうか。	
348	④	食堂（Ａ・Ｂ・Ｃ）運営業務の業務（サービス）内容	56	Ⅳ	6	(3)				食堂関係諸室の光熱水費、とりわけ「食堂（食事をする部分）」の光熱水費は、既存施設では大学に負担していただいています、「既存施設が提供している現状のサービスの水準以上が確保される事が望ましい」、「豊富なメニュー、低廉な価格により、利用者のニーズを満たすこと」などの要求水準との関係で、これらを提供価格に転嫁することで従来よりも価格帯が上昇することは許容されるのでしょうか。	止むを得ないと考えますが、価格等については、選定事業者の創意・工夫をお願いします。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「①光熱水費（空調および維持管理用も含む）は、本事業とは別途に大学が負担する。」「②照明の管球類費及び衛生消耗品費は、本事業の業務の範囲とし、大学が支払うサービスの対価に含める。」「③建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」「④内線電話機の設置は、大学が本事業とは別途に用意する。」ことに変更します。 また、食堂（食事をする部分）に関して、「⑤テーブル・椅子は、選定事業者の提案に基づき、大学が本事業とは別途別途に用意する。」「⑥清掃業務は、本事業の業務の範囲とし、大学が支払うサービスの対価に含める。」ことは従来どおりです。
349	④	業務内容	56	Ⅳ	6	(3)				【資料＊】とは【資料18】をさすものと考えてよろしいでしょうか。	「【資料＊】」を「【資料18】」に訂正します。
350	④	食堂（Ａ・Ｂ・Ｃ）運営業務の昼休み	56	Ⅳ	6	(3)	1)			「昼休みの50分間」とは、何時何分から何時何分まででしょうか。また、駒場キャンパスにおける1時限目から最終時限までの時刻(1時限：●●時●●分～●●時●●分)をご教授ください。	12：10から13：00までです。
351	④	食堂（Ａ・Ｂ・Ｃ）運営業務の業務内容	56	Ⅳ	6	(3)	1)			建物使用料、光熱水費、厨房機器、特殊内装等、運営事業者の負担が重い今回のスキームで、Ａ・Ｂ・Ｃ食堂につきまして、「低廉な価格により」とありますが、低廉な価格を維持するのは非常に困難であり、提供する食事の価格に転嫁	止むを得ないと考えますが、価格等については、選定事業者の創意・工夫をお願いします。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										せざるを得ないと考えます。これは学生にとって大きな負担増となります。低廉な価格の範囲を具体的にお願いします。	合は、食堂（食事をする部分）に関して、「①光熱水費（空調および維持管理用も含む）は、本事業とは別途に大学が負担する。」「②照明の管球類費及び衛生消耗品費は、本事業の業務の範囲とし、大学が支払うサービスの対価に含める。」「③建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」「④内線電話機の設置は、大学が本事業とは別途に用意する。」ことに変更します。 また、食堂（食事をする部分）に関して、「⑤テーブル・椅子は、選定事業者の提案に基づき、大学が本事業とは別途別途に用意する。」「⑥清掃業務は、本事業の業務の範囲とし、大学が支払うサービスの対価に含める。」ことは従来どおりです。
352	④	食堂（A・B・C）運営業務の業務内容	56	IV	6	(3)	3)			食堂ホール部分を学生の自習室及び交流室として開放すること、とありますが、光熱費を考えた場合、運営事業者にとって午後8時まで開放することは、大きな負担となります。場合によっては照明や空調条件等を制限して開放することもあると考えざるを得ません。照明や空調に条件・制約はありますでしょうか。	食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「①光熱水費（空調および維持管理用も含む）は、本事業とは別途に大学が負担する。」「②照明の管球類費及び衛生消耗品費は、本事業の業務の範囲とし、大学が支払うサービスの対価に含める。」「③建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」「④内線電話機の設置は、大学が本事業とは別途に用意する。」ことに変更します。 なお、食堂（食事をする部分）に関して、「⑤テーブル・椅子は、選定事業者の提案に基づき、大学が本事業とは別途別途に用意する。」「⑥清掃業務は、本事業の業務の範囲とし、大学が支払うサービスの対価に含める。」ことは従来どおりです。
353	④	南館の食堂運営業務	56 58	IV	6 7	(3) (3)	5) 2)			南館の食堂運営業務におけるアルコールの販売について／アルコール販売は、事前に大学の許可を得れば17時以降提供を認めるとの	要求水準書IV 2 (5) の「業務計画書」、事業契約書（案）第41条の「業務計画書の提出」の確認の手續きに基づいて、年度ごとに許可

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										事ではありますが、ここでいう許可とは、食堂委託契約時に許可申請すれば、年間通して許可が貰えるという事でしょうか。	をする予定です。
354	④	南館（食堂A・B・C）の食堂運営業務	56	IV	6	(2)	※			「食堂Aは必ず独立して設置する」との記載がありますが、もう少し詳しく説明して頂くようお願いいたします。	ここでの「独立」とは、事業期間終了後に食堂運営業務に当たる者が変わることも想定し、他の食堂関係諸室（特に食堂、厨房等）を使用することなく、自らの食堂運営の業務が行える状態（条件）のこととします。
355	④	南館の食堂運営業務	56 58	IV	6 7	(2) (2)	※ ※			南館の食堂運営業務における食堂の独立について／食堂Aは「必ず独立して設置することとする」とありますが、食堂Bとの直接の往来を完全に遮断することを求めているのでしょうか。同時に、食堂Dの独立とはどのような状態をさすのでしょうか。	ここでの「独立」とは、事業期間終了後に食堂運営業務に当たる者が変わることも想定し、他の食堂関係諸室（特に食堂、厨房等）を使用することなく、自らの食堂運営の業務が行える状態（条件）のこととします。
356	④	食堂（A・B・C及びD）運営業務	56 58	IV	6 7	(2) (2)	※ ※			食堂Aは必ず独立して設置、食堂B及びCは一体化することも更に区分することも可能とありますが、「独立」「一体化」「区分」の定義について具体的にご提示していただけないでしょうか。例えば「独立」とは会計（レジ）を区分するのか、間仕切りを施した独立した空間とするのか等。また同様に食堂Dにつきましてもお示しください。	ここでの「独立」とは、事業期間終了後に食堂運営業務に当たる者が変わることも想定し、他の食堂関係諸室（特に食堂、厨房等）を使用することなく、自らの食堂運営の業務が行える状態（条件）のこととします。また「一体化」とは「食堂B及びC」を一つの「食堂B」とすること、「区分」とは「食堂B及びC」を例えば「食堂B1、B2及びC」のように三つにするです。
357	④	南館の食堂運営業務	57	IV	6	(5)				食堂（食事をする部分）のテーブル・椅子は、選定事業者の提案に基づき、大学が本事業とは別途に用意する。とありますが、屋外テラスのテーブル・椅子も同様と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
358	④	南館の食堂運営業務	57	IV	6	(6)				食堂関係諸室の光熱水費は、選定事業者が負担するとありますが、下水道に関しても選定事業者負担でしょうか。	お考えのとおりです。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「光熱水費（空調および維持管理用も含む）は、本事業とは別途に大学が負担する。」ことに変更します。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番 号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
359	④	南館の食堂運 営業務	57	IV	6	(7)				食堂関係諸室については、大学が選定事業者到低廉な価格で貸し付けるとありますが、どの程度を想定されているのでしょうか。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」ことに変更します。ただし、食堂（食事をする部分）に選定事業者が設置するレジ、ショーケース等に関する建物使用料は、徴収します。
360	④	運営業務	57	IV	6	(7)				食堂関係諸室について、選定事業者が大学に支払う建物使用料は『低廉な価格』と表記されていますが、具体的な金額をお示しください。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」ことに変更します。ただし、食堂（食事をする部分）に選定事業者が設置するレジ、ショーケース等に関する建物使用料は、徴収します。
361	④	設備等	57	IV	6	5				現在生協が運営している食堂は、生協が発行しているＩＣカード、又は現金で精算をしていますが、新しい食堂でもＩＣカードを継続されるのでしょうか	精算の方法は、入札参加者の提案に委ねます。
362	④	維持管理費及び光熱水費	57	IV	6	6				食堂関係諸室の光熱水費は、空調費も含むのでしょうか。	お考えのとおりです。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「光熱水費（空調および

番号	書類No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 別頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											維持管理用も含む) は、本事業とは別途に大学が負担する。」ことに変更します。
363	④	建物使用料	57	IV	6	7				食堂関係諸室の建物使用料はどのような基準で算出するのでしょうか。	現段階では、基準の公表は予定していません。
364	④	南館（食堂A・B・C）の食堂運営業務	57	IV	6	(5)				「食堂のテーブル・椅子は、選定事業者の提案に基づき、大学が本事業とは別途に用意する」との記載がありますが、事業者の提案を全て認めて頂けるとの認識でよろしいでしょうか。制限等があればご教示頂くようお願いいたします。	入札参加者の提案を可能な限り尊重したいと考えています。ただし、原則として、大学の食堂に相応しい経済的かつ堅牢なものを選定してください。
365	④	食堂（A・B・C）運営業務の設備等	57	IV	6	(5)				「食堂（食事する部分）のテーブル・椅子は、選定事業者の提案に基づき、大学が本事業とは別途に用意する」とありますが、①理由をお聞かせください、②テーブル・椅子の調達を本事業に含めて選定事業者が調達し、その分をサービス対価に含めていただくということにしていだけないでしょうか。（大学または大学が選定したテーブル・椅子メーカー等と選定事業者の間で補修、更新等に関するトラブルを回避するため）	①については、回答をいたしません。②については、入札参加者の提案を可能な限り尊重したいと考えています。ただし、原則として、大学の食堂に相応しい経済的かつ堅牢なものを選定してください。
366	④	食堂（A・B・C）運営業務の設備等	57	IV	6	(5)				食堂運営業務の「設備等」の中、「冷蔵庫、冷凍庫」が「食堂関係諸室」と「什器備品類等整備費」の両方に出てくるのは、「冷蔵庫、冷凍庫」を「建築の一部」として設置でもいいし、「什器備品」として設置してもいいということと解釈してもいいでしょうか。	お考えのとおりです。ただし、「建築の一部」として設置する場合は「特殊内装等整備費」として、「什器備品」として設置する場合は「什器備品類等整備費」として、それぞれ大学が支払うサービスの対価に含めず選定事業者の負担とします。
367	④	食堂運営業務の設備等	57	IV	6	(5)				厨房内のガス・給水・給湯・換気・消防・排水各設備工事については施設整備業務に含まれるのでしょうか。また、それらの保守については維持管理業務に含まれるのでしょうか。	食堂関係諸室の特殊内装等整備費および維持管理費、演出付加設備等整備費および維持管理費、什器備品類等整備費および維持管理費については、大学が支払うサービスの対価に含めず選定事業者の負担とします。これら以外のもの（例えば、厨房内の標準内装、電気配線配管、照明、ガス、給水、空調換気、消防、排水等の各整備費および維持管理費）は、大学が支払うサービスの対価に含めます。
368	④	食堂（A・B・C）運営業務の設備等	57	IV	6	(5)				食堂関係諸室の「特殊内装等整備	止むを得ないと考えますが、価格

番 号	書 類 No	一般書類→ 様表質問→ 契約書類→ 項目	頁 種別 別頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		C) 運営業務の 設備等								費」、「演出付加設備等整備費」、 「什器備品類等整備費」について 選定事業者の負担とするとありま すが、「既存施設が提供している 現状のサービスの水準以上が確保 される事が望ましい」、「豊富な メニュー、低廉な価格により、利 用者のニーズを満たすこと」など の要求水準との関係で、これらを 提供価格に転嫁することは許容さ れるのでしょうか。	等については、選定事業者の創 意・工夫をお願いします。
369	④	食堂（A・B・ C) 運営業務の 設備等	57	IV	6	(5)				「食堂（食事をする部分）のテー ブル・椅子は、選定事業者の提案 に基づき、大学が本事業とは別に 用意する」とありますが、どの程 度まで提案は尊重されるのでしょ うか。	入札参加者の提案を可能な限り尊 重したいと考えています。ただし、 原則として、大学の食堂に相応し い経済的かつ堅牢なものを選定し てください。
370	④	食堂（A・B・ C) 運営業務の 設備等	57	IV	6	(5)				「食堂（食事をする部分）のテー ブル・椅子は、選定事業者の提案 に基づき、大学が本事業とは別に 用意する」とありますが、概算金 額の上限があればお示し下さい。	入札参加者の提案を可能な限り尊 重したいと考えています。ただし、 原則として、大学の食堂に相応し い経済的かつ堅牢なものを選定し てください。
371	④	食堂（A・B・ C) 運営業務の 設備等	57	IV	6	(5)				「食堂（食事をする部分）のテー ブル・椅子は、選定事業者の提案 に基づき、大学が本事業とは別に 用意する」とありますが、維持管 理・運営期間中の修繕や更新も大 学が別に行うのでしょうか。	お考えのとおりです。当該のテー ブル・椅子の修繕や更新も、本事 業とは別に大学が行います。
372	④	食堂（A・B・ C) 運営業務の 維持管理費及 び光熱水費	57	IV	6	(6)				食堂関係諸室の光熱水費、とりわ け「食堂（食事をする部分）」の 光熱水費は、既存施設では大学に 負担していただいています。既 存施設が提供している現状のサー ビスの水準以上が確保される事が 望ましい」、「豊富なメニュー、 低廉な価格により、利用者のニー ズを満たすこと」などの要求水準 との関係で、これらを提供価格に 転嫁することで従来よりも価格帯 が上昇することは許容されるので しょうか。	止むを得ないと考えますが、選定 事業者の創意・工夫をお願いします。 なお、食堂運営業務を実施するた めに使用する関係諸室のうち食堂 （食事をする部分）を学生の自習 室及び交流室等として開放する場 合は、食堂（食事をする部分）に 関して、「光熱水費（空調および 維持管理用も含む）は、本事業と は別途に大学が負担する。」こと に変更します。
373	④	食堂（A・B・ C) 運営業務の 建物使用料	57	IV	6	(7)				建物使用料について「低廉な価格 で貸し付ける」とされていますが、 「既存施設が提供している現状の サービスの水準以上が確保される 事が望ましい」、「豊富なメニュ ー、低廉な価格により、利用者の ニーズを満たすこと」などの要求	止むを得ないと考えますが、価格 等については、選定事業者の創 意・工夫をお願いします。 なお、食堂運営業務を実施するた めに使用する関係諸室のうち食堂 （食事をする部分）を学生の自習 室及び交流室等として開放する場

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										水準との関係で、建物使用料を提供価格に転嫁することは許容されるのでしょうか。	合は、食堂（食事をする部分）に関して、「建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」ことに変更します。ただし、食堂（食事をする部分）に選定事業者が設置するレジ、ショーケース等に関する建物使用料は、徴収します。
374	④	食堂（A・B・C）運営業務の建物使用料	57	IV	6	(7)				建物使用料について、どの程度の月額使用料を想定しているのでしょうか。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」ことに変更します。ただし、食堂（食事をする部分）に選定事業者が設置するレジ、ショーケース等に関する建物使用料は、徴収します。
375	④	食堂（A・B・C）運営業務の建物使用料	57	IV	6	(7)				建物使用料の月額、いつ頃までに示されるのでしょうか。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」ことに変更します。ただし、食堂（食事をする部分）に選定事業者が設置するレジ、ショーケース等に関する建物使用料は、徴収します。
376	④	維持管理及び光熱水費	57	IV	6	(6)				「選定事業者が…維持管理業務にかかる光熱水費」について、食堂営業時間外に自習室として開放する時間帯の食堂ホール部分の光熱	食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 別頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										費については食堂運営業務に該当しないため、含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	食堂（食事をする部分）に関して、「光熱水費（空調および維持管理用も含む）は、本事業とは別途に大学が負担する。」ことに変更します。
377	④	南館（食堂A・B・C）の食堂運営業務	57	IV	6	(7)				建物使用料について、「低廉な価格」とは具体的にどのような価格かご教示ください。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」ことに変更します。ただし、食堂（食事をする部分）に選定事業者が設置するレジ、ショーケース等に関する建物使用料は、徴収します。
378	④	食堂（A・B・C）運営業務の設備等	57	IV	6	(5)				食堂のテーブル・椅子は選定事業者の提案に基づき、貴大学が用意とありますが、要求水準書P13（1）2）オにおける家具、サインに至る統一的に考慮された意匠とあることから、選定事業者の提案したテーブル・椅子を貴大学で用意頂けると考えてよろしいでしょうか。	入札参加者の提案を可能な限り尊重したいと考えています。ただし、原則として、大学の食堂に相応しい経済的かつ堅牢なものを選定してください。
379	④	南館の食堂運営業務	57 59	IV	6 7	(6) (6)				南館の食堂運営業務における経費負担について／食堂運営業務を実施するために必要とする、食堂関係諸室の光熱水費は選定事業者負担とありますが、これには空調費、照明代の負担は含まれているのでしょうか。又、営業時間以外のホール開放の有無と、有りの場合における負担はどのようなのでしょうか。	食堂関係諸室の光熱水費には、空調および照明用も含まれます。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「光熱水費（空調および維持管理用も含む）は、本事業とは別途に大学が負担する。」ことに変更します。
380	④	南館の食堂運営業務	57 59	IV	6 7	(7) (7)				南館の食堂運営業務における建物使用料について／食堂運営業務を実施するために必要とする、食堂関係諸室は、大学が選定事業者に低廉な価格で貸し付けるものとす	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定し

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 別頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										る。との事ではありますが、どの程度の価格を計画されているのでしょうか。建物使用料は本事業の構成から提供するメニュー単価に反映され、現在生協が提供している価格に比しても高価格での食事の提供を余儀なくされ、現在の食堂の利用率が低くなると予想されます。直接事業性に影響するため、早期の提示をお願いいたします。	ています。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」ことに変更します。ただし、食堂（食事をする部分）に選定事業者が設置するレジ、ショーケース等に関する建物使用料は、徴収します。
381	④	南館の食堂運営業務	57 59	IV	6 7	(5) (5)				南館の食堂運営業務における食堂（食事をする部分）のテーブル・椅子について／食堂（食事をする部分）のテーブル・椅子については、選定事業者の提案に基づき、大学が本事業所とは別に用意するとありますが、どの程度まで提案は尊重されるのでしょうか。程度によってはコンセプトが異なりかねないと考えられます。又、維持管理・運営期間中の修繕や更新も大学が別に行って頂けるのでしょうか。	入札参加者の提案を可能な限り尊重したいと考えています。ただし、原則として、大学の食堂に相応しい経済的かつ堅牢なものを選定してください。また、当該のテーブル・椅子の修繕や更新も、本事業とは別に大学が行います。
382	④	食堂（A・B・C及びD）運営業務の設備等	57 59	IV	6 7	(5) (5)				食堂のテーブル・椅子は選定事業者の提案に基づき、大学側にて別途用意すると記載されておりますが、食堂の全体計画の中で什器のデザインレイアウト等は、基本コンセプトと大きく連動していると思われます。予算との関係により什器デザインが大幅な変更と可能性回避するために現段階において、各食堂のテーブル・椅子の予算をご指示願います。	入札参加者の提案を可能な限り尊重したいと考えています。ただし、原則として、大学の食堂に相応しい経済的かつ堅牢なものを選定してください。
383	④	食堂（A・B・C及びD）運営業務の光熱水費	57 59	IV	6 7	(6) (6)				食堂の要求水準書に記載されている食堂ホールの営業時間外における光熱費は、事業者負担外と考えて宜しいでしょうか。	食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「光熱水費（空調および維持管理用も含む）は、本事業とは別途に大学が負担する。」ことに変更します。
384	④	食堂（A・B・C及びD）運営業務の建物使用	57 59	IV	6 7	(7) (7)				食堂関係諸室は貴大学が低廉な価格で貸し付けるとありますが、事業計画を検討するにあたり、賃貸	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		料								料を具体的にご教授ください。また、テラスの面積に賃貸料は発生しないと考えて宜しいでしょうか。食堂ホールを学生の自習及び交流の場として使用されるため、当該部分の建物使用料の具体的な条件をご提示願います。（例：営業時間（必須時間）に対する時間単位での賃料設定等）	8,000 円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」ことに変更します。ただし、食堂（食事をする部分）に選定事業者が設置するレジ、ショーケース等に関する建物使用料は、徴収します。 また、テラス等の使用は無償としますが、大学の許可が必要となります。
385	④	食堂（A・B・C及びD）運営業務の建物使用料	57 59	IV	6 7	(7) (7)				建物使用料の発生する諸室以外の部屋に自動販売機を設置した場合の光熱費・建物使用料の取り扱いについてご教授願います。	まず、大学の許可を必要とします。また、貸付等の条件は、事業契約書（案）別紙13の「建物賃貸借契約書」に準拠するものとします。光熱水費は、大学が支払うサービスの対価に含めず選定事業者の負担とします。建物使用料は、建物賃貸借契約を締結する時点で決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。
386	④	南館の食堂運営業務	58 59	IV	6 7	(8) (8)				南館の食堂運営業務における物品の販売や出張サービスの運営業務について／ここで言う物品や出張サービスとは、具体的に何の事を指すのでしょうか。又、物品の販売や出張サービスの運営業務については、事前に大学の許可を得れば行うことが出来るとの事ありますが、ここでいう許可とは、食堂委託契約時に許可申請すれば、年間通して許可が貰えるという事でしょうか。	あくまで、購買、書籍、食堂運営の各業務の目的を損なわず、入札説明書等の諸条件を満たす範囲内であることが大前提です。大学として具体的には想定はしていませんが、東京大学駒場Ⅰキャンパスにおいて、学生および教職員が主として利用するにふさわしく、近隣住民等に対して説明可能な業務と考えます。大学がふさわしくないと判断する場合は、許可しない場合もあり得ます。また、要求水準書Ⅳ2(5)の「業務計画書」、事業契約書（案）第41条の「業務計画書の提出」の確認の手續きに基づいて、年度ごとに許可をする予定です。
387	④	南館の食堂運	58	IV	6	(8)				南館の食堂運営業務における自動	まず、大学の許可を必要とし、事

番 号	書 類 No	一般書類→ 様表資問→ 契約書類→ 項目	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		営業務	59		7	(8)				販売機の設置について／提案によるものとの記述がありますが、設置の範囲は、どの範囲でしょうか。／・学校内全体・コミュニケーション・プラザ内限定・コミュニケーション・プラザおよびその周辺等	業計画地内とします。また、貸付等の条件は、事業契約書（案）別紙13の「建物賃貸借契約書」に準拠するものとします。
388	④	食堂（A・B・C及びD）運営業務のその他	58 59	IV	6 7	(8) (8)				貴大学との事前の許可により、出張サービス等の運営業務を行うことができる、とありますが、駒場Ⅰキャンパス内の範囲での出張サービスが可能となるのでしょうか。また、駒場Ⅱキャンパスまでの出張サービス等も協議により可能となりますでしょうか。	あくまでの、購買、書籍、食堂運営の各業務の目的を損なわず、入札説明書等の諸条件を満たす範囲内であることが大前提です。大学として具体的には想定はしていませんが、東京大学駒場Ⅰキャンパスにおいて、学生および教職員が主として利用するにふさわしく、近隣住民等に対して説明可能な業務と考えます。大学がふさわしくないと判断する場合は、許可しない場合もあり得ます。
389	④	食堂（D）運営業務の施設位置・規模等	58	IV	7	(2)				食堂Dは「必ず独立して設置することとする」とありますが、「独立」とはどのような状態をさすのでしょうか。	ここでの「独立」とは、事業期間終了後に食堂運営業務に当たる者が変わることも想定し、他の食堂関係諸室（特に食堂、厨房等）を使用することなく、自らの食堂運営の業務が行える状態（条件）のこととします。
390	④	南館（食堂D）の食堂運営業務	58	IV	7	(1)				「来校者」とは、具体的にどのような人々を指すかご教示ください。	学外者のことです。
391	④	食堂（D）運営業務の施設位置	58	IV	7	(2)				参考プランで、食堂Dを南館3階をメインに設置した理由をご教示下さい。	大学としては、整備された中庭への眺望を確保することを考えていますが、具体的には入札参加者の提案に委ねます。
392	④	南館（食堂D）の食堂運営業務	58	IV	7	(2)	※			「食堂Dは必ず独立して設置する」との記載がありますが、もう少し詳しく説明して頂こうお願いします。	ここでの「独立」とは、事業期間終了後に食堂運営業務に当たる者が変わることも想定し、他の食堂関係諸室（特に食堂、厨房等）を使用することなく、自らの食堂運営の業務が行える状態（条件）のこととします。
393	④	運営業務	59	IV	7	(7)				食堂関係諸室について、選定事業者が大学に支払う建物使用料は『低廉な価格』と表記されていますが、具体的な金額をお示しください。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。 なお、食堂運営業務を実施するた

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											めに使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」ことに変更します。ただし、食堂（食事をする部分）に選定事業者が設置するレジ、ショーケース等に関する建物使用料は、徴収します。
394	④	食堂（D）運営業務の設備等	59	IV	7	(5)				食堂関係諸室の「特殊内装等整備費」、「演出付加設備等整備費」、「什器備品類等整備費」について選定事業者の負担とするとありますが、「既存施設が提供している現状のサービスの水準以上が確保される事が望ましい」、「豊富なメニュー、低廉な価格により、利用者のニーズを満たすこと」などの要求水準との関係で、これらを提供価格に転嫁することは許容されるのでしょうか。	止むを得ないと考えますが、価格等については、選定事業者の創意・工夫をお願いします。
395	④	食堂（D）運営業務の設備等	59	IV	7	(5)				「食堂（食事をする部分）のテーブル・椅子は、選定事業者の提案に基づき、大学が本事業とは別に用意する」とありますが、どの程度まで提案は尊重されるのでしょうか。	入札参加者の提案を可能な限り尊重したいと考えています。ただし、原則として、大学の食堂に相応しい経済的かつ堅牢なものを選定してください。
396	④	食堂（D）運営業務の設備等	59	IV	7	(5)				「食堂（食事をする部分）のテーブル・椅子は、選定事業者の提案に基づき、大学が本事業とは別に用意する」とありますが、概算金額の上限があればお示し下さい。	入札参加者の提案を可能な限り尊重したいと考えています。ただし、原則として、大学の食堂に相応しい経済的かつ堅牢なものを選定してください。
397	④	食堂（D）運営業務の設備等	59	IV	7	(5)				「食堂（食事をする部分）のテーブル・椅子は、選定事業者の提案に基づき、大学が本事業とは別に用意する」とありますが、維持管理・運営期間中の修繕や更新も大学が別に行うのでしょうか。	お考えのとおりです。当該のテーブル・椅子の修繕や更新も、本事業とは別に大学が行います。
398	④	食堂（D）運営業務の維持管理費及び光熱水費	59	IV	7	(6)				食堂関係諸室の光熱水費、とりわけ「食堂（食事をする部分）」の光熱水費は、既存施設では大学に負担していただいています。既存施設が提供している現状のサービスの水準以上が確保される事が望ましい」、「豊富なメニュー、低廉な価格により、利用者のニ	止むを得ないと考えますが、選定事業者の創意・工夫をお願いします。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										ズを満たすこと」などの要求水準との関係で、これらを提供価格に転嫁することで従来よりも価格帯が上昇することは許容されるのでしょうか。	関して、「光熱水費（空調および維持管理用も含む）は、本事業とは別途に大学が負担する。」ことに変更します。
399	④	食堂（D）運営業務の建物使用料	59	IV	7	(7)				建物使用料について「低廉な価格で貸し付ける」とされていますが、建物使用料を提供価格に転嫁することは許容されるのでしょうか。	止むを得ないと考えますが、選定事業者の創意・工夫をお願いします。
400	④	食堂（D）運営業務の建物使用料	59	IV	7	(7)				建物使用料について、どの程度の月額使用料を想定しているのでしょうか。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」ことに変更します。ただし、食堂（食事をする部分）に選定事業者が設置するレジ、ショーケース等に関する建物使用料は、徴収します。
401	④	食堂（D）運営業務の建物使用料	59	IV	7	(7)				建物使用料の月額は、いつ頃までに示されるのでしょうか。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」ことに変更します。ただし、食堂（食事をする部分）に選定事業者が設置するレジ、ショーケース等に関する建物使用料は、徴収します。
402	④	南館（食堂D）の食堂運営業務	59	IV	7	(7)				建物使用料について、「低廉な価格」とは具体的にどのような価格かご教示ください。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											8,000 円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。 なお、食堂運營業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」ことに変更します。ただし、食堂（食事をする部分）に選定事業者が設置するレジ、ショーケース等に関する建物使用料は、徴収します。
403	⑤	電話・情報設備	表	01						内線電話、LAN配線工事について「特記がない限り端子（ジャック）の設置までとする」との記載がありますが、PHS用CSの設置は要求水準書に記載通り事業者負担で実施すると考えております。しかし、別表1ではLAN配線欄に「無線」と記載されており、無線LANのAP（アクセスポイント）と想定される機器については、その手配及び設置工事は大学側で行うとの認識でよろしいでしょうか。	無線LANのAP（アクセスポイント）の設置も、本事業の業務の範囲に含まれています。
404	⑤	諸室の要求水準	表	01						購買部の室の出入口の要求水準に「D5防犯」との記載がありますが、D5はシャッターを示すことから、購買部の室の出入口は「防犯シャッター」を設置すると理解して宜しいでしょうか？	お考えのとおりです。
405	⑤	諸室の要求水準	表	01						諸室の要求水準において、音楽実習準備室などNC-25と規定されております。この場合、対象となる音源が設定できなければ確保しうる性能値に対する建物仕様が確定できません。いかなる音源を対象としているのでしょうか。（たとえば、隣室でロックバンドの演奏を可とするか、など）また、NC-25とはNC-25以上という理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	設備機器、ダクト、配管等の（他の部屋が通常の使用状態における）影響を排除する目的で定めた値です。水準としてはNC-25以上（騒音基準としてNC-25以下）です。
406	⑤	諸室の要求水準	表	01						音楽実習室の空調は「一般」になっておりますが、遮音を考慮した	ここでの「一般」とは空調の温湿度条件のことを示し、遮音・騒音

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										仕様にする必要はありますか。	対策等を規定するものではありません。
407	⑤	諸室の要求水準	表	01						厨房A・B・C・Dの空調は「一般」になっておりますが、厨房専用仕様が一般的ですが如何なものでしょうか。	ここでの「一般」とは空調の温湿度条件のことを示し、空調機器の仕様を規定するものではありません。
408	⑤	諸室の要求水準	表	01						「廊下」、「EV・階段室」に単独換気が必要とありますがそれぞれに単独の換気設備を設置するということでしょうか。	それぞれに、単独の換気設備を設置する必要はありません。換気性能が、単独の換気と同等程度となるように計画してください。
409	⑤	諸室の要求水準 (室の出入口)	表	01						部屋の出入口の欄でD5 防犯と記載されているものは、防犯シャッターと判断してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
410	⑤	諸室の要求水準 (室の出入口)	表	01						建築関係、室の出入口の開口が、丸窓となっておりますが、要求水準書P13(1)2)における家具、サインに至る統一的に考慮された意匠とあることから、廊下や居室の意匠性から角形、菱形、楕円形等の提案は可能と考えてよろしいでしょうか。	入札参加者の提案に委ねます。
411	⑤	諸室の要求水準 (床仕上)	表	01						床仕上げF8で、木製フローリングとなっておりますが、舞台芸術実習室は舞台床材としてびょうや釘などが効く板材と考えてよろしいでしょうか。また、舞台床材の厚みをご教示ください。	入札参加者の提案に委ねます。
412	⑤	諸室の要求水準 (壁仕上)	表	01						壁仕上げW8における、舞台芸術実習室及び、音楽実習室の残響時間、RASTI評価尺度等の音響性能について具体的数字でご教示ください。	大学の音楽関係室に必要な数値としてください。具体的には、下記の値を参考としてください。(人数は想定・数値は目安) <平均吸音率> 実習室 0.30～0.35 (100 人入室時) 準備室 0.30～0.40 (2～3 人入室時) <残響時間> (オクターブバンド中心周波数 1000HZ) 実習室 0.7 (空室) 0.4 (100 人入室) 準備室 0.2 (空室)
413	⑤	諸室の要求水準 (壁仕上)	表	01						食堂A・B・C・D、ホール1・2の壁仕上げW3は、腰壁部分程度が木製壁仕上げと考えてよろしいでしょうか。	入札参加者の提案に委ねます。
414	⑤	諸室の要求水準 (壁仕上、天	表	01						ゴミ置場の天井仕上げC5ですが、残響時間、RASTI評価尺	「C5」を「C8」に訂正してください。「W5」は正とします。

番号	書類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		井仕上)								度等の音響性能について具体的数字でご教示ください。また、壁仕上げW5となっておりますが、W8ではないのでしょうか。	
415	⑤	諸室の要求水準 (照明器具の色温度)	表	01						舞台芸術実習室の照明色温度3000Kとなっておりますが、演目等からその他の色温度は必要ないのでしょうか。	その他の色温度については、入札参加者の提案に委ねます。
416	⑤	諸室の要求水準 (LAN配線)	表	01						無線LANの IEEE802.11 規格をご教示ください。また、無線LANとは高速無線通信方式であり、光無線通信方式等ではないと考えてよろしいのでしょうか。	無線LANの規格は、IEEE802.11a、IEEE802.11b、IEEE802.11gとします。また、光無線通信方式は想定していません。
417	⑤	諸室の要求水準 (床仕上)	表	01						別表1で、購買部、書籍部の床仕上げはF2 (タイルカーペット) になっています。維持管理を考えると、F9 (ビニール床タイル)の方が適切かと思われますが、運営業者との調整で変更可能でしょうか。また同様に他の部分についても、より適切だと思われる材料があった場合、要求水準書別表1で示されている仕様からの変更は可能でしょうか。	大学としてはF2 (タイルカーペット) が望ましいと考えていますが、具体的には入札参加者の提案に委ねます。
418	⑤	諸室の要求水準 (照明設備)	表	01						別表1で、購買部、書籍部の室内照度が500ルクスとなっておりますが、1000ルクス程度あった方が最近の店舗としては適切かと思われますがいかがでしょうか。	500ルクスは平均照度と考えています。これ以上の照度を必要とする場合は、購買、書籍、食堂運営の各業務を実施するために、大学が支払うサービスの対価に含めず選定事業者が費用を負担するところの特殊内装等、演出付加設備等、什器備品類等として取り扱ってください。
419	⑤	諸室の要求水準 (室の出入口)	表	01						別表1の室の出入口の項に扉幅が規定されていますが、搬入等の都合上、幅を広げることは可能でしょうか。また、逆に、規定よりも狭くても問題ないと思われる扉については、狭くても問題はありませんかでしょうか。	可能です。詳細については、入札参加者の提案に委ねます。
420	⑤	機器・備品表	表	02						大学が本事業とは別途に用意する備品の補修・修繕及び更新は、大学側の実費負担と考えて宜しいでしょうか？	大学が本事業とは別途に用意する備品の補修・修繕および更新は、本事業とは別に大学が行います。
421	⑤	機器・備品表	表	02						要求水準書別表・資料のリスト【別表2】機器・備品表の各部屋名にかっこ書きで示されている (たと	それぞれを担当する専攻名です。

番号	書類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										えば生命環境、相関基礎e t c) 用語の目的もしくはその意図につ いて、ご教示ください。	
422	⑤	機器・備品表	表	02						要求水準書別表・資料のリスト【別 表 2】機器・備品表の北館福利厚 生施設の表の、5 イベントホール の使用目的において「学事、季節 に応じて、期間を設定した特別の サービス提供を集中して行う」と ありますが、「特別のサービス提 供」について具体的なイメージを お示しください。	あくまでの、購買、書籍の各業務 の目的を損なわず、入札説明書等 の諸条件を満たす範囲内であるこ とが大前提です。大学として具体 的には想定はしていませんが、東 京大学駒場 I キャンパスにおい て、学生および教職員が主として 利用するにふさわしく、近隣住民 等に対して説明可能な業務と考え ます。大学がふさわしくないと判 断する場合は、許可しない場合も あり得ます。
423	⑤	機器・備品表	表	02						「身体運動実習室 2,3」に可動間 仕切りとありますが、遮音性能の 程度をご指示ください。	入札参加者の提案に委ねますが、 遮音タイプ（天井裏塞ぎ、パネル 四周のスリット塞ぎ、パネルの重 量確保など）としてください。
424	⑤	機器・備品表	表	02						北館（BOT方式・I 期工事）教 育研究施設／身体運動実習室1 及 び2について柔道や剣道等の実習 を行うとありますが、公式な試合 等を開催するためのスペースを確 保する必要があるのかご指示くだ さい。	公式な試合は想定していません。
425	⑤	多目的教室	表	02						「国際コロキウム」とは何のこと でしょうか？	国際会議・シンポジウムのことで す。
426	⑤	南館の屋外作 業スペース	表	02						16 の「屋外作業スペース」の備考 欄に「雨天時の駒場図書館の利用 も検討すること」とありますが、 これはどういう意味でしょうか？	雨天時などの一時的な荷解き程度 で、利用頻度は少ないと考えてく ださい。したがって、駒場図書館 の管理用出入口に近い位置に設置 することを希望します。
427	⑤	機器・備品表	表	02						多目的教室4「春と秋に学生に教 科書及び、関連参考書の販売を集 中して行う。通常期は多目的に活 用するために、書籍陳列用の平台 を格納できるスペースを持つ。」 とあります。しかし、現状のプレ ハブ教科書売場面積は多目的教室 4と3を合計した面積より広いた め、最低、多目的教室4と3を使 用することが教科書販売には必要 ですが、使用することは可能で しょうか。なお、その際、床加重は 800kg/m ² は最低必要ですが、 二部屋の床加重を変更していただ	春と秋の教科書及び関連参考書の 販売に使用できるスペースは、書 籍関係諸室、イベントホールおよ び多目的教室4のみとします。

番号	書類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										くことは可能でしょうか。	
428	⑤	北館教育研究 施設	表	02						各実習室の部屋名の下に記された 括弧内（例えば「生命環境」等） は、その専攻（例えば生命環境科 学系）の授業でその部屋を使う、 との理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
429	⑤	スクリーンボ ックス	表	02						身体運動実習室1・2・3、舞台 芸術実習室、舞台芸術実習準備室 1・2・3、音楽実習室、音楽実 習準備室1、多目的教室1・2・ 3・4に設置を貴大学が想定され ているスクリーンサイズをご教示 ください。また、スクリーンボッ クスとは天井内埋込み式と考えて よろしいでしょうか。	W=3,000mm としてください。ま た、天井内埋込式を想定していま す。
430	⑤	身体運動実習 室1・2	表	02						身体運動実習室1・2での柔道、 合気道、剣道、空手は講義のみで、 公式試合とは行わないと考えてよ ろしいでしょうか。	公式な試合は想定していません。
431	⑤	音楽実習室	表	02						音楽実習室において振動波動現象 の理解を深めるための楽器を用い た講義とありますが、具体的な楽 器の説明や講義内容、講師の教授 名をご教示ください。	現段階では、具体的な楽器名、講 義内容、教授名等は未定です。
432	⑤	多目的教室1	表	02						多目的教室1で、画像を用いたシ ミュレーション等の演習とありま すが、3Dフォログラム等の特殊 映像投影等用のスクリーンボッ クス仕様がありましたら、ご教示く ださい。	特にありません。
433	⑤	音楽実習準備 室1	表	02						音楽実習準備室1の備考欄に自然 採光有りとありますが、参考プラ ンのレイアウトを見ると外壁に面 していません。プランを組み替え て自然採光を取れるようにする ということでしょうか。	「参考プラン」では、屋外テラス に面しています。大学としては、 音楽実習準備室1に自然採光がと れるのが望ましいと考えています が、具体的には入札参加者の提案 に委ねます。
434	⑤	屋外作業スペ ース	表	02						屋外作業スペースの備考欄に重車 輦対応とありますが、何トン車ま で想定すればよろしいでしょ うか。	4トン車程度を想定しています。
435	⑤	事業計画地位 位置図	資	02						既存多目的ホール、図書館と本計 画地の区分位置は、要求水準資料 通りと考えてよろしいでしょ うか。	事業計画地の細部にわたる確定 は、要求水準書 別表・資料の「資 料2」に基づいて、大学と選定事 業者の協議によるものとします。 また、「高低測量図」を新たに閲 覧資料（提供資料）として追加し ます。詳細については別紙を参照

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											してください。なお、競争参加資格の確認を受けた者が申しでた場合には、データをお渡しする予定です。
436	⑤	参考プラン (3階平面)	資	05						北館東端に、上部吹抜という表現がありますが、3階には床が無く2階の音楽実習室の上部が吹き抜けに考えてよろしいでしょうか。または、3階に床があり、その上部にトップライト等があるという意味でしょうか。その場合の室名は何でしょうか。	「参考プラン」では、2階の音楽実習室の上部が吹き抜けとなっています。
437	⑤	参考プラン (2、3階平面)	資	05						エントランスゲートがあり、北館と南館が繋がっていますが、建築基準法上別棟と考えてよいでしょうか。役所への確認が必要な場合、個別に相談に行くことをお許しいただけますでしょうか。	特定行政庁の判断に従ってください。大学としては、建築基準法上の取扱いを問いません。ただし、北館、南館、和館は、それぞれ別の建物として登記できるようにしてください。
438	⑤	樹木撤去参考図	資	07						樹木撤去参考図において、保存“木”は原則として現状の位置に保存とありますが、仮設計画上保存不可能と思われる樹木も想定されます。その場合、移植及び撤去の方向で検討してよろしいですか。	入札参加者の提案に委ねます。詳細は、要求水準書 別表・資料の「資料7 樹木撤去参考図」の注書きを参照してください。
439	⑤	樹木撤去参考図	資	07						要求水準書別表・資料のリスト【資料7】樹木撤去参考図において、移植についての記述がありますが、移植先は駒場Ⅰキャンパス内と考えてもよろしいでしょうか。もしくは事業計画地内に限定されますでしょうか。ご教示ください。	事業計画地内で完結させてください。
440	⑤	樹木撤去参考図	資	07						事業計画地内の要求水準書別表の資料以外の解体・伐採・抜根・地中障害等は、別途と考えてよろしいでしょうか。	入札参加者の提案に基づく施設整備業務を実施するにあたって必要となる事業計画地内の撤去工事はすべて含まれます。その主なものとして、旧駒場寮エントランスゲート、旧駒場寮の基礎及び割栗石・碎石以外の地下工作物（コンクリート杭等）、駒場図書館西側のスロープ、各種配管・配線（切り回しを含む）、樹木（移植を含む）などがあげられます。詳細は、要求水準書等（要求水準書 別表・資料及び閲覧資料を含む）に基づいてください。ただし、これら大学が提供した資料等から確認されないもので通常予期し得ない

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 別頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											地中障害物または文化財等が出土した場合は、大学と事業者の協議によるものとします。なお「旧駒場寮の残存する地下工作物（コンクリート杭等）関係資料」を新たに閲覧資料として追加提示します。詳細については別紙を参照してください。
441	⑤	駒場Ⅰキャンパス共同溝	資	08						共同溝の寸法等の詳細仕様について早期にご公表頂けると考えてよろしいでしょうか。また、共同溝の敷地境界からの離れ、設置深さ等の関係図面も併せて早期にご公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	「共同溝関係資料」を新たに閲覧資料として追加提示します。詳細については別紙を参照してください。
442	⑤	ネットワーク構成図	資	13						情報系総合研究棟から本施設の間に設置されるルーターは大学側で設置されるとのことですが、事業者が手配予定の基幹スイッチHUBとの接続が想定されているルーターの機器名または具体的な仕様をお教え願えないでしょうか。	現在、大学において最終調整を行っておりますので、入札説明書等に関する質問回答（第2回目）の回答と合わせて回答します。
443	⑤	機械設備資料（排水量の算定）	資	14						機械設備資料（資料14）に東京大学駒場生活協同組合使用給水量が示されていますが、同様にガス、電気の使用量もお示し頂けますでしょうか。	当該の資料を公表する予定はありません。
444	⑤	既存防火水槽	資	15						防火水槽の正確な位置・レベルを教えてください。又、防火水槽は再利用と考えてよろしいでしょうか。	位置・レベル等は、「要求水準書 別表・資料」および「閲覧資料」などから想定してください。また、現状のまま利用してください。
445	⑤	工事車両進入路位置図	資	16						炊事門からの工事用車輛(場合によって大型重機・トレー等)の搬出入も、可能と考えてよろしいでしょうか。	炊事門からの工事車輛の出入りは想定していません。
446	⑤	教養部図書館ボーリングデータ	資	17						ボーリング柱状図によれば、原位置試験及び室内土質試験を行っているようですが、その結果だけでもご提示出来ませんでしょうか。	閲覧資料(17)の「教養部図書館ボーリングデータ・原位置試験及び室内土質試験関係資料」に含まれています。
447	⑥	基礎項目審査	4		5	(2)				「市場価格と極端に乖離していないこと」が基礎項目の審査基準となっていますが、極端な低価格での入札については失格となると解釈してよろしいでしょうか。	どのように考えても、事業の実施が不可能なことが明らかな程度の「市場価格との極端な乖離」については、入札参加者からの事情聴取を経て失格とすることもあります。
448	⑥	基礎項目審査	4		5	(2)				要求水準の基礎項目を充足していない、又は要求水準の基礎項目に	お考えのとおりです。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										ついて記載のない場合は失格とする。とされていますが、基礎項目審査における審査項目が要求水準の基礎項目であると解釈してよろしいのでしょうか。また、要求水準書で求められている全ての項目を提案書に記載する必要はないと解釈してよろしいのでしょうか。	
449	⑥	加点基準	9		5	(3)	4)			加点基準による採点は、個々の審査委員が採点し項目毎の平均点を最終的な加点項目審査点とするのでしょうか。	公表している以上の内容は提示できません。
450	⑦	株式の譲渡	1		4					本件事業に必要な資金の調達に際して、金融機関から特別目的会社の株式に対して担保権等の設定を求められる場合には大学の承諾はいただけると理解してよろしいのでしょうか。	担保設定を求める金融機関等と、担保の実行等について大学との協議が調った場合には承諾します。
451	⑦	業務の委託、請負	2		5	2				「各業務に関する業務委託契約又は請負契約」について、「本基本協定締結後平成●年●月●日までに」締結せしめるとされておりますが、当該契約の交涉及び締結は事業契約の締結後になることにご留意ください。	「平成●年●月●日」の日付は、大学と落札者として協議して定めませんが、事業契約締結までの日を記入するものとします。
452	⑦	事業契約不調の場合の処理	2		8					大学及び事業予定者のどちらかの帰責事由によって事業契約が締結されない場合は相互に債権債務関係は生ずると考えますので、本件事業の準備に関して既に支出した費用の負担については帰責事由者に対して費用請求できるよう、条文の見直しをご検討頂けますでしょうか？	原案どおりとします。
453	⑦	事業契約不調の場合の処理	2		8					事業契約の締結に至らなかった場合には、「本件事業の準備に関して既に支出した費用」は原因者負担とすべきであると考えますので、「事由の如何を問わず」は「甲及び乙いずれの責めにも帰すことのできない事由により」としていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
454	⑧	契約金額	6 前		3	4				「建設工事費等に対する金利分」とありますが、「施設費相当と施設費相当に係る消費税等の合計に対する金利分」ではないのでしょうか。	お考えのとおりです。「建設工事費等」を「施設費相当と施設費相当に係る消費税等の合計」のことと理解してください。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
455	⑧	契約金額	6	前	3	4				建設工事費、建設工事費等に対する金利分とは、それぞれ別紙11の施設費相当と金利支払額と同義と理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
456	⑧	契約日	7	前						契約日が「平成17年2月●日」となっていますが、入札説明書「21 事業契約の締結」のスケジュールからすると、事業契約締結期限は3月中になると考えますが、この理解でよろしいでしょうか。	当該部分の「平成17年2月●日」を「平成17年4月●日」に訂正します。なお、入札説明書等における他の同様箇所も併せて訂正します。
457	⑧	定義	9	01	1	24				「要求水準書及び契約書案」が2箇所ありますが、この「契約書案」とは事業契約書案でしょうか。	お考えのとおりです。当該部分の「契約書案」を「契約書（案）」に訂正します。ここでの「契約書（案）」とは「事業契約書（案）」のことと理解してください。
458	⑧	本件事業の概要	10	02	5	2				「入札説明書」とありますが、入札説明書に係る添付資料、第1回及び第2回質問回答書及びその添付資料も含むべきであると考えますので「入札説明書等」が適切ではないでしょうか。また、事業契約の本条以外で「入札説明書」に言及している部分についても同様に「入札説明書等」を用いるのが適切ではないでしょうか。	お考えのとおりです。当該部分の「入札説明書」を「入札説明書等」に訂正します。
459	⑧	本件事業の概要	11	02	5	4				要求水準書の優先順位はどうなるのでしょうか。	本項に限り「入札説明書等」に「要求水準書」を含みます。
460	⑧	諸認可及び届出等	11	02	7	1				大学の許認可取得ができなかったこと等により、事業者が増加費用が発生した場合には、当該増加費用を大学で負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
461	⑧	履行保証金	11	02	9	1				履行保証保険ではなく、当該保険付保と同等の効果があれば、銀行保証等でも対応可能でしょうか。	原案どおり「履行保証保険契約」は必要とします。
462	⑧	履行保証保険	12	02	9	2				履行保証保険の保険金額は、入札説明書P16、14(2)に記載の通り、建設工事に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む）ではないでしょうか。	お考えのとおりです。当該部分の「施設費相当及びこれにかかる消費税相当額の総額」を「建設工事費に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む）」に訂正します。なお、建設工事費に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む）とは、事前調査費、設計費、敷地造成等費、建設工事費、工事監理費、周辺家屋影響調査・対策費、電波障害調査・対策費、各種申請に要する費用の合計とします。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
463	⑧	履行保証保険	12	02	9	2				履行保証保険の有効期間が「設計・建設期間全体」となっておりますが、履行保証保険は対象契約が必要であり、一般的にSPCでは調達が困難なことから、工事請負契約において建設企業等により付保されている現状からも「本件施設の建設請負契約締結の日から」が適切と考えますが、いかがでしょうか。	原案どおりとします。契約保証金の代替として履行保証の付保を定めているので、事業契約の締結と同時に履行保証保険に加入してください。
464	⑧	履行保証金	12	02	9	2				履行保証保険付保の目的が建設工事の履行を確保するためということから、保険金額は施設費相当から設計・監理費及び開業・資金調達に要する費用等を除いた、いわゆる建設工事相当額の10パーセントが合理的と考えますが、いかがでしょうか。	当該部分の「施設費相当及びこれにかかる消費税相当額の総額」を「建設工事費に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む）」に訂正します。なお、建設工事費に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む）とは、事前調査費、設計費、敷地造成等費、建設工事費、工事監理費、周辺家屋影響調査・対策費、電波障害調査・対策費、各種申請に要する費用の合計とします。
465	⑧	履行保証金	12	02	9	2				履行保証保険を建設企業が付保する場合、SPCと建設企業の建設契約が締結されている必要があります。本項では保険の有効期間は設計・建設期間全体となっておりますが、建設企業が当該保険を付保する場合には、有効期間は建設期間中としていただけますでしょうか。	原案どおりとします。契約保証金の代替として履行保証の付保を定めているので、事業契約の締結と同時に履行保証保険に加入してください。
466	⑧	履行保証金	12	02	9	4				本契約の締結と同時に保険証券の原本を大学に提出となっておりますが、保険証券発行には事務工期がかかることから、本契約後速やかにとしていただけないでしょうか。	原案どおりとします。契約保証金の代替として履行保証の付保を定めているので、事業契約の締結と同時に履行保証保険に加入してください。
467	⑧	履行保証金	12	02	9	4				事業契約と同時に履行保証保険証券を提出するのは事務的に難しいと思われますので、提出時期についてご再考下さい。	原案どおりとします。契約保証金の代替として履行保証の付保を定めているので、事業契約の締結と同時に履行保証保険に加入してください。
468	⑧	設計の変更	13	03	12	2				大学の請求による「設計の変更」に伴う増加費用には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	お考えのとおりです。
469	⑧	設計の変更	13	03	12	2				第12条1項の規定に従い、事業	原則として、該当するサービス購

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										者が設計変更を行う場合で追加費用が発生した時は、大学が当該費用を負担するとありますが、その支払方法をご教示願います。	入費の一部に組み入れ、その支払方法に従うものとします。
470	⑧	設計の変更	13	03	12	2				①大学事由による設計変更に起因する追加的な費用には資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等を含む）も含まれると理解してよろしいでしょうか。②また、大学で負担いただける当該追加的費用の支払条件についてご教示ください。	①合理的な範囲で含まれるものとします。②原則として、該当するサービス購入費の一部に組み入れ、その支払方法に従うものとします。
471	⑧	設計の変更	13	03	12	2				①設計変更によるサービス購入費の減額に伴い、事業者に資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等を含む）が発生した場合は、大学にて負担いただけると理解してよろしいでしょうか。②また、大学で負担いただける場合、当該追加的費用の支払条件についてご教示ください。	①合理的な範囲で含まれるものとします。②原則として、該当するサービス購入費の一部に組み入れ、その支払方法に従うものとします。
472	⑧	設計の変更	13	03	12	4				①大学事由による設計変更に起因する追加的な費用には資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等を含む）も含まれると理解してよろしいでしょうか。②また、大学で負担いただける当該追加的費用の支払条件についてご教示ください。	第12条第4項は事業者が大学の承諾を得て設計変更を行う場合であり、増加費用は事業者の負担となります。
473	⑧	設計の変更	13	03	12	4				①設計変更によるサービス購入費の減額に伴い、事業者に資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等を含む）が発生した場合は、大学にて負担いただけると理解してよろしいでしょうか。②また、大学で負担いただける場合、当該追加的費用の支払条件についてご教示ください。	第12条第4項は事業者が大学の承諾を得て設計変更を行う場合であり、増加費用は事業者の負担となります。
474	⑧	設計の変更	13	03	12	2				増加費用の支払は、一括払いで行われるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、該当するサービス購入費の一部に組み入れ、その支払方法に従うものとします。
475	⑧	本件土地の瑕疵	13 16	03 04	13 22	2 5				本件土地の瑕疵等に関する記載方法が異なっておりますが、内容が同じであれば記載方法も同じにして頂ければと思います。	原案どおりとします。
476	⑧	法令変更等による設計の変	13	03	13	1				入札提案から事業契約締結までに建築基準法、消防法等の法令制度	事業契約締結前の法令変更について、本項が適用される事はありません。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		更								の改正により、設計変更が必要となった場合についても本項の適用があると理解してよろしいでしょうか。	せん。
477	⑧	法令変更等による設計の変更	13	03	13	3				①当該設計変更に起因する資金調達に係る事業者が生じた合理的な追加費用には、スワップブレイクコスト等の金融費用含まれると理解してよろしいでしょうか。②また、大学で負担いただける当該追加的費用の支払条件についてご教示ください。	①合理的な範囲で含まれるものとします。②原則として、該当するサービス購入費の一部に組み入れ、その支払方法に従うものとします。
478	⑧	法令変更等による設計の変更	13	03	13	3				①当該設計変更に起因するサービス購入費の減額に伴い、事業者に資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等を含む）が発生した場合は、大学にて負担いただけると理解してよろしいでしょうか。②また、大学で負担いただける場合、当該追加費用の支払条件についてご教示ください。	①合理的な範囲で含まれるものとします。②原則として、該当するサービス購入費の一部に組み入れ、その支払方法に従うものとします。
479	⑧	法令変更等による設計の変更	13	03	13	4				①本条に起因する本件施設の引渡遅延に伴い、事業者に追加費用（スワップブレイクコスト等の金融費用を含む）が発生した場合は、大学で負担していただけると理解してよろしいでしょうか。②また、大学で負担いただける場合、当該追加費用の支払条件についてご教示ください。	①お考えのとおりです。合理的な範囲で含まれるものとします。②原則として、該当するサービス購入費の一部に組み入れ、その支払方法に従うものとします。
480	⑧	設計の完了	14	03	15	4				第4項の「工事費概算書は、大学及び事業者を拘束するものではない。」とありますが、これはどういう意味でしょうか？	当該部分の「工事費概算書」を「工事費内訳明細書等」に訂正します。なお、第15条第4項は、合理的かつやむを得ない事情により、結果的に実際の調達等が「工事費内訳明細書等」のとおりでなくても契約違反にはならないとの趣旨です。
481	⑧	設計の完了	14	03	15	2				基本設計及び実施設計に係る図書は「本契約、入札説明書、応募者提案」だけではなく、要求水準書に従う必要があるのではないのでしょうか。	お考えのとおりです。当該部分の「…本契約、入札説明書、応募者提案…」を「…本契約、入札説明書等、要求水準書、応募者提案…」に、「…本契約、入札説明書及び応募者提案…」を「…本契約、入札説明書等、要求水準書及び応募者提案…」に、それぞれ訂正します。
482	⑧	本件施設の建	14	04	16					本事業に関して、関連工事が行わ	現段階では、大学が本事業とは別

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		設及び整備								れる予定はありますでしょうか。 また、当該関連工事がある場合には、工事間の調整は大学が責任をもって行うものと理解してよろしいでしょうか。	途に用意する機器・備品等の設置以外の関連工事は予定しておりません。ただし、関連する工事や機器・備品等の設置が行われる場合は、要求水準書Ⅱ 8 (2)の「施工に対する要求事項」に従ってください。
483	⑧	建設期間中の保険	15	04	18	2				証券又はこれに代わるものとありますが、これは保険証券の写し又は付保証明書で足りると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
484	⑧	建設場所の管理	16	04	21	3				不可抗力事由による場合に加えて、大学の責めに帰すべき事由による場合についても、追加費用を負担していただけないでしょうか。また、当該大学が負担する追加費用には事業者が発生した資金調達に係る費用（スワップブレイクコスト等を含む）も含まれると理解してよろしいでしょうか。	大学の責めに帰すべき事由による場合は、大学に対して損害賠償の支払いを求めることができます。また、ご質問の資金調達に係る費用についても、相当因果関係の範囲内にあるものについては、損害賠償の対象となります。
485	⑧	建設に伴う各種調査	16	04	22	5				協議した結果、本件事業の内容変更については、第13条第3項及び第4項と同様の対応をして頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
486	⑧	建設に伴う各種調査	16	04	22	5				「地中障害の内、提供いただく調査資料から確認されないもので通常予期し得ない地中障害物又は文化財が出土した場合」の費用負担については、大学の負担と理解して宜しいでしょうか？	事業者及び大学が協議した結果の本件事業の内容変更については、第13条第3項及び第4項と同様の対応とします。
487	⑧	建設に伴う各種調査	16	04	22	2				当該追加費用には事業者が発生した資金調達に係る費用（スワップブレイクコスト等を含む）も含まれると理解してよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれるものとします。
488	⑧	建設に伴う各種調査	16	04	22	5				本項に定める「地中障害物又は文化財等が出土した場合」には、工期変更が認められ、当該工期変更により事業者が生じる追加費用については大学により負担していただけると理解してよろしいでしょうか。	事業者及び大学が協議した結果の本件事業の内容変更については、第13条第3項及び第4項と同様の対応とします。
489	⑧	本件施設の建設に伴う近隣対策等	17	04	23	5				大学で負担していただける費用には、当該近隣調整等に伴い事業者が発生した資金調達に係る費用（スワップブレイクコスト等を含む）も含まれると理解してよろしい	合理的な範囲で含まれるものとします。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										いでしょうか。	
490	⑧	大学による本 件施設の完成 確認	18	04	28					訓練等における商品等の搬入につ いて／供用期間は平成18年4月 1日を予定とのことにて、入学時 期と重なりとおもいますが、この 時期において、運営業務を円滑に 実施するため、事業契約書(案)第 28条に定める設備、備品等の試 運転等の時期までに、同29条の 訓練・研修を兼ね、当該施設に商 品等を搬入する。ということは可 能でしょうか。	可能ですが、事業契約書（案）第 28条の「大学による本件施設の完 成確認」に支障がないよう、事前 に大学との十分な協議を行ってく ださい。また、要求水準書のⅡ8 (2)5)「施工管理」のオを準用し てください。
491	⑧	維持管理運営 業務体制整備	19	04	29	1				維持管理・運営業務に必要な訓 練・研修等の期間や内容について は、事業者の定めるところによる ものと理解してよろしいでしょ うか。	お考えのとおりですが、事前に第 41条に基づく「業務計画書」を提 出してください。
492	⑧	工事の中止	20	04	33					工事の中止に伴い、事業者に発生 した追加費用（スワップブレイク コスト等の金融費用を含む）は大 学で負担していただけると理解し てよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれるものとし ますが、工期の変更に至らない工 事の中止で、事業者に金融費用が 生じることは想定していません。
493	⑧	工期変更の場 合の費用負担	20	04	34		2			工期変更による費用負担で、大学 側の責めによる場合は、合理的な 範囲での負担とありますが、具体 的な例ではどのようなことを想定 しているか、ご教示願います。	具体的な費用項目については、当 該事象が生じたときの協議により ます。
494	⑧	工期変更の場 合の費用負担	20	04	34					工期変更に伴う増加又は追加費用 には、資金調達に係る金融費用(ス ワップブレイクコスト等を含む) も含まれると理解してよろしいで しょうか。	合理的な範囲で含まれるものとし ます。
495	⑧	工期変更の場 合の費用負担	20	04	34					法令制度の新設・改正、本件土地 の瑕疵、埋蔵文化財の発見等に起 因する工期変更における費用負担 は大学が行うと理解してよろしい でしょうか。	お考えのとおりです。
496	⑧	工期変更の場 合の費用負担	20	04	34	1	1			合理的な範囲で大学が負担する範 围には、当然資金調達の条件変更 に関わる追加費用に関しても含ま れると理解して宜しいでしょ うか？	合理的な範囲で含まれるものとし ます。
497	⑧	建設工事期間 中に事業者が 第三者に及ぼ した損害	20	04	35	2				工事の施工に伴い通常避けること のできない騒音、振動、地盤沈下、 地下水の断絶等により生じた第三 者損害について、事業者が善管注 意義務を払ったにもかかわらず生	原案どおりとします。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										じたものについては、大学負担と していただけないでしょうか。	
498	⑧	不可抗力による 損害	20	04	36	3				当該損害及び追加費用には資金調 達に係る金融費用（スワップブレ ークコスト等を含む）も含まれる と理解してよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれるものとし ます。
499	⑧	引渡手続	21	04	37	3				事業者が仮登記の手続を行なう期 限はありますでしょうか。	施設の占有の移転までに行ってく ださい。
500	⑧	引渡手続	21	04	37	2				北館については所有権留保特約付 売買とされておりますが、当該売 買について別途契約を締結する予 定はありますでしょうか。また、 占有のみを大学に移転するとは具 体的にどのようなことを想定され ておりますでしょうか。	別途の契約を締結することは予定 していません。また、「占有のみ を大学に移転する」とは、施設の 所有権を事業者に残し、占有権の みを大学に移転するということデ す。
501	⑧	本件施設の引 渡し遅延によ る費用負担	21	04	38	1				当該増加費用には資金調達に係る 金融費用（スワップブレークコス ト等を含む）も含まれると理解し てよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれるものとし ます。
502	⑧	本件施設の引 渡し遅延によ る費用負担	21	04	38	2				「東京大学工事請負契約要領別記 第1号工事請負契約基準第40第2 項」に規定する遅延損害金の算定 に用いる利率についてご教示くだ さい。	平成16年9月16日付けで、東京 大学のHP（東京大学PFI事業） にて公表しました。
503	⑧	従事職員名簿 の提出等	23	05	42	2				従事職員の交代を請求する場合 は、合理的な理由がある場合に限 られると理解して宜しい বাংলা か？	第42条第2項に規定するとおりデ す。なお、大学が当該従事職員を 不適当と認める理由については、 事業者に提示します。
504	⑧	従事職員名簿 の提出等	23	05	42					名簿の記載事項に指定はありま すでしょうか。パート・アルバイト 等についても報告は必要 বাংলা か。	パート・アルバイト等についても 報告してください。
505	⑧	法令変更等 による維持管 理・運営業務 要求水準の変 更	23	05	43	2 3				維持管理・運営費相当の増額又は 減額は、業務区分ごとに行われ る理解してよろしい বাংলা か。	お考えのとおりです。ただし、増 額または減額の具体的な金額につ いては、事業者と大学が事業者の 積算に基づいて協議するものと します。
506	⑧	法令変更等 による維持管 理・運営業務 要求水準の変 更	23	05	43	5				第9章／法令変更における協議期 間は120日であるのに対し、当 該条項の法制制度の新設又は改正 による要求水準の変更の協議期間 が60日と短くなっている理由に つき、ご教示ください。	第43条は、予め法令変更が想定 できる場合を規定しています。な お本条と第9章の規定が競合する 場合には、本条が優先して適用さ れるものとします。
507	⑧	維持管理運営 業務要求水準 の変更	23	05	44	1				第1項の主語が「大学及び事業者」 とすると、「要求水準書の変更を 大学に求める」とする文脈は矛盾 があるように思いますがいかがデ	当該部分の「大学及び事業者は、 それぞれ維持管理・運営期間中に 合理的な必要が生じた場合、要求 水準書の変更を大学に求めること

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										しょうか？	が出来る。かかる場合、大学は事業者との協議に応じなければならない。」を「大学又は事業者は、それぞれ維持管理・運営期間中に合理的な必要が生じた場合、要求水準書の変更を相手方に求めることが出来る。かかる場合、大学又は事業者は、相手方との協議に応じなければならない。」に訂正します。
508	⑧	近隣対策	23	05	45					事業の実施自体や大学事由により、事業者が発生した追加費用(スワップブレイクコスト等の金融費用も含む) は大学が負担していただけると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のような事項は、本条では想定していません。
509	⑧	近隣対策	23	05	45					合理的に要求される範囲の近隣対策とは具体的にどのような内容を想定していますでしょうか。	事業者の業務内容や周辺の状況等に基づき、事業者が責任を持って定めて下さい。
510	⑧	業務報告書	24	05	48					月報、半期報告書及び年間総括書の提出日が各々翌月の7日となっておりますが、報告対象業務のボリュームから鑑みて、報告書の作成期間が7日以内というのは非常にタイトであると考えますので、各報告書の提出期間の変更をご検討頂けますでしょうか。(作成期間は 10 日間程度必要と考えます。)	原則として原案どおりとしますが、具体的かつ詳細については、事業者の提案に基づいて、大学と事業者が協議して定めるものとします。
511	⑧	業務報告書	24	05	48					業務日誌について、作成日の翌日に大学に提出するとありますが、煩雑な手間を回避すべく、一定期間(例えば1週間単位)でまとめたの対応に変更願えませんでしょうか？	原則として原案どおりとしますが、具体的かつ詳細については、事業者の提案に基づいて、大学と事業者が協議して定めるものとします。
512	⑧	第三者に及ぼした損害等	24	05	49	2				通常避けることができない事由による損害に関しては、保険でカバーできないリスクであり、当該業務に起因するという理由で事業者負担とすることは、負担割合の適正な分担とはいいい難いと考えますので、BTO部分の当該事由による損害については不可抗力と同等の取り扱いとして頂けないでしょうか？	原案どおりとします。
513	⑧	第三者に及ぼした損害等	24	05	49	2				本件施設の維持管理・運営業務に伴い通常避けることのできない騒	原案どおりとします。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										音等の理由により生じた第三者損害につき、事業者が善管注意義務を払ったにもかかわらず生じたものについては、大学負担としていただけないでしょうか。	
514	⑧	維持管理・運営 業務開始の遅延	25	05	50					①貴学の帰責事由により、維持管理・運営業務の開始が引渡予定日より遅延し、事業者に損害が生じた場合には、貴学に賠償いただくと理解してよろしいでしょうか。／②「サービス購入費」とは「サービス購入費の内維持管理・運営費相当額」との理解でよろしいでしょうか。／③「引渡予定日」とあるのは「供用開始日」ではないでしょうか。	①お考えのとおりです。②施設の引渡が行われ、維持管理・運営業務が開始されないといった希な場合においては、お考えのとおりです。③当該部分の「引渡予定日」を「供用開始日」に訂正します。
515	⑧	維持管理・運営 業務開始の遅延	25	05	50					維持管理・運営業務の開始が引渡予定日より遅延した期間について、大学が支払義務を負わないのは、サービス購入費のうち当該遅延により実施されなかった維持管理・運営業務に係る維持管理・運営費相当に限られると理解してよろしいでしょうか。	施設の引渡が行われ、維持管理・運営業務が開始されないといった希な場合においては、お考えのとおりです。
516	⑧	支援業務等	25	05	51					専門的な立場から各種の支援とありますが、具体的な支援内容を教えてください。	いわゆる「省エネルギー等調査・提言」ですが、本件施設を自ら維持管理する者として、内容の濃い「調査・提言」を期待しています。なお、「調査・提言」に基づいて施設・設備等の改善を行う場合、これらに係る費用は、大学の負担とします。ただし、「入札説明書等（特に要求水準書）の規定を満たすための範囲」および「第1項（本件施設の引渡しから2年間）において、事業者（入札参加時）のLCCの低減に関する提案を実現するための範囲」については、事業者の費用負担とします。
517	⑧	支援業務等	25	05	51					専門的な立場から調査・検討し、提言を行わなければならない、とありますが、調査・検討、提言の具体的な内容を教えてください。	いわゆる「省エネルギー等調査・提言」ですが、本件施設を自ら維持管理する者として、内容の濃い「調査・提言」を期待しています。なお、「調査・提言」に基づいて施設・設備等の改善を行う場合、これらに係る費用は、大学の負担とします。ただし、「入札説明書等（特に要求水準書）の規定を満

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											たすための範囲」および「第1項（本件施設の引渡しから2年間）において、事業者（入札参加時）のLCCの低減に関する提案を実現するための範囲」については、事業者の費用負担とします。
518	⑧	本件施設の修繕	26	05	59	2				大学の責めに帰すべき事由による本件施設の修繕・模様替えの費用負担は大学とありますが。その場合修繕工事は事業者がすることになりますが、支払方法や支払条件はどのようになりますでしょうか。	現段階では未定ですが、個々の事象に応じた合理的かつ納得的な支払方法とする予定です。
519	⑧	本件施設の修繕	27	05	59	3				火災等による損傷について、北館では大学と事業者が協議して定めるとありますが、これは費用負担、修繕時期、修繕方法等のことでしょうか、そうであれば大学側のそれらの方針や基準等があれば、ご教示願います。	北館（BOT施設）については、所有権留保特約付売買なので、不可抗力リスクは原則として大学が負担します。しかし、施設自体の所有権は形式的には事業者に属しており、また、火災保険の被保険者も事業者ですので、具体的には協議により決めるとしたものです。
520	⑧	運営業務の実施	27	05	60	3				独立採算業務については、他の業務の会計とは分離させた会計とすることとなっておりますが、具体的にはどの程度の会計処理・手続きを想定されているでしょうか。たとえば、建物賃料は必ず独立採算業務の費用としなければならない、あるいは、独立採算業務を行う受託企業ごとに財務諸表を作成しなければならないなどの方針等がありますでしょうか。	本契約に基づいて大学が事業者を支払うサービス購入費に係わる部分と、事業者が自らの責任で行う運営業務（購買業務、書籍業務、食堂運営業務）に係わる部分とが、明確になるよう分離してください。事業者が自らの責任で行う運営業務に係わる部分には、例えば、内装・設備・什器備品等の整備費、維持管理費、光熱水費、建物使用料、利用者からの料金等も含まれます。詳細については、事業者の判断に委ねます。
521	⑧	運営窓口	27	05	62	3				「大学の意見」については、要求水準書に定められた範囲において反映すれば良いと理解してよろしいでしょうか。	本項は、運営業務のうち特に独立採算業務をイメージした項であり、発注者としての大学とともに、利用者としての大学（関係者）の意見を反映させようとする主旨です。ご指摘のように、要求水準書に規定されている範囲外については、事業者の判断に委ねるところです。ただし、要求水準書の各所に「利用者のニーズの把握や反映を行う」ことについて記載されていることについて十分配慮してくだ

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											さい。
522	⑧	購買業務及び 書籍業務	28	05	65	2				「規定以外の場所」とは具体的に どのような内容を指しているの でしょうか（駒場キャンパス内 にて事業計画地以外の場所も 含まれるのでしょうか）？	現段階では、大学として具体的 には想定しておりませんが、「規 定以外の場所による期間の限 定的な物品販売」の趣旨から して、広く「駒場Ⅰキャンパ ス構内」とする予定です。
523	⑧	食堂運営業務	29	05	68	1				「食堂ホールのテーブル及び 椅子は本事業とは別途に大学 が用意する」とありますが、事 業期間中の修繕・更新について はどのように考えているので しょうか。	事業期間中の修繕や更新も、 本事業とは別に大学が行いま す。
524	⑧	食堂運営業務 の費用負担	29	05	68	1				食堂ホールのテーブル及び椅子 について、貴学が用意する際 に事業者から仕様について提 案することは可能でしょうか。	事業者の提案を可能な限り尊 重したいと考えています。た だし、原則として、大学の食 堂に相応しい経済的かつ堅 牢なものを選定してください。
525	⑧	食堂運営業務 の費用負担	29	05	68	1				食堂ホールのテーブル及び椅子 について、貴学が用意する際 に事業者から仕様について提 案することは可能でしょうか。	事業者の提案を可能な限り尊 重したいと考えています。た だし、原則として、大学の食 堂に相応しい経済的かつ堅 牢なものを選定してください。
526	⑧	サービス購入 費の支払	29	06	69	4				「第●条」は第70条でしょうか。	当該部分の「第●条」を「次 条」に訂正します。
527	⑧	契約期間	30	07	73	3				運営事業に関しては、「北館の 学校事務業務及び教育研究の 補助業務」についてのみ必要 事項の説明、資料の提供等の 引継ぎに必要な業務を行えば 良いと理解してよろしいで しょうか。	お考えのとおりです。
528	⑧	契約期間	30	07	73	4				「事業者が独立採算業務実施 のために保有する物品等」につ き、大学に譲渡する場合には 、対価をいただけると理解し てよろしいでしょうか。	大学（または次に業務に当た る者）への無償による譲渡、 大学（または次に業務に当た る者）の有償による買取、大 学（または次に業務に当たる 者）の撤去にともなう費用の 負担などについては、大学（ または次に業務に当たる者） と選定事業者の協議による ものとし、事業契約書（案） 別紙14の「建物賃貸借契約 書」を参照してください。
529	⑧	契約期間	30	07	73	4				独立採算業務部分を事業者が 契約期間満了後も継続して行 いたい場合、どのような手続 が必要でしょうか。	現段階では、当該の手続等は 未定です。継続するしないも 含めて、その時点での大学と 事業者（運営業務に当たる者 ）との協議によるものとし ます。
530	⑧	契約期間満了	30	07	74	1				経年劣化、自然損耗又は事業 者の	経年劣化、自然損耗については、

番 号	書 類 No	一般書類→ 項目 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		時の検査								責めに帰すことのできない事由により本件施設が要求水準書に示された水準を満たさない場合には免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	それらが生じた場合に要求水準のレベル（主として、同施設を継続して使用することに支障がない状態）に保つのが維持管理業務の内容であり、これらについては免責されません。なお、不可抗力、法令変更については、お考えのとおりです。
531	⑧	北館の瑕疵担保責任	31	07	76	1 3				経年劣化、自然損耗又は事業者の責めに帰すことのできない事由により生じた瑕疵については免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	経年劣化、自然損耗については、それらが生じた場合に要求水準のレベル（主として、同施設を継続して使用することに支障がない状態）に保つのが維持管理業務の内容であり、これらについては免責されません。なお、不可抗力、法令変更については、お考えのとおりです。
532	⑧	事業者の債務不履行による契約の早期終了	31	07	77	1	(3)			2億円の設定根拠につき、ご教示ください。	大学が事業者に支払うサービス購入費等を勘案し、大学の判断で設定しました。
533	⑧	事業者の債務不履行による契約の早期終了	31	07	77	1	3			事業者が、自己の負担する金2億円以上の債務の履行を30日間以上に渡り遅延したとき、とありますが金2億円という金額を指定された根拠はどのようなものでしょうか。債権者の同意を得て債務の履行を遅延する場合は、この条項に当てはまらないのでしょうか。	大学が事業者に支払うサービス購入費等を勘案し、大学の判断で設定しました。なお、当該遅延について債権者の同意を得ている場合は、本号には該当しません。
534	⑧	大学の債務不履行	32	07	78	1				「東京大学工事請負契約要領別記第1号工事請負契約基準第40第3項に規定する率」についてご教示ください。	平成16年9月16日付けで、東京大学のHP（東京大学PFI事業）にて公表しました。
535	⑧	引渡前の解除の効力	32	07	81	1				文中の第81条は第91条ではないでしょうか。	当該部分の「第81条」を「第91条」に訂正します。
536	⑧	引渡前の解除の効力	32	07	81	1				「第81条」は「第91条」が正ではないでしょうか。	当該部分の「第81条」を「第91条」に訂正します。
537	⑧	食堂運営業務	33	07	81	5				「・・・大学は、合格部分の対価を、予算の範囲内で、・・・」とありますが、ここにいう予算とは具体的に何の予算を指すのでしょうか。	当該部分の「予算の範囲内で」を削除します。
538	⑧	引渡前の解除の効力	33	07	81	3 4 5				文中の利息とは、提案基準金利（もしくは支払基準金利）にスプレッドを加算した利息との認識でよろしいでしょうか。	その時点での市場の金利を考慮したものとします。
539	⑧	引渡前の解除	33	07	81	4				一括又は分割と記載されています	お考えのとおりです。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 別頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		の効力				5				が、一括の場合は速やかに、分割の場合は本契約の解除前の支払スケジュールに従って支払って頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	
540	⑧	引渡前の解除の効力	33	07	81	5				文中「予算の範囲内で」について、もう少し詳しく説明をお願いします。	当該部分の「予算の範囲内で」を削除します。
541	⑧	引渡前の解除の効力	33	07	81	1				大学は必要と認めるときは、出来高部分を最小限度破壊して検査することができるとありますが、どういふときを想定しておられますでしょうか。	事業者の工事記録が不十分で、破壊検査以外の確認方法がない場合などを想定しています。
542	⑧	引渡前の解除の効力	33	07	81	1				当該出来高部分にはS P C設立費、資金調達に係る費用等も含まれると理解してよろしいでしょうか。	当該出来高部分には、事業者（S P C）の設立費、資金調達に係る費用等は含まれません。
543	⑧	引渡前の解除の効力	33	07	81	3				「対等額」は「対当額」が正ではないでしょうか。	当該部分の「対等額」を「対当額」に訂正します。
544	⑧	引渡前の解除の効力	33	07	81	5				当該事業者が本契約に基づく業務を終了させるために要する費用には、資金調達に係る金融費用（スワップブレイクコスト等を含む）も含まれると理解してよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれるものとします。
545	⑧	引渡前の解除の効力	33	07	81	7				第77条各項の規定により本契約が解除された場合にのみ、大学は「費用を事業者に求償することができる」と理解してよろしいでしょうか。	原案どおりとします。
546	⑧	引渡前の解除の効力	33	07	81	3				「合格部分の対価支払債務と事業者の第84条第1項の規定による違約金支払債務及びその他事業者の大学に対する債務とを対等額で相殺することができる。」となっていますが、履行保証保険契約の保険金が、まず違約金に充当されとの理解でよろしいでしょうか。 (出来高と違約金が相殺された後には、保険会社は、違約金をカバーする履行保証保険の保険金の支払を行わない可能性がありますので。)	履行保証の保険金が支払われるかどうか確定するまで時間が係ることを想定されますので、ご質問のような順位付けは行いません。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
547	⑧	引渡後の解除 の効力（南館及 び和館）	34	07	82	5 6 7				「解除前スケジュールに従って （事業者に）支払う」とありますが、提案基準金利（もしくは支払 基準金利）にスプレッドを加算し た利息の支払も含まれると理解し てよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
548	⑧	引渡後の解除 の効力	34	07	82	2				大学の債務不履行（第78条）及び 任意解除（第79条）による本契約 解除の際の備品等の撤去は第73 条第2項を準用することとなつて おりますが、当該事由による撤去 費用を帰責事由者である大学側に 請求することは妨げられないと理 解して宜しいでしょうか？	お考えのとおりです。相当因果関 係の範囲内のものについては、大 学の損害賠償の対象となります。
549	⑧	引渡後の解除 の効力	34	07	82	5				事業者の債務不履行（第77条）に よる本契約の解除の場合において も、当該解除までの履行済の維持 管理・運営業務費のうち、未払い となっている金額は全て解除前の 支払スケジュールに従って支払わ れるものと理解して宜しいでしょ うか？	中途解除の場合の、履行済みの維 持管理・運営費については、解除 の時点で速やかに大学の履行確認 を受けるものとし、履行確認後、 事業者の請求書に基づき支払われ るものとします。必ずしも解除前 のスケジュールによるとは限りま せん。
550	⑧	引渡後の解除 の効力	34	07	82	6				大学の債務不履行（第78条）及び 大学による任意解除（第79条）に よる本契約の解除の場合、当該解 除の日までに履行済の維持管理・ 運営業務費のうち、未払いとなっ ている金額は全て解除前の支払ス ケジュールに従って支払われるも のと理解して宜しいでしょうか？	中途解除の場合の、履行済みの維 持管理・運営費については、解除 の時点で速やかに大学の履行確認 を受けるものとし、履行確認後、 事業者の請求書に基づき支払われ るものとします。必ずしも解除前 のスケジュールによるとは限りま せん。
551	⑧	引渡後の解除 の効力	34	07	82	4				「運営業務のうち食堂運営業務に ついては引継ぎを要しない。」と ありますが、これはどういう意味 でしょうか？	記載のとおり「食堂運営業務につ いては業務の引継ぎはしなくても 良い」という趣旨です。
552	⑧	占有移転後の 解除の効力（北 館）	35	07	83	5				一括又は分割と記載されています が、一括の場合は速やかに、分割 の場合は本契約の解除前の支払ス ケジュールに従って支払って頂け るとの認識でよろしいでしょ うか。	お考えのとおりです。
553	⑧	占有移転後の 解除の効力	35	07	83	2				大学の債務不履行（第78条）及び 任意解除（第79条）による本契約 解除の際の備品等の撤去は第73 条第2項を準用することとなつて おりますが、当該事由による撤去 費用を帰責事由者である大学側に 請求することは妨げられないと理	お考えのとおりです。相当因果関 係の範囲内のものについては、大 学の損害賠償の対象となります。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										解して宜しいでしょうか？	
554	⑧	占有移転後の 解除の効力	35	07	83	5				北館の買取り代金の支払いが分割 払いのケースがありますが、支払 期間は当初の支払スケジュールよ り長くなることはないとの理解で よろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
555	⑧	違約金等	36	07	84	4				事業者が本契約の終了により被つ た損害には、資金調達に係る金融 費用（スワップブレイクコスト等 を含む）も含まれると理解してよ ろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれるものとし ます。
556	⑧	違約金等	36	07	84	5				事業者が本契約に基づく業務を終 了させるために要する費用には、 資金調達に係る金融費用（スワッ プブレイクコスト等を含む）も含 まれると理解してよろしいでしょ うか。	合理的な範囲で含まれるものとし ます。
557	⑧	違約金等	36	07	84	1	(2)			当該違約金額は事業者にとっては 過大な負担を強いられると考える ため、再考いただけますでしょうか。 なお、再考いただけない場合、 違約金の設定根拠につき、ご教示 ください。	原案どおりとします。なお、「… 解除の日が属する事業年度にかか る維持管理・運営費相当及び…」 とし、大学としては事業者の負担 を低減させているものと考えてい ます。
558	⑧	保全業務	36	07	85					大学の債務不履行（第78条）及び 任意解除（第79条）により本契約 が解除となる場合、維持管理・運営 業務の引継ぎ完了までの本件施設 の保全業務は大学の費用負担で行 うものと理解して宜しいでしょうか？	事業者の費用負担で行ってくださ い。
559	⑧	関係書類の引 渡し等	36	07	86	1				本件施設の運営及び維持管理に必 要な一切の書類を大学に引渡すと ありますが、書類とは本契約解除 までに大学に提示した業務計画書 及び管理記録（施設管理台帳、業 務報告書、各種点検記録）という 理解で宜しいでしょうか？	ご質問にある書類のほか、本件施 設の運営及び維持管理に必要なも のも提出して下さい。
560	⑧	関係書類の引 渡し等	36	07	86	1				本件施設の出来高部分が存在しな い場合においても、作成が完了し ている設計図書等については大学 に引き渡すものとし、大学から事 業者に対価が支払われると理解し てよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。なお、出来 高として大学が買い取る場合に は、大学の検査に合格することが 必要です。
561	⑧	関係書類の引 渡し等	36	07	86	1				2行目の維持管理業務は維持管 理・運営業務ではないでしょうか。	当該部分の「維持管理業務」を「維 持管理・運営業務」に訂正します。
562	⑧	事業者による 表明保証及び	37	08	87	2				本事業に必要となる資金の調達に 際し、金融機関から本項各号に定	担保提供を求める金融機関等と大 学との間で、担保の実行等につい

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		誓約								める担保提供等を求められた場合には、大学の承諾はいただけると理解してよろしいでしょうか。	て協議が調った場合には承諾します。
563	⑧	事業者による 表明保証及び 誓約	37	08	87	2	(2) (3)			資金提供のシンジケーションにおきまして、貸付による資金提供者に加え、信託受益券を通じた資金提供者も含めることを考案中です。即ち、当初融資された金融機関からPFI事業者への貸付の一部が、国内の信託銀行に譲渡され信託受益権となります。この時、国内の信託銀行が、PFI事業者が所有する北館部分及びPFI事業者の東京大学に対して有する債権への質権設定及び担保提供につきまして、東京大学の事前承諾の申請を直接行います。この場合、東京大学及びPFI事業者に特段の不利益が無い限り、原則ご承諾を頂けますか。	担保提供を求める金融機関等と大学との間で、担保の実行等について協議が調った場合には承諾します。
564	⑧	協議及び追加 費用の負担	39	10	93	2				不可抗力に係る事由が生じた場合の協議については60日では不足ではないかと思われますので、第90条第2項（法令変更）と同様に120日として頂けないでしょうか？	原案どおりとします。4か月（120日）もの大学施設の閉鎖を認めることはできません。
565	⑧	契約の終了	39	10	95	1				94条に2項はありませんので、93条2項でしょうか。	当該部分の「第94条第2項」を「第93条第2項」に訂正します。
566	⑧	契約の終了	39	10	95	1				3行目及び4行目に「第94条第2項」とありますが、「第93条第2項」が正ではないでしょうか。	当該部分の「第94条第2項」を「第93条第2項」に訂正します。
567	⑧	公租公課の負担	39	11	96					事業者の責めに帰すことのできない事由により、北館の不動産取得税、固定資産税、都市計画税等について特例措置が適用されなかった場合及び和館・南館の不動産取得税、登録免許税等が課税された場合、当該費用は大学が負担していただけると理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
568	⑧	事業者に対する 誓約	42	11	107					大学は合理的な理由なく承諾を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	落札者の構成員で事業者（SPC）の株主である者に対する新株発行等については、お考えのとおりです。
569	⑧	遅延利息	42	11	110	2				第72条第2項に基づく債務とは、どのような債務でしょうか。ご教示願います。	第110条第2項の但し書き（「但し、第72条第2項に…延滞利息を支払うものとする。」）を削除し

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											ます。
570	⑧	遅延利息	42	11	110	2				「東京大学工事請負契約要領別記第1号工事請負契約基準第48第1項」に規定する延滞金の算定に用いる利率及び「東京大学工事請負契約要領別記第1号工事請負契約基準第46第3項」に規定する延滞利息の算定に用いる利率についてご教示ください。	平成16年9月16日付けで、東京大学のHP（東京大学PFI事業）にて公表しました。
571	⑧	土地使用貸借契約書	46	03	3					物件Bの使用貸借期間の始まりは、北館建設工事のため物件Aの始まりの期日と同じにできますでしょうか。	物件Aの使用貸借期間の始まりと物件Bの使用貸借期間の始まりを同じにすることは可能です。
572	⑧	土地使用貸借契約書	47	03	5					物件B（BTO部分である南館及び和館）の水道光熱費は、事業契約書（案）第55条及び第58条の定めにより、作業員詰所を除く部分は大学の負担となることから、別紙14建物賃貸借契約書第7条と同様に、費用負担は事業契約の定めに従うものとして頂けますでしょうか？	原案どおりとします。本条は土地の水道光熱費を定めたものであり、施設（建物）の光熱水費を定めたものではありません。
573	⑧	土地使用貸借契約書	48	03	11	2				甲が当該施設、または出来方部分を譲り受けない場合とは、どのような場合を想定されておられますでしょうか。ご教示願います。	事業者の債務不履行により事業契約が建設期間中に解除になった場合が想定されます。
574	⑧	事業者等が付保する保険等	56	07	1		2)	ウ		保険期間の「予定日」について、具体的にお示し下さい。	ここでの「予定日」とは、工事完成の予定日のことです。
575	⑧	事業者等が付保する保険等	56	07	1		2)	エ		保険金額の「請負代金額」の定義は本件施設の工事請負代金と考えてよろしいでしょうか。また北館引渡予定日以降については、南館および和館に相当する工事請負代金と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
576	⑧	事業者等が付保する保険等	57	07	2					普通火災保険は再調達価格に相当する金額を付保するとありますが、再調達価格に相当する金額とは、施設整備費相当の総額と理解して宜しいでしょうか？	再調達価格に相当する金額とは、事前調査費、設計費、敷地造成等費、建設工事費、工事監理費、周辺家屋影響調査・対策費、電波障害調査・対策費、各種申請に要する費用の合計を想定しています。
577	⑧	事業者等が付保する保険等	57	07	2					保険証券を提示しとなっていますが、保険証券の写し又は付保証明書でもよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
578	⑧	不可抗力による追加費用の負担割合	59	09						「選定事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は大学が負担すべき損害及び追加費用額から控除する。」	原案どおりとします。このことは、事業者が付保する保険料の原資が、大学が事業者へ支払うサービス購入費で賄われていることから

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										とありますが、これでは保険の付保の有無に関わらず、選定事業者は一定額負担が余儀なくされることから、保険を付保するインセンティブが生じません。そもそも選定事業者が保険を付保する趣旨は、不可抗力発生に伴う一定負担額を保険によりヘッジすることであるため、次のように修正をお願いします。「・・・保険金が支払われる場合、当該保険金の額が施設費総額の100分の1を超えるときは、当該超過額は大学が負担すべき損害及び追加費用額から控除するものとする。」	も、不合理な規定ではないと考えております。
579	⑧	不可抗力による追加費用の負担割合／法令変更による追加費用分担規定	59 74	09 13						独立採算業務は、本PFI事業の範囲であり、モニタリングの対象でもあります。しかし、別紙9（不可抗力）、別紙13（法令変更）において、「独立採算業務にかかる損害及び追加費用の一切が事業者負担」となっている事は資金調達、事業の安定化等の面で多大な負担が事業者を生じます。この合理的な理由をご教授ください。また、不可抗力、法令変更を理由として事業者に追加費用等が生じた場合に、要求水準の履行について協議事項と理解して宜しいでしょうか？	独立採算業務であり、事業者のリスクで事業を行って下さい。
580	⑧	不可抗力による追加費用の負担割合	59	09	1 2					事業者が事業契約で定める付保基準を超えて任意で付保した保険により保険金が支払われる場合、当該保険金相当額を大学が負担すべき額から控除するとなると事業者にとっては任意に保険を付保する意味がなくなってしまいますので、事業者が任意に付保した保険については、但し書は適用しないものとしていただけないでしょうか。	原案どおりとします。このことは、事業者が付保する保険料の原資が、大学が事業者へ支払うサービス購入費で賄われていることから、不合理な規定ではないと考えております。
581	⑧	不可抗力	59	09	1 2					“不可抗力により保険金が支払われる場合、当該保険金相当額は大学が負担すべき損害および追加費用から控除する。”とありますが、これでは事業者が自己が負担すべき不可抗力損害をカバーする目的で付保する保険についても事業者	原案どおりとします。このことは、事業者が付保する保険料の原資が、大学が事業者へ支払うサービス購入費で賄われていることから、不合理な規定ではないと考えております。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										の負担リスク転嫁が期待できないこととなります。したがって、“当該保険金相当額のうち事業者の負担する損害額を越える部分については大学が負担すべき損害および追加費用から控除する。”とすべきではありませんか。	
582	⑧	不可抗力	59	09	1 2					“不可抗力による損害又は追加費用”の範囲を明示願います。なお、不可抗力に伴う以下のような費用についても「追加費用」と判断してかまいませんか。契約内容（契約期間、仕様変更等）変更に伴う各種契約変更費用（含む違約金）、原因・被害状況・復旧方法等の調査・検討費用、応急措置、損害防止、損害軽減費用、その他事業者の負担・支出した不測の出費・営業継続費用（固定費用）等	一般的な社会通念に従うこととし、個別かつ詳細事項については、大学と事業者の協議によるものとします。なお、ご質問の例示については、当該費用の支出前に、大学との協議を行うものとします。
583	⑧	不可抗力による追加費用	59	09	3					事業契約書（案）第93条に係る別紙9において、不可抗力による独立採算業務の追加費用等について事業者負担とするとしているのはなぜでしょうか。	独立採算業務であり、事業者のリスクで実施すべき業務だからです。
584	⑧	保証書の様式	60	10						前文で平成17年2月●日となっていますが、事業契約の締結期限は平成17年3月と理解してよろしいでしょうか。	当該部分の「平成17年2月●日」を「平成17年4月●日」に訂正します。なお、入札説明書等における他の同様箇所も併せて訂正します。
585	⑧	サービス購入費の金額と支払方法及び改定等	64	11	4	(2)				「なお、消費税等の変更は、下記の指数に反映されているため、消費税等の変更による別途の改定は行わないものとする。」と記載されていますが、将来、消費税率の変更が行われた場合、課税対象額に消費税率変更分も加味されることになり、実質、二重課税が生じるのではないのでしょうか。	入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等2(3)2の「維持管理運営費相当の改定」および事業契約書（案）別紙114(2)の「維持管理運営費相当の改定」の「事業期間中の物価変動に対応して維持管理運営費相当を改定する。なお、消費税等の変更は下記の指数に反映されているため、消費税等の変更による別途の改定は行わないものとする。」を「事業期間中の物価変動に対応して[維持管理運営費相当±維持管理運営費相当に係る消費税等（維持管理運営費相当の100分の5に相当する金額:消費税等相当額）÷支払額（本項のみでの定義）]を改定する。なお、消費税等の変更は下記の指数に反映されている

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表質問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
											ため、消費税等の変更による別途の改定は行わないものとする。」に訂正します。
586	⑧	サービス購入費の改定方法	64	11	4	(1)				施設整備費相当の消費税等は、変更による改定をお願いします。特にBOT事業において、事業者が消費税変更リスクを負担した場合、このリスクに対応する費用を見込む必要があり、VFMの悪化に繋がると考えます。	原案どおりとします。事業者においては、当該消費税等の変更リスクをヘッジすべく、事業の枠組等（会計処理等）に配慮してください。
587	⑧	サービス購入費の改定方法	64	11	4	(2)				維持管理・運営費相当の消費税等、指数により反映させた維持管理・運営費相当額と消費税等（消費税等の変更があった場合は改定後の消費税）をお支払い頂くようお願いいたします。現在の条件では、事業者が消費税改定リスクの一部負担をすることとなるため、このリスクに対応する費用を見込む必要があり、VFMの悪化に繋がると考えます。	ご質問の内容が正確に把握できませんが、入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等2(3)2の「維持管理運営費相当の改定」および事業契約書（案）別紙11 4(2)の「維持管理運営費相当の改定」の「事業期間中の物価変動に対応して維持管理運営費相当を改定する。なお、消費税等の変更は下記の指数に反映されているため、消費税等の変更による別途の改定は行わないものとする。」を「事業期間中の物価変動に対応して「 <u>維持管理運営費相当＋維持管理運営費相当に係る消費税等（維持管理運営費相当の100分の5に相当する金額：消費税等相当額）＝支払額（本項のみでの定義）</u> 」を改定する。なお、消費税等の変更は下記の指数に反映されているため、消費税等の変更による別途の改定は行わないものとする。」に訂正します。
588	⑧	サービス購入の減額の基準と方法	68	12	2	(1)				P68 下から6行目～下から4行目「～但し、大学が支払うサービス購入料の対象とはせず事業者が自らの負担で実施する購買業務、書籍業務、食堂運営業務にあたっては、その他費用の減額を行う。」との記載がありますが、このその他費用とは、入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等（別紙）P（3）維持管理運営費相当に含まれる費用項目の一覧表中、営業費用相当項目中の、その他の費用と理解して宜しいですか？	当該部分の「その他費用」を「その他の費用」に訂正します。ご質問の「その他の費用」とは、入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等2(1)の「サービス購入費の構成」の「施設整備費相当、維持管理運営費相当に含まれる費用項目」を示す表中において「維持管理運営費相当」の下位に並ぶ「建物保守管理業務」から「教育研究の補助業務」と並ぶ位置付けの「その他の費用」のことです。
589	⑧	サービス購入	68	12	2	(1)				モニタリングによる購買業務、書	当該部分の「その他費用」を「そ

番号	書類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
		費の減額の基準と方法								籍業務及び食堂運営業務の減額対象となる費目は、入札資料「入札金額等の算出方法・サービス購入費の支払方法等 P.3 その他の費用」のうち、「選定事業者の運営費」及び「その他維持管理運営業務に関して必要となる費用」が減額されるものと理解して宜しいでしょうか？	の他の費用」に訂正します。ご質問の「その他の費用」とは、入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等2(1)の「サービス購入費の構成」の「施設整備費相当、維持管理運営費相当に含まれる費用項目」を示す表中において「維持管理運営費相当」の下位に並ぶ「建物保守管理業務」から「教育研究の補助業務」と並ぶ位置付けの「その他の費用」のことです。
590	⑧	サービス購入費の減額の基準と方法	68	12	2	(1) 3 (1)				運営業務の要求水準未達の場合に、その他費用を減額すると事業者の収支安定性に影響を及ぼす可能性があります。つきましては、その他費用を減額対象から外していただけますでしょうか。外していただけない場合、その理由をご教示いただけますでしょうか。	当該部分の「その他費用」を「その他の費用」に訂正します。独立採算業務との位置付けとはいえ、本PFI事業の一部を成し、かつ、最も重要な業務であるため、「その他の費用」を減額の対象とすることに、十分な妥当性があるものと考えています。
591	⑧	サービス購入費の減額の基準と方法	72	12						運営業務の減額措置によって「その他費用」が減額されますが、税金、保険料、その他運営管理に関わる費用にまで減額が及ぶと金額も多額でSPCの継続が危なくなると考えられます。減額対象になる費用についての範囲の縮小をお願いいたします。	当該部分の「その他費用」を「その他の費用」に訂正します。独立採算業務との位置付けとはいえ、本PFI事業の一部を成し、かつ、最も重要な業務であるため、「その他の費用」を減額の対象とすることに、十分な妥当性があるものと考えています。
592	⑧	サービス購入費の減額の基準と方法	72	12	3	(4)				「減額ポイントは対象業務ごとに計算し、減額も対象業務ごとに行う。」と記載されていますが、「業績監視の区分」ごとに行われるものと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。ただし、購買業務、書籍業務、食堂運営業務にあつては、一体（減額ポイントを合計）として扱い、その他の費用の減額を行います。
593	⑧	法令変更による追加費用	74	13						事業契約書（案）第90条に係る別紙13において、法令変更による独立採算業務の追加費用等については事業者負担とされているのはなぜでしょうか。	独立採算業務であり、事業者のリスクで実施すべき業務だからです。
594	⑧	法令変更による追加費用分担規定	74	13						事業者の収支に影響を及ぼすような外形標準課税の変更があった場合は当該費用を大学にて負担していただけると理解してよろしいでしょうか。	原案どおりとします。
595	⑧	不動産（建物）賃貸借契約書の様式	75	14						前文で平成17年2月●日となっていますが、事業契約の締結期限は平成17年3月と理解してよろ	当該部分の「平成17年2月●日」を「平成17年4月●日」に訂正します。なお、入札説明書等におけ

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										しいでしょうか。	る他の同様箇所も併せて訂正します。
596	⑧	建物賃貸借契約書	76	14						(不動産(建物)建物賃貸借契約書) 北館はBOT方式で事業者が所有権を有しているので、物件A（書籍業務）及び物件B（購買業務）に関しては、大学との賃貸借契約は発生しないという解釈でよろしいでしょうか。	北館（BOT施設）については、大学は占有を有しているので、これを事業者が利用するためには賃貸借契約の締結が必要です。
597	⑧	建物賃貸借契約書	76	14						建物賃貸借契約 第4条に記載の貸付料については、現在未定であり、入札説明書においても「低廉な価格」とのみ記載されておりますが、当該貸付料の算定基準等がございましたらご教授ください。また、当該算定基準・方法について独立採算業務の性格・収支を鑑み個別に対応していただける余地はありますでしょうか。	建物使用料の算定基準の公表は予定していません。また、個別の対応についても予定していません。建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。 なお、食堂運営業務を実施するために使用する関係諸室のうち食堂（食事をする部分）を学生の自習室及び交流室等として開放する場合は、食堂（食事をする部分）に関して、「建物賃貸借契約の対象から外す（建物使用料を徴収しない）。」ことに変更します。ただし、食堂（食事をする部分）に選定事業者が設置するレジ、ショーケース等に関する建物使用料は、徴収します。
598	⑧	建物賃貸借契約書	76	14	2 3 5					書籍業務や購買業務は北館（BOT部分）で行なわれ、所有者はSPCとなります。SPCは大学に施設占有の権利を一括して引渡し、その一部を大学が運営事業者に賃貸するということでしょうか。また、賃貸料はどれくらいを想定しておられますでしょうか。	事業者（SPC）は、大学に施設占有の権利を一括して引渡し、その一部を <u>大学が事業者（SPC）に賃貸</u> します。 なお、建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。
599	⑧	建物賃貸借契約書	76	14	5					建物賃貸借契約書第5条における賃借料は別表に記載された固定資産税相当額、都市計画税相当額、消費税及び地方消費税相当額のみで他の要素を含まないと考えてよろしいでしょうか。	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。
600	⑧	建物賃貸借契約書	77	14						建物賃貸借契約書 第8条において、転貸等が禁止されております	事業者（SPC）が第三者に転貸するスキームは認めません。事業

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
										が、事業者（SPC）が、独立採算業務を行う構成員又は協力企業に転貸できるよう「乙は次の行為をしてはならない」という文言を「乙は甲の承諾なく次の行為をしてはならない」と修正していただけないでしょうか。	者（SPC）自らが独立採算業務を行って下さい。また、構成員又は協力会社には、事業者（SPC）から当該業務を業務委託してください。
601	⑧	建物賃貸借契約書	77	14	6	1				事業収支計画作成に重大な影響を与える可能性がある為、貸付料改定の基準を明示してください。	現段階では、基準の公表を予定していません。ただし、消費者物価指数等、通常、建物使用料等の改定に用いられる指数に基づいて行う予定です。
602	⑧	不動産（建物）賃貸借契約書の様式	78	14	12					「事業契約が効力を失ったときは、本契約も終了する」ともと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
603	⑧	建物賃貸借契約書	80	14	表					事業収支計画作成に重大な影響を与える可能性がある為、賃料の実額を開示いただけますでしょうか？	建物賃貸借契約を締結する時点で建物使用料は決定されますが、現段階では「上限を1㎡当たり年額8,000円程度＋建物の固定資産税・都市計画税相当分」を想定しています。
604	⑧	不動産（建物）賃貸借契約書の様式	80	14	表					物件A及び物件Bについては、乙が所有権を有しているため、乙が固定資産税及び都市計画税を納付しなければならないものと考えますので、乙から甲に支払われる賃料の内訳に含めるのは適切ではないと考えます。	原案どおりとします。事業者が支払う固定資産税・都市計画税の相当分は、大学が事業者に支払うサービス購入費に含まれています。
605	⑨	その他								特定事業の選定において、VFMの算出根拠であるPFI方式による財政負担額について公表していただけないでしょうか。	公表する予定はありません。
606	⑨	その他								南館食堂計画における喫煙計画について／コミュニケーション・プラザにおける喫煙計画については、どのように計画されているのでしょうか。	建物内は、原則として全館禁煙とするが、南館の共用部分に限り喫煙室を設ける。具体的には入札参加者の提案に委ねます。
607	⑨	その他								南館食堂計画における教職員用スペース等について／教職員専用（もしくは優先等）の食堂または席の計画は、必要でしょうか。必要でしょうか。	食堂において、教職員専用（もしくは優先等）の席は想定していません。
608	⑨	その他								南館食堂計画における夕食の提供について／夕食提供の要望がございいますが、平成15年度の実績としては、平均何食ぐらいの販売実績だったのでしょうか。	1日当たり300食程度の需要がありますが、提案により更なる拡大が見込めると考えています。

番号	書類 No	項目 一般書類→ 様表資問→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
609	⑨	その他								南館食堂計画におけるパーティー等について／(生協様のホームページを見ますと)パーティーの売上がかなりあるようでございますが、駒場Ⅰキャンパスにおける平成15年度の実績(売上)はどの位あったのでしょうか。	売上実績については公表しませんが、教職員の懇談、学生主催の懇談、その他の学会・会議での懇談など、相当程度の需要が見込めると考えています。
610	⑨	その他								購買・食堂業務に関する物品等の搬入について、回数・時間帯等の制限はありますでしょうか。	現段階では、搬入に関する具体的な制限を定めていませんが、深夜あるいは早朝の搬入については、事業者と大学で協議するものとしします。
611	⑨	その他								学生会館・105号館の改修時期についてお示し下さい。	現段階では、105号館の具体的な改修時期は未定です。
612	⑨	閲覧資料／駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱等	関	01						「新たなプレゼンテーション機構による市民社会との文化的交流」とは、本計画北館多目的教室での文化的交流のことかと思われますが、貴大学が想定されている市民社会との文化的交流に関するプログラムや開催方法、プレゼンテーション方法等についてご教示ください。	現段階では、本施設における当該のプログラム等は未定です。
613	⑨	閲覧資料／駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱等	関	01						附図A-2・4では、主軸である銀杏並木が東側一二池まで達し、矢内原公演に廻る緑道となっていますが、資料5では、主軸が多目的ホール前で終わり、周囲の緑道も計画されておられません。本計画では、資料5に準ずる計画と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 別表・資料の「資料5 参考プラン」に準じて計画してください。
614	⑨	閲覧資料／埋蔵文化財発掘調査関連資料	関	04						「検出された遺構分布、確認された旧地形を合わせると、特に西側に展開することが推測される。」とありますが、埋蔵文化財発掘調査は、選定事業者との基本協定の締結後直ちに行っても、Ⅰ期工事・設計及び建設期間12ヶ月と非常にタイトなスケジュールの中で行うこととなりますが、埋蔵文化財発掘調査について、貴大学で行うことは可能でしょうか。	原案どおりとします。 なお、「埋蔵文化財発掘調査の考え方」を新たに閲覧資料として追加提示します。詳細については別紙を参照してください。
615	⑨	閲覧資料／(駒場Ⅰ) コミュニケーション・プラザ建設地と土地履歴	関	05						第一高等学校平面略図中に表記されている、寄宿寮及び食堂での熱源(灯油、重油等)等の設備仕様についてご教示ください。	当時の資料が現存しませんので、ご要望の資料をお示しできません。なお、大学としては、土壤汚染はないものと想定しています。

番 号	書 類 No	項目 一般書類→ 様表資料→ 契約書類→	頁 種別 頁	I 番号 章別	1 条	(1) 項	1) 号	ア	①	質 問	回 答
616	⑨	閲覧資料／（駒場Ⅰ）コミュニケーション・プラザ建設地と土地履歴	関	05						旧駒場寮解体関係図面より、寮食堂厨房部分等より土壌汚染があった場合、土壌入替え工事等でⅠ期工事・設計及び建設期間12ヶ月と非常にタイトなスケジュールと考えられますが、その場合のスケジュール変更についてご教示ください。	大学が提供した資料等から確認されないもので通常予期し得ない地中障害物（土壌汚染を含む）または文化財等が出土した場合は、大学と事業者の協議によるものとします。
617	⑨	閲覧資料／周辺建物図面	関	06						教養学部図書館、駒場Ⅰキャンパスプラザの基礎構造（杭種類等）をご教示ください。	駒場図書館：PHC杭（φ800、l=17.0m）中堀り拡大根固め工法 キャンパスプラザ：直接基礎（地盤改良、t=0.55～4.50m）セメント系固化材
618	⑨	閲覧資料／周辺建物図面	関	06						図書館の2階床レベルに関しては閲覧資料6-1で資料4高低測量図に示すレベル36.60の確認ができますが、閲覧資料6-2で多目的ホール及び共用棟の床レベルの確認が困難と思われます。ご教示ください。	多目的ホール、キャンパスプラザの1階床レベルは35.40です。
619	⑨	閲覧資料／旧駒場寮解体関係図面	関	07						旧駒場寮はフーチング基礎であり、松杭等はないと考えてよろしいでしょうか。	本事業の業務の範囲に、旧駒場寮の基礎及び割栗石・砕石以外の地下工作物（コンクリート杭等）の撤去工事を含めます。ただし、大学が提供した資料等から確認されないもので通常予期し得ない地中障害物または文化財等が出土した場合は、大学と事業者の協議によるものとします。 なお「旧駒場寮の残存する地下工作物（コンクリート杭等）関係資料」を新たに閲覧資料として追加提示します。詳細については別紙を参照してください。参考資料を閲覧します。